

令和7年度（2025 年度版）

城陽市環境報告書

—令和6年度報告—

～できることから始めよう

環境にやさしいまちづくり～

城 陽 市

城陽市章



城の文字と太陽のイメージを合わせたマーク。

町制施行4周年を機に制定されました。

昭和 30 年(1955 年)4月 26 日制定

〔 昭和 47 年(1972 年)5月 3 日市制施行に
伴い町章を市章とした。 〕

城陽市民憲章

かぐわしい梅の香りと清らかな水のわがふるさとを愛し、先人の遺し

た文化を育み、平和でかがやかしい城陽の未来を創造するために

わたくしたち城陽市民は

1. 自然を生かし 美しい緑を育てましょう
1. 教養を深め 豊かな文化をつくりましょう
1. 心身を鍛え 働く喜びを大切にしましょう
1. 隣人を愛し ふれあいの輪を広げましょう
1. 秩序を守り やすらぎのまちを築きましょう

(昭和 57 年 11 月 7 日制定)

環境を守り育てる市民の誓い

私たちのまち城陽は、京都と奈良の中間に位置し、緑あふれる山、豊かな水、これら自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきました。

私たちは、多くの先人たちの努力により守られてきたこの貴重な財産を、より良い形で将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今、環境の問題を正しく認識し、何をすれば良いかを考え、身近なことから行動することが大切です。

そこで、私たちは、城陽市環境基本条例に基づき、市、市民、市民団体、事業者のパートナーシップにより、みんなで力を合わせて、良好な環境を守り育てることを誓います。

平成 15 年 10 月 25 日

城陽環境パートナーシップ会議

目 次

第1章 城陽市の概要

1. 位置及び自然条件	1
2. 沿革	1
3. 人口	2
4. 土地利用	2
5. 交通	3
6. 上下水道	3

第2章 城陽市の環境の現況

1. 大気	5
2. 水質	7
3. 地下水	8
4. 騒音・振動	10
5. 悪臭	12
6. ダイオキシン類	12
7. 除草	13
8. 公害苦情	13
9. 廃棄物・リサイクル	14
10. 動植物調査	16
11. 緑化	16
12. 環境美化活動	16
13. 環境学習等	18

第3章 城陽市の環境政策

1. 城陽市環境基本条例	23
2. 城陽市環境基本計画	23
3. 推進体制	25
4. 城陽市環境審議会	28
5. 城陽市ゼロカーボンシティ宣言	28
6. 城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	29
7. 城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）	30

<資料編>

第1章 城陽市の概要

1-1 気象	43
1-2 人口推移	43
1-3 土地利用	44
1-4 上水道事業規模	44
1-5 公共下水道の状況	45
1-6 し尿浄化槽設置状況	45

第2章 城陽市の環境の現況

2-1 環境行政のあゆみ	46
2-2 大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等	49
2-3 城陽測定局における測定結果の経年変化	49
2-4 大気汚染に係る環境基準	50
2-5 光化学スモッグ注意報等の発令基準	50
2-6 大気質調査結果	50
2-7 公共用水域水質測定結果	51

<資料編続き>

2-8	水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）	52
2-9	水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）	53
2-10	市内8河川水質（BOD値）の経年変化（年平均値）	54
2-11	地下水水質測定結果	55
2-12	地下水の環境基準	56
2-13	城陽市地下水採取の適正化に関する条例	57
2-14	地下水取水状況	59
2-15	地下水位状況	59
2-16	一般地域の環境騒音測定結果	59
2-17-(1)	道路交通振動測定結果	59
2-17-(2)	評価区間別面的評価結果	60
2-18	騒音に係る特定施設の届出状況	60
2-19	振動に係る特定施設の届出状況	60
2-20	騒音に係る環境基準	61
2-21	自動車騒音の要請限度	61
2-22	道路交通振動の要請限度	61
2-23	悪臭防止法に基づく規制基準	62
2-24	ダイオキシン類等の調査結果	62
2-25	城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例	63
2-26	除草指導状況	63
2-27	公害別の苦情受理件数及び処理件数	64
2-28	城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	64
2-29	ごみの処理量と資源化率	68
2-30	生ごみ処理機等購入費補助の状況	68
2-31	城陽市ポイ捨て禁止条例	69
2-32	城陽市飼い犬のふん便の防止に関する条例	70
2-33	城陽市の名木・古木	71
2-34	公園の設置状況	73

第3章 城陽市の環境政策

3-1	城陽市環境基本条例	74
3-2	城陽市環境基本条例制定の経過と城陽市環境市民懇話会の活動経過	78
3-3	城陽市環境基本計画の策定経過	78
3-4	第2次城陽市環境基本計画の体系	79
3-5	城陽環境パートナーシップ会議規約	80
3-6	城陽市環境政策推進本部設置規則	81
3-7	城陽市環境審議会規則	82
3-8	城陽市環境審議会の開催状況	83
3-9	城陽市ゼロカーボンシティ宣言	85
3-10	城陽市環境方針	86
	用語の説明	87

第1章 城陽市の概要

1. 位置及び自然条件

本市は京都盆地の南東部に位置し、西に木津川、東に醍醐、信楽山地に連なる丘陵地をもち、東西9.0km、南北5.4km、総面積32.71km² の市です。

北は宇治市及び久世郡久御山町に接し、東は鴻ノ巣山を経て綴喜郡宇治田原町に連なり、南は綴喜郡井手町に、西は木津川を挟んで八幡市及び京田辺市に相対しています。

地勢は、古川が流れる北西部の海拔13.0mの低平地から、南東部の丘陵地の海拔430.2mにかけて広がる東高西低の地盤傾斜を呈しています。

地形と地質の分布は極めてよく一致しており、南東部の山地は古生層で、JR奈良線をほぼ境界として、丘陵地は洪積層、木津川右岸の低地は沖積層で覆われています。

気候は、年間平均気温が17°C前後と比較的温暖で、年間降雨量も1,400mm程度であり、住むのに適した気候です。

(資料編1-1「気象」を参照)

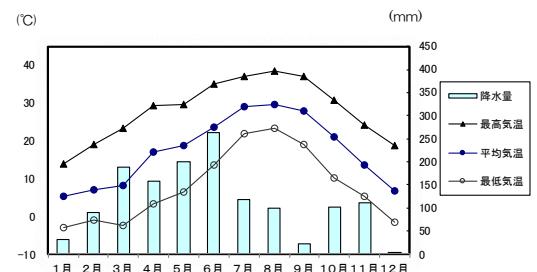
■城陽市の位置図



■位置、面積、市域、海拔

位置(市役所)	北緯 34° 51'	東經 135° 47'
面 積	32.71km ²	
市 域	東西 9.0km	南北 5.4km
海 拔	最高 430.2m	最低 13.0m

■令和6年 月別気温・降水量



2. 沿革

本市は、京都・奈良の中間に位置するため古くから交通の要衝としてひらけ、5世紀の大和時代には灌漑用の水路が設けられ豊かな耕地となつたため、多くの人々がこの地に居住し、平安時代の初期には栗隈郷、久世郷、水主郷、富野郷及び中村郷に分かれて集落が形成されました。

近世には、久世、平川など8か村に分かれ久世郡に属していましたが、明治22年の町村制実施によって、久津川、寺田、富野荘及び青谷の4か村となり、昭和26年に4か村が合併し、城陽町が誕生しました。その後、昭和30年代前半までは純農村として推移してきましたが、昭和30年代後半から近畿圏への人口集中に伴って、京都・大阪都市圏の住宅都市として一躍脚光を浴び急激な宅地開発が行われ人口が急増し、その

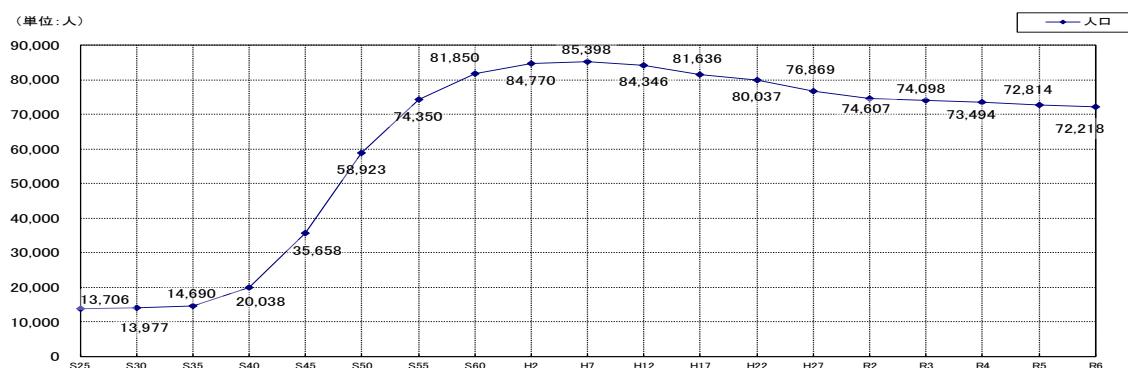
結果、昭和47年5月3日、市制を施行しました。

3. 人口

本市の人口は、昭和26年の城陽町発足当時は1万3千人、昭和35年には1万5千人でしたが、昭和47年の市制施行時には4万5千人と急増し、昭和60年には8万2千人となりました。その後、人口増加は鈍化し平成8年をピークに以降漸減し、令和6年10月1日の人口は72,218人となっています。

(資料編1－2「人口推移」を参照)

■人口の推移



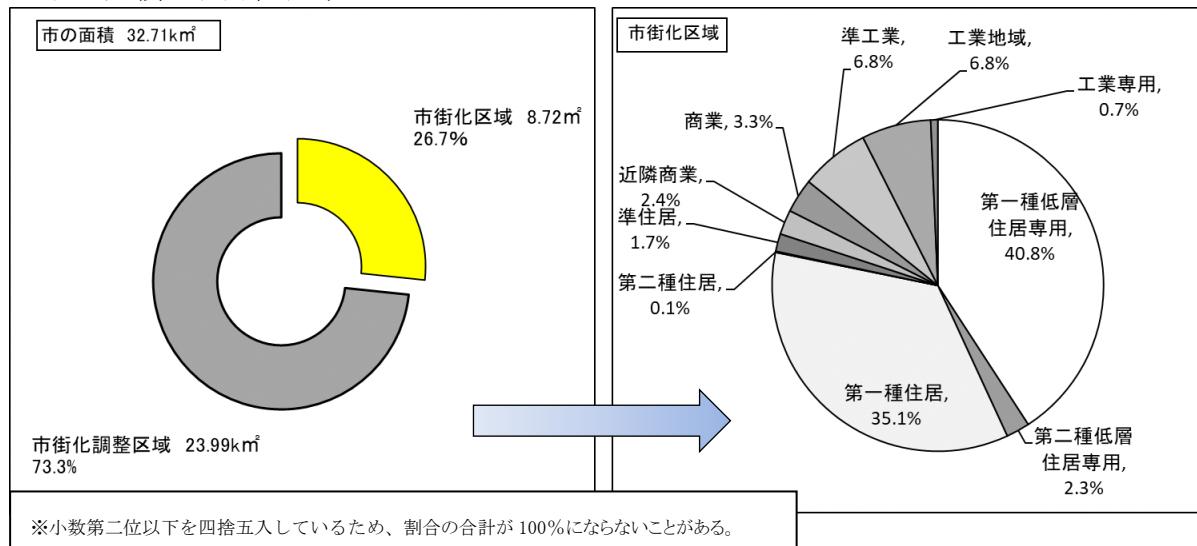
4. 土地利用

西部の平地は、住宅地、水田、畠地及び市街地で、国道24号沿線の一部に商業施設等が進出しています。また、東部には丘陵地が広がり、多くの自然環境が保全されています。

今後の新名神高速道路の大津一城陽間の開通を見据え、東部丘陵地において京都府南部地域の活性化へつながるような、新たな産業の創出・集積に向けたまちづくりが進められています。

(資料編1－3「土地利用」を参照)

■市の面積と市街化区域



5. 交通

鉄道は、JR奈良線と近鉄京都線が並行し、市内をほぼ南北に縦断しています。市内には両線とも3つの駅があり、京都や奈良への交通アクセスに恵まれています。

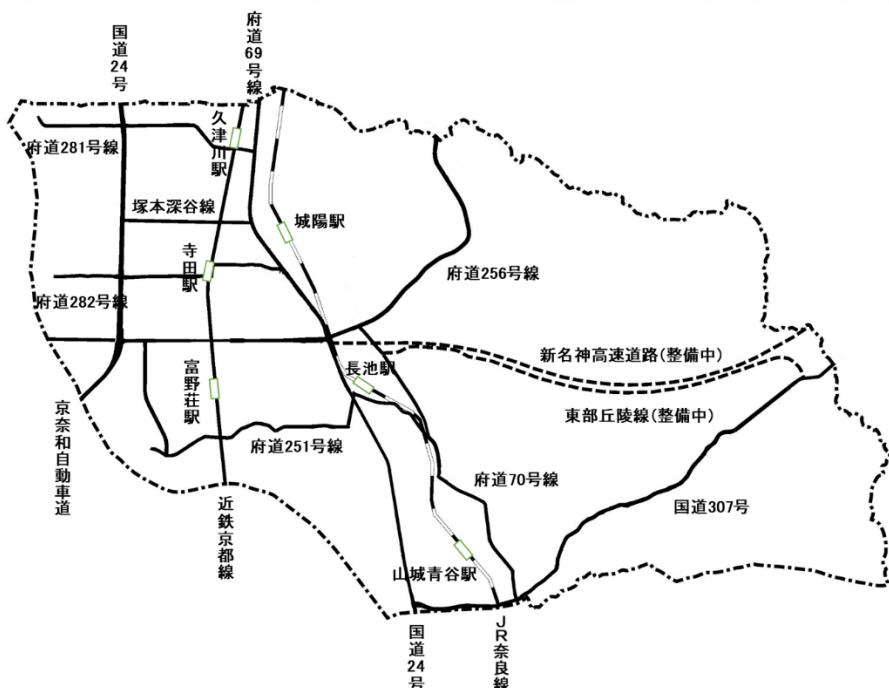
バス路線は、「鴻ノ巣山運動公園近鉄寺田線」と「プラムイン城陽長池線」の2路線があります。（令和7年3月31日現在）

また、広域的な道路ネットワークとして、新名神高速道路、京奈和自動車道などがあります。

なお、新名神高速道路に関しては、平成29年4月に城陽一八幡京田辺間が開通し、現在、大津一城陽間の開通に向け整備が進められています。

主要な幹線道路としては、他に市内を南北に縦断し奈良と京都を結ぶ国道24号と府道、東西を結ぶ府道、市域南部を東西に横断し京田辺市と宇治田原町に通じる国道307号があります。

■市内主要道路(国道・府道)



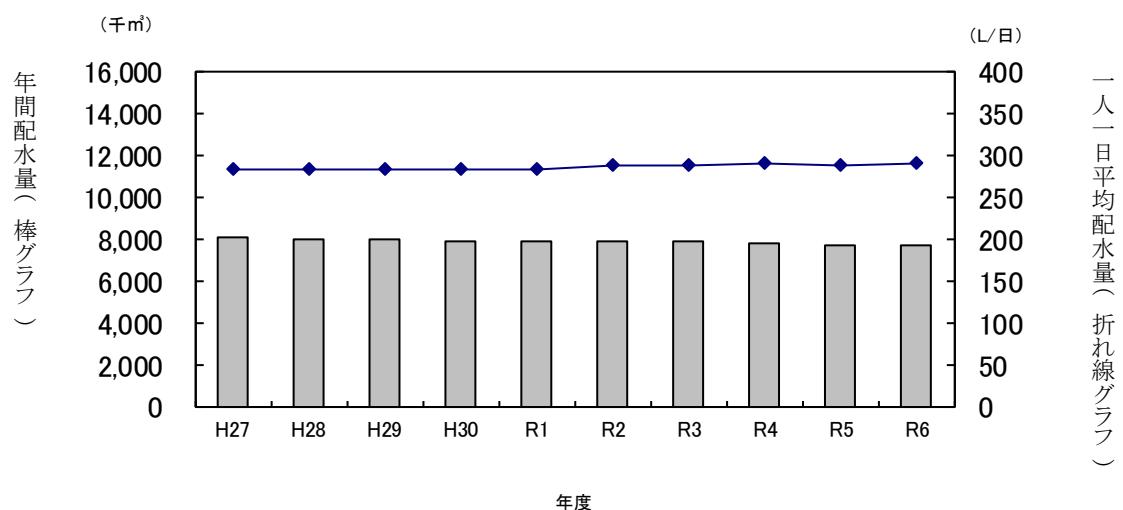
6. 上下水道

本市の上水道年間配水量は、給水人口減などにより減少傾向にある一方、一人一日平均配水量は、生活様式の変動などにより漸増傾向にあります。

また、本市の下水道は健康で快適な生活を送ることのできる環境確保と公共用水域の水質保全を図る目的で、昭和58年に事業着手し、平成2年4月に供用を開始しました。その後、積極的に整備を推進した結果、平成20年度（2008年度）で下水道整備はほぼ完了し、令和6年度（2024年度）の人口普及率は、99.6%となっています。

（資料編1-4「上水道事業規模」、1-5「公共下水道の状況」を参照）

■上水道配水量の推移



第1章 城陽市の概要

1. 大気

大気の現況を把握することを目的に、京都府では城陽市寺田宮ノ平（平成11年度までは寺田林ノ口）に設置した城陽測定局で二酸化窒素(NO_2)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)等の大気汚染物質及び風向、風速等の気象要素などの測定を実施されています。また、市でも独自に市内21か所で二酸化窒素(NO_2)の測定を実施しています。

1) 京都府による測定状況

城陽測定局では、二酸化窒素(NO_2)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)、微小粒子状物質(PM2.5)について測定されています。

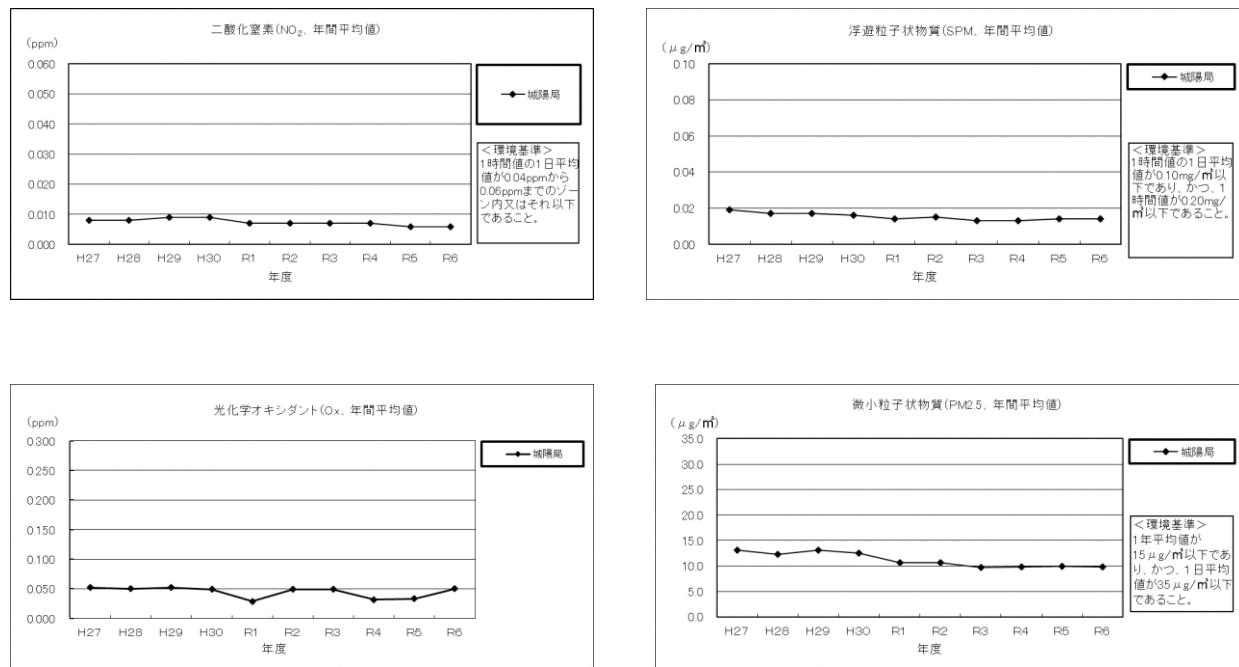
令和6年度はこのうち、二酸化窒素(NO_2)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)は、環境基準を達成しています。

なお、光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。微小粒子状物質注意報(日平均値が1立方メートルあたり70マイクログラムを超えると予想される場合に発出)は、発出されませんでした。

一酸化炭素(CO)、二酸化硫黄(SO_2)については、城陽測定局で測定されていませんが、測定されている京都府全測定局で環境基準を達成しています。

(資料編2-2「大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等」、2-3「城陽測定局における測定結果の経年変化」を参照)

■京都府における大気環境測定の推移



2) 市による測定状況

市では、大気の現況を把握することを目的に、春・夏・秋・冬の1週間、市内21か所で測定を実施しています。

令和6年度は、全地点とも環境基準を達成しています。

(1) 調査場所

No.1～No.21地点 ・・・簡易測定(PTIO方式)

No.11地点(城陽市消防本部駐車場)・・・JIS規格に基づく測定

※令和2年度から消防本部の移転に合わせて測定地点を変更しています。

(2) 調査期日

夏季(6月)、秋季(9月)、冬季(12月)、春季(3月)各季7日間

(3) 調査項目

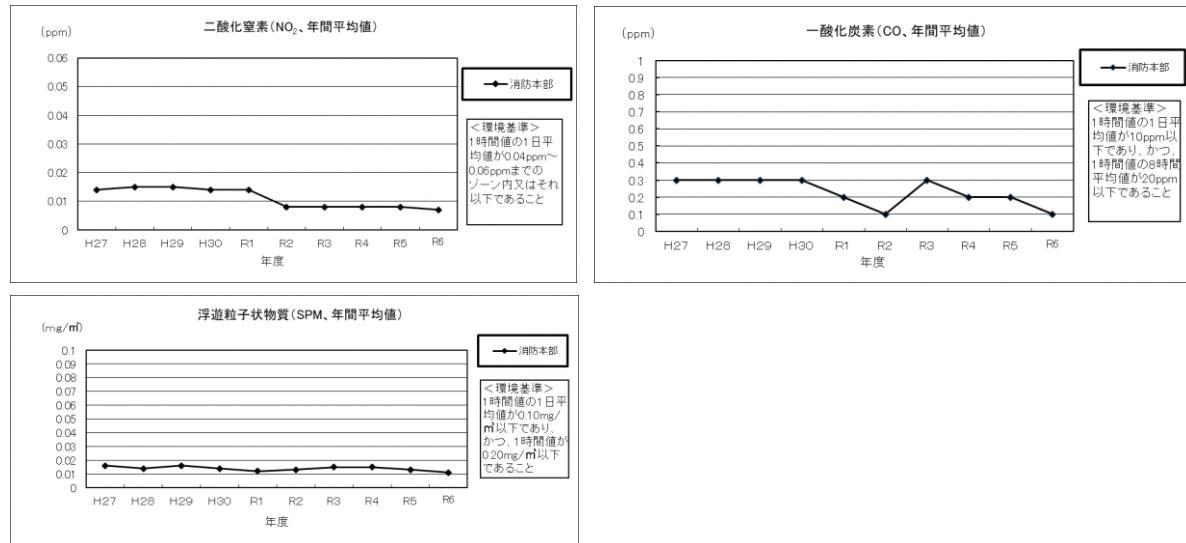
○大気質 二酸化窒素(NO_2)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)

○気象 風向、風速、温度、湿度

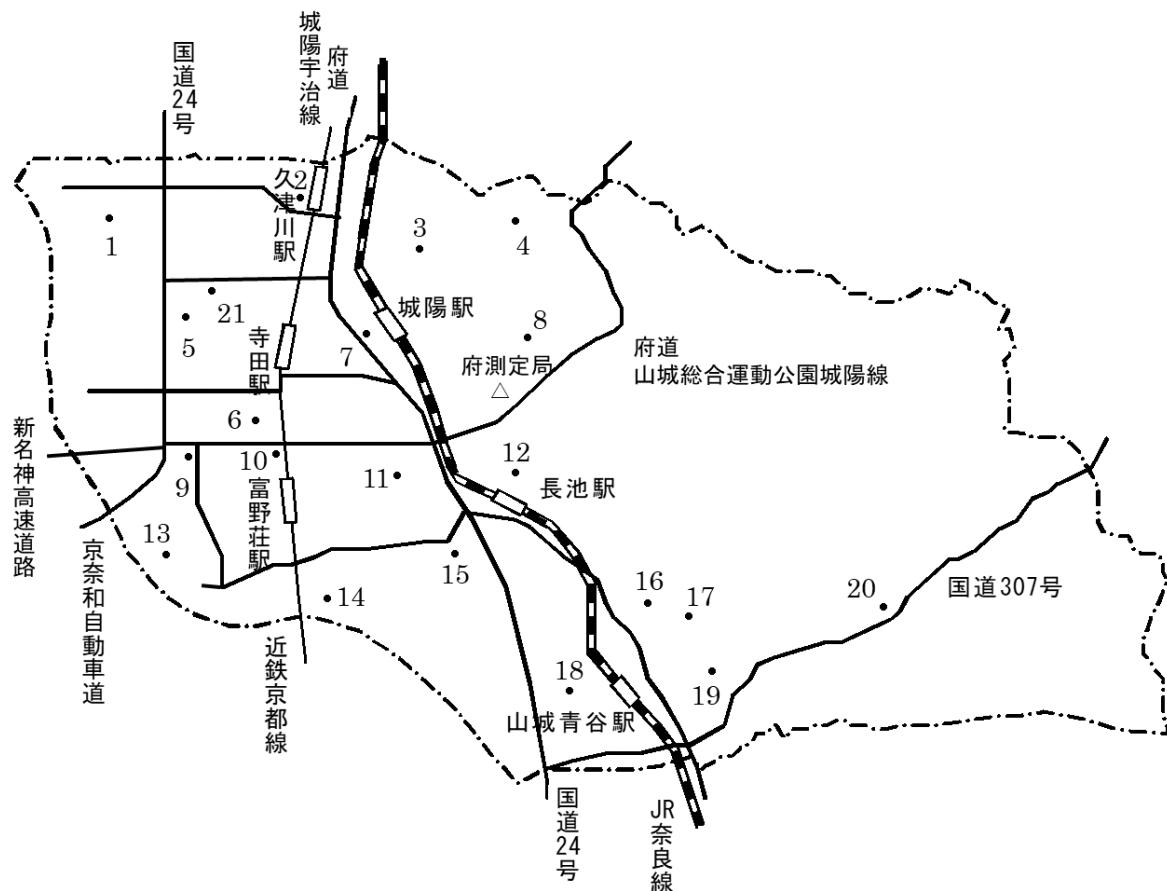
※ 一酸化炭素、浮遊粒子状物質、風向、風速、温度、湿度は、城陽市消防本部駐車場のみ

(資料編2-6「大気質調査結果」を参照)

■ 市による大気環境測定の推移



■大気環境測定位置図



2. 水質

市では、河川の汚濁状況を把握し、良好で快適な水環境の保全に資することを目的として毎年水質測定を実施しています。令和6年度においては、市内主要8河川の水質測定を実施しました。事業場については、4事業場の排水測定を実施しました。

1) 河川の水質測定

本市の河川水質は、事業場排水に対する規制の強化と、下水道の普及による生活排水の減少により改善しており、令和6年度は、pHを除く全項目について、環境基準を達成しています。

■河川水質測定河川名及び測定項目

測定河川名	青谷川、中村川、今池川、宮ノ谷川、嫁付川、大谷川、長谷川、古川
測定項目	生活環境の保全に関する項目 (pH、BOD、SS等) 5項目
	人の健康の保護に関する項目 (カドミウム、シアン、鉛等) 27項目
	その他の項目 (銅、亜鉛、鉄、マンガン等) 12項目

(資料編2-7「公共用水域水質測定結果」、2-8「水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護に関する環境基準)」、2-9「水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準)」、2-10「市内8河川水質(BOD値)の経年変化」を参照)

■河川水質測定位置図



※令和6年度については、地点3，8は河川工事のため一時上流または中流で採水。

2) 事業場の排水測定

公共用水域へ排水している市内事業場の排水を年1回測定しています。令和6年度は、金属工業・繊維工業等の事業場排水2か所の測定を実施し、各事業場とも排水基準未満でした。

また、市内の2ゴルフ場における令和6年度の排水の水質測定の結果は、各ゴルフ場とも指導指針値基準未満でした。

■事業場排水の水質測定実施状況

事業場数	4事業場(2ゴルフ場含む)
測定項目	pH、BOD、COD、SS、n-H、全窒素、全リン他

3. 地下水

水質汚濁防止法に基づき、京都府では地下水の水質測定を実施されています。

また、市でも、独自に水質測定を実施しています。

1) 地下水の水質測定

市では、市内14か所の民間井戸等で独自に調査を実施しています。調査結果は、全14か所で地下水に係る全ての環境基準を達成していました。

なお、平成19年度には、市内2事業場井戸から環境基準を超える総水銀及び砒素が検出されたことを受け、市では、市民の不安解消を図ることを目的として、希望者を対象に、井戸水についての環境基準に基づく水質検査(砒素、総水銀)を実施してきましたが、基準値超過井戸についての継続した調査の結果、不検出が続き、環境省調査終了基準に適合し、また専門家から調査終了して問

題ない旨の意見をいただいたことから、令和6年度の調査をもって終了しました。

■令和6年度実施状況

測定箇所	14か所(久世、平川、寺田、水主、富野、長池、枇杷庄、観音堂、中、奈島、市辺)の民間等の井戸
測定項目	カドミウム、シアン、鉛など、地下水環境基準項目28項目、pH

(資料編2-11「地下水水質測定結果」、2-12「地下水の環境基準」を参照)

2) 地下水採取の適正化に関する条例

この条例は、平成9年5月1日に市全体の地下水と水道水源の保全を目的に施行しました。この条例により、水道水源井を中心に半径600mを第1種規制地域、その他を第2種規制地域とし、新たな井戸を設置するときに、井戸の規模や採取量などを規制しています。

また、年に1回、主な許可井戸に採取量報告義務があり、市内全体の地下水の採取量を把握しています。

(資料編2-13「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」参照)

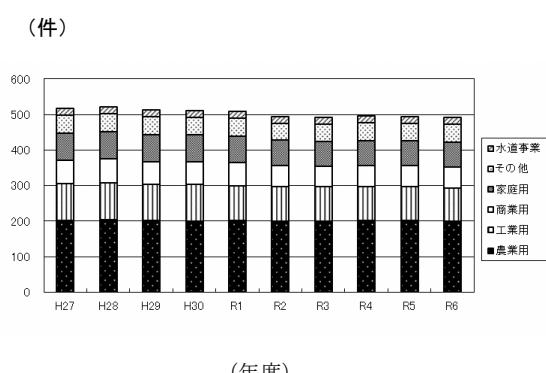
3) 地下水の採取件数、採取量

令和6年度採取件数は493件で、前年度に比べ2件減少しました。用途別内訳は、農業用199件、工業用95件、商業用58件、家庭用71件、その他51件、水道事業用19件でした。

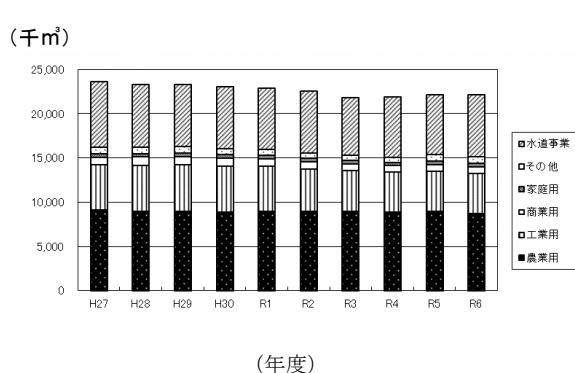
令和6年度採取量は22,091千m³で、前年度に比べ33千m³減少しました。用途別内訳は、農業用8,746千m³、工業用4,515千m³、商業用751千m³、家庭用384千m³、その他717千m³、水道事業用6,978千m³でした。

(資料編2-14「地下水取水状況」参照)

■利用目的別採取件数の推移



■利用目的別採取量の推移

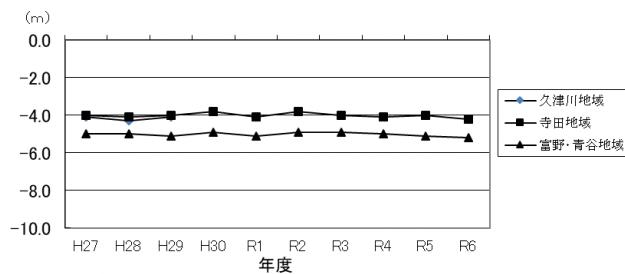


4) 地下水の水位

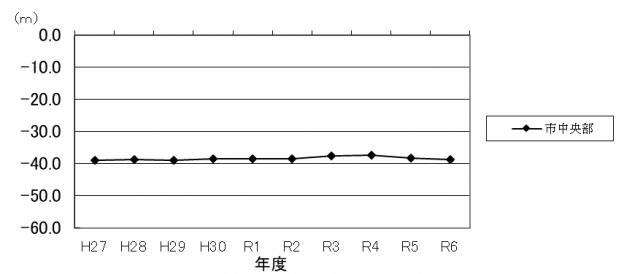
本市の地下水保全の状況を把握するため、浄水場井13本、観測井10本の計23本で月1回、地下水の水位測定を実施しています。測定場所は、浅井戸(不圧(自由)地下水)と深井戸(被圧地下水)に分かれます。地下水の水位に、大きな変化は見られません。

(資料編2-15「地下水位状況」を参照)

■ 地下水位の推移(浅井戸)



■ 地下水位の推移(深井戸)



5) 地盤沈下

本市の地盤沈下の状況を把握するため、地盤沈下の測定を実施しています。

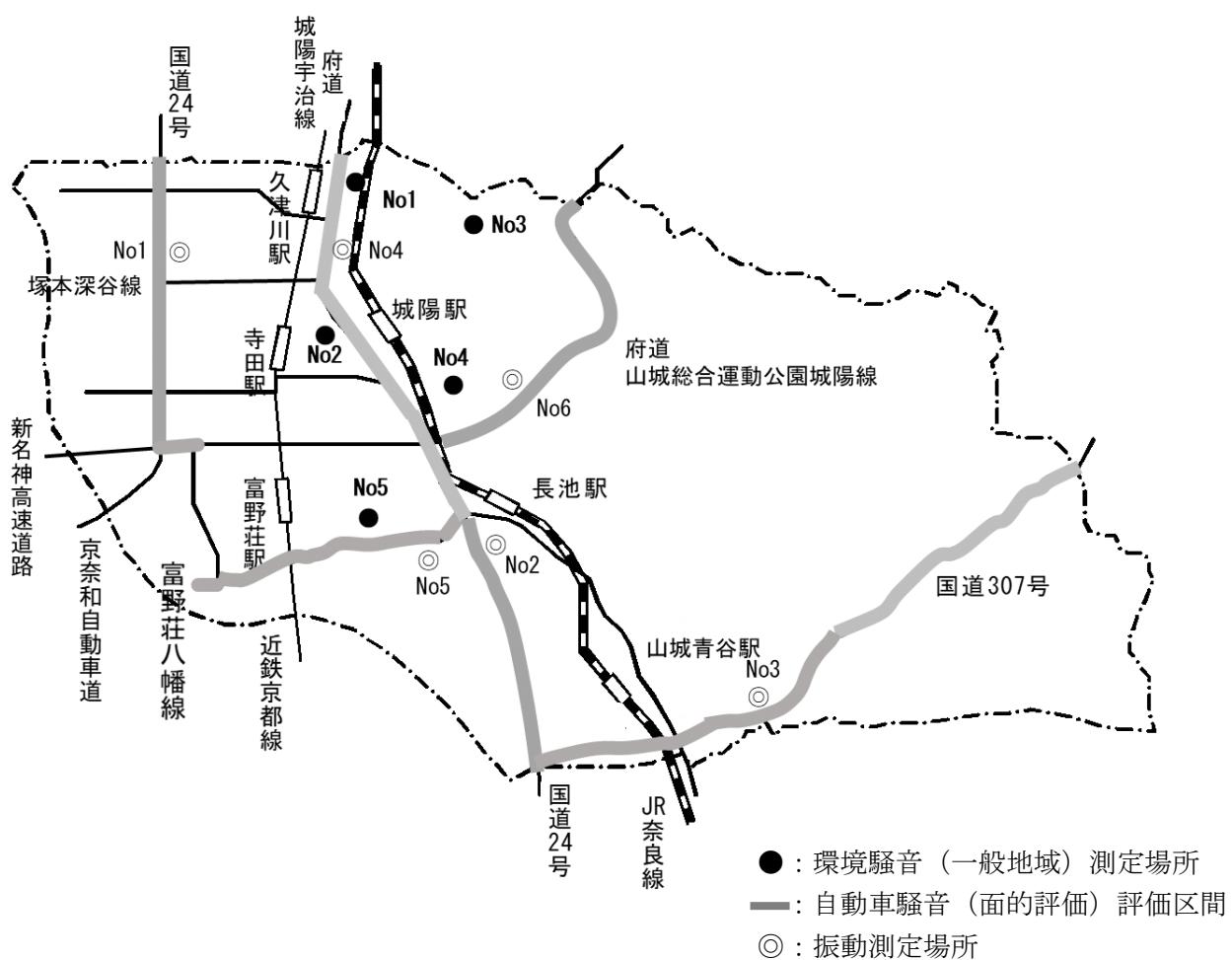
測定地点は平川で、地盤沈下の傾向は見られません。

4. 騒音・振動

市では、市内全体の騒音・振動状況を把握するため、騒音及び振動を測定しています。

令和6年度は、騒音については、一般地域の環境騒音(5か所/年)及び自動車騒音(6か所/年)、振動については、道路交通振動(6か所/年)を測定しました。

■騒音・振動測定位置



1)環境騒音(一般地域)

令和6年度は、市内5地点において24時間連続測定を行い、全調査地点において環境基準を達成していました。

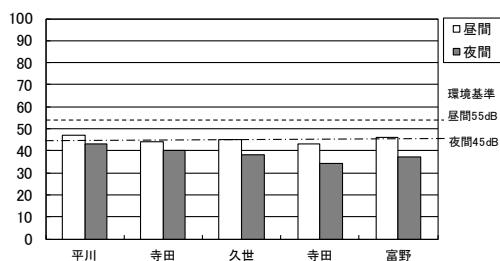
(資料編2-16「一般地域の環境騒音測定結果」を参照)

2)自動車騒音及び交通振動

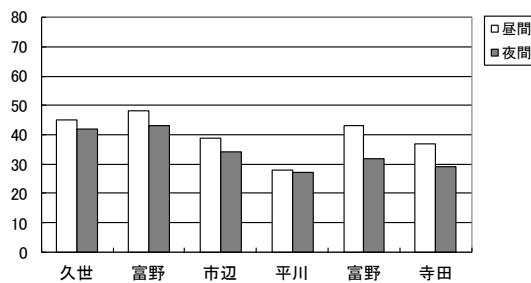
令和6年度は、「一般国道24号」、「一般国道307号」、「府道城陽宇治線」、「府道富野荘八幡線」、「府道山城総合運動公園城陽線」を測定し、全体では昼間、夜間とも環境基準以下の住居の割合は98.5%、昼間のみ基準値以下の住居の割合1.0%、夜間のみ基準値以下の住居の割合は0.3%、昼間、夜間とも基準値超過の住居の割合は0.2%となりました。

(資料編2-17-(1)「道路交通振動測定結果」、2-17-(2)「評価区間別面的評価結果」を参照)

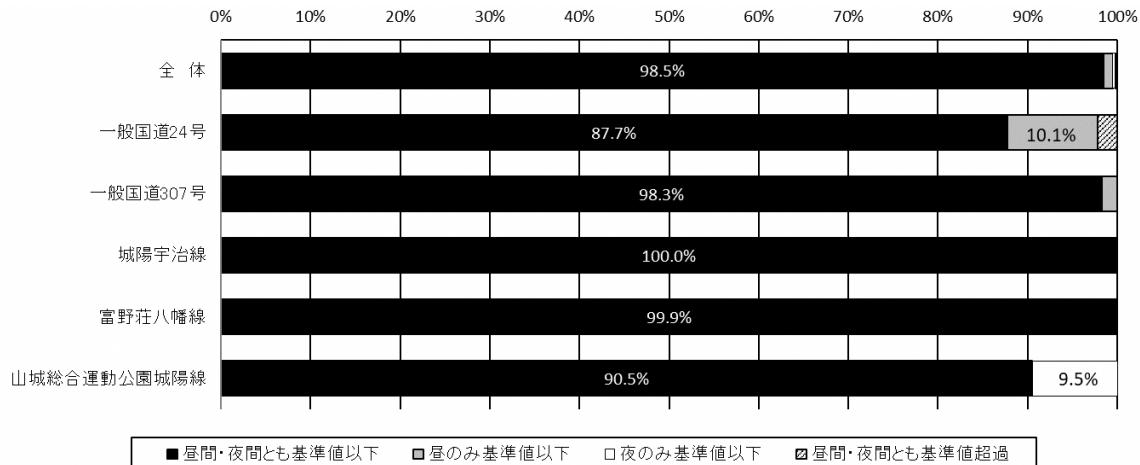
■環境騒音(一般地域)測定結果



■道路交通振動測定結果



■自動車騒音(面的評価)評価結果



(注)四捨五入の関係で、合計が100%にならないことがある。

5. 悪臭

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質が政令により定められています。

令和6年度は、事業場2か所について測定を行い、結果は規制基準未満でした。

■事業場排ガスの測定実施状況

事業場数	2事業場
測定項目	トルエン、酢酸エチル、メタノール、フェノール、ホルムアルデヒド、イソブタノール、キシレン、メチルエチルケトン

(資料編2-23「悪臭防止法に基づく規制基準」を参照)

6. ダイオキシン類

ダイオキシン類は有害物質の中でも特に毒性が強く、人への健康影響が懸念される物質です。

令和6年度京都府測定結果によると、大気における一般環境6地点、水質における公共用水域48地点の水質・公共用水域20地点の水底の底質・20地点の地下水、土壌の19地点での調査では、いずれの地点においても環境基準を達成しました。また、本市にはダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設が3事業場ありますが、いずれも排出基準に適合していました。

(資料編2-24「ダイオキシン類等の調査結果」を参照)

7. 除草

市内のあき地の適切な管理を図り、良好な生活環境を保持するため、「城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき除草指導を実施しています。

(資料編2-25「城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例」、2-26「除草指導状況」を参照)

■除草指導状況(抜粋)

令和6年度除草対象面積(前期・後期の合計)				57,302m ²
処理分	前期指導	自己処理	71筆	23,473m ²
		委託処理	21筆	5,178m ²
	後期指導	自己処理	87筆	27,334m ²
		委託処理	5筆	1,317m ²

8. 公害苦情

本市の事業所や工場は、経済センサス-活動調査(令和3年6月1日)によると、事業所総数は2,320か所、工場は104か所となっています。

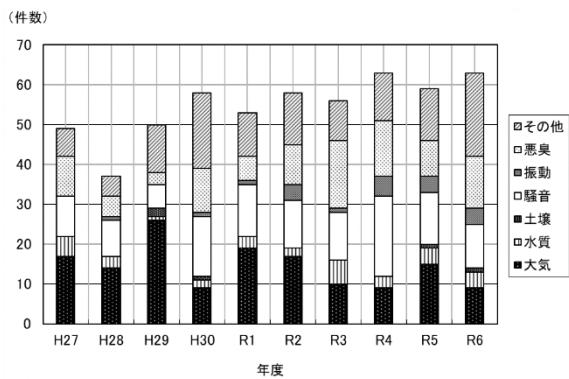
これらの事業所等からの公害を防止するため、環境監視員(2名体制)を設置し、土・日も含めた常時パトロールや、公害が発生した場合の調査・測定等を実施し、改善等を指導しています。

1)公害別公害苦情受理件数

令和6年度の公害別苦情受理件数は、大気汚染が9件、水質汚濁が4件、土壤汚染が1件、騒音が11件、振動が4件、悪臭が13件、その他(不法投棄を含む。)が21件で、全体として63件でした。(野焼きは大気汚染に含む。)

(資料編2-27「公害別の苦情受理件数及び処理件数」を参照)

■公害苦情受理件数の推移



9. 廃棄物・リサイクル

市では、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進し、循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制・減量化や再利用・再資源化等を推進するため、資源物の分別の拡大、環境意識の周知・啓発、地域美化の実行・支援など様々な取組を実施しています。また、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、廃棄物減量等推進審議会を設置し、ごみの減量やリサイクルに取り組んでいます。令和元年9月1日からは、一般廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進による一般廃棄物の減量やその適正な処理等により環境への負荷が少ない循環型社会を形成し、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする「城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を全面施行しました。

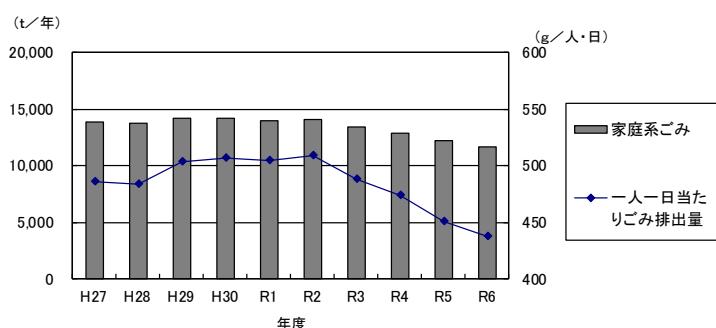
(資料編2-28「城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を参照)

1)ごみ処理量の状況

ごみ処理量は大きく家庭系と事業系に分けられ、また燃やすごみ・燃やさないごみ・資源物に分けられます。令和6年度の家庭系一人一日当たりごみ排出量は437gでした。

(資料編2-29「ごみの処理量と資源化率」を参照)

■家庭系一人一日当たりごみ排出量の推移



2) 資源物の状況

資源物とは、分別収集により回収されるプラマーク製品、ペットボトル、空き缶、空きビン等のことです。資源物のうち、「新聞、雑誌、ダンボール、布類」の集団回収をされている自治会・子ども会などに対し、1kg当たり5円と1団体当たり年間2,000円を交付する資源再生利用奨励金制度を実施しています。

(資料編2-29「ごみの処理量と資源化率」を参照)

3) 生ごみ処理機等購入費補助の状況

家庭から排出される生ごみをリサイクルすることによって有効利用し、ごみの減量を推進するため、生ごみ処理機、コンポスト容器、ボカシ容器を購入するときに購入代金の2分の1相当額(処理機は2万円、容器は4千円が上限)を補助しています。令和6年度の補助件数は17件で、累計で1,777件です。

(資料編2-30「生ごみ処理機等購入費補助の状況」を参照)

4) 不法投棄の状況

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

市では不法投棄の多発箇所やごみステーション周辺、東部丘陵地等を中心にパトロールを実施しています。また、不法投棄防止看板の設置、広報による啓発など、不法投棄防止対策も実施しています。

5) ポイ捨て禁止条例

ごみのない美しいまちづくりを推進するため、ペットボトルや空き缶、プラスチック製の袋、吸い殻等のポイ捨て防止について必要な事項を定めた「城陽市ポイ捨て禁止条例」を令和6年4月1日に施行しました。

快適な生活環境の確保と、地球規模で問題となっている海洋プラスチックごみの削減に向け、取組を実施しています。

(資料編2-31「城陽市ポイ捨て禁止条例」を参照)

6) 飼い犬のふん害の防止に関する条例

ふんのない美しいまちをともにつくるため、道路や公園など公共の場所で飼い犬がふんをしたときは、そのふんを持ち帰らなければならないことなどの「飼い主の遵守事項」を定めた「城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例」を平成17年10月1日に施行しました。

また、飼い犬のふん害の防止を図り、地域の環境美化を促進するため、広報や看板等による啓発の他、パトロールも実施しており、令和6年度は100回のパトロールを行いました。

さらに、犬のふん害のないきれいな公共空間の創造には、行政と市民が協働して市民意識の向上を図ることが重要であることから、平成19年12月に「城陽市犬のふん害防止ボランティア推進事業実施要綱」を定め、取組を実施しています。

(資料編2-32「城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例」を参照)

10. 動植物調査

市内に生息・生育する動植物とそれをとりまく自然環境を把握するため、城陽環境パートナーシップ会議では、市内を流れる河川流域で自然観察会を開催しています。令和6年度は3回の自然観察会を開催しました。

11. 緑化

第4次城陽市総合計画、城陽市緑の基本計画に基づき、グリーンカーテン、花いっぱい運動等、市民等との協働の取組により、緑地の適正な保全及び緑化の推進を図っています。

1)名木・古木

名木・古木は、日常的に緑と親しみ、緑の大切さを実感する一つの象徴として、市内に生育する古い木、大きい木、形のよい木、珍しい木、いわれのある木等で地域の緑化のシンボルとなる樹木を認定したものです。平成13年8月に36本を認定し、「城陽市名木・古木」として保全されており、新たに認定をしたり、枯死等により認定を解除したりしています。令和7年3月末時点では34本です。

(資料編2-33「城陽市の名木・古木」を参照)

2)公園の状況

市内には、「城陽市総合運動公園」や平成26年3月に開園した「京都府立木津川運動公園(城陽五里五里の丘)」をはじめとして、合計225か所の公園があります。令和7年4月1日の公園総面積は、502,985m²(京都府所管の京都府立木津川運動公園 127,000m²を含む)であり、市民一人あたりの公園面積は、7m²です。

(資料編2-34「公園の設置状況」を参照)

3)市街化区域の緑被率

市街化区域の緑被地は、農地、地域に点在する古墳・遺跡や社寺林等の樹林地、公園等の草地などで、令和7年3月時点で18.1%です。

4)グリーンカーテンの取組

市では、緑化の取組及び地球温暖化対策の取組のひとつとして、グリーンカーテン運動を推進しています。令和6年度は城陽環境パートナーシップ会議の協力もあり、公共施設等計22施設、市民370世帯にゴーヤ苗を配布し、グリーンカーテンの推進を図りました。

また、グリーンカーテンフォトコンテストを開催し、城陽市環境フォーラムで表彰を行いました。

12. 環境美化活動

市民団体や事業所等が取り組んでいる清掃活動を市民に紹介し、市民の美化意識の高揚を図るとともに、活動の広がりや連携に向けた支援を行い、ごみのない美しいまちづくりを推進することを目的に、平成21年4月からクリーン活動を実施しています。

1)ALL FOR 城陽クリーンアクション(市内一斉クリーン活動)

環境月間である6月をチャレンジ月間とし、令和6年度は市民や事業所、各コミュニティセンター運

営委員会、青少年健全育成市民会議等の団体計 46 団体 2,309 人により、9,463kg のごみを回収しました。

2)クリーン活動の支援

市ホームページに ALL FOR 城陽クリーンアクション(市内一斉クリーン活動)及びクリーン俱楽部城陽登録団体の活動状況を紹介しており、令和7年3月末現在で、64 団体が登録されています。

13. 環境学習等

第2次城陽市環境基本計画では、基本目標の1つに「環境に関する情報提供や環境学習・環境教育を充実し、環境にやさしい人を育みます」を掲げ、環境学習や環境教育に積極的に取り組んでいます。

日時等	内 容	講 師 等	参加者 (定 員)	開 催 場 所
【環境課・城陽環境パートナーシップ会議】				
令和6年 5月 11 日(土)	第1回自然観察会	環境生物研究会 岡井 勇樹氏	34 人	木津川河川敷
6月 29 日(土)	環境ミニフォーラム 部会活動発表 生活・自然部会 テーマ「外来生物・クビアカツヤカミキリの危険性について」 循環・地球環境部会 テーマ「SDGsの基礎知識」	生活・自然部会 城陽環境パートナーシップ会議運営委員 中川 宗孝氏 循環・地球環境部会 城陽環境パートナーシップ会議運営委員 浅田 和利氏	26 人	福祉センターホール
7月 1日(月)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員等	35 人	せいじん保育園
7月 2日(火)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員等	30 人	鴻の巣保育園
7月 4日(木)	3R推進事業 施設見学	城陽環境パートナーシップ会議運営委員等	17 人	京都市廃食用油燃料化施設 ささてな京都
7月 6日(土)	第2回自然観察会	環境生物研究会 竹野 功璽氏	19 人	今池川流域
7月 8日(月)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員等	41 名	里の西保育園
7月 9日(火)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員等	23 人	青谷保育園
7月 12 日(金)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員等	30 人	久世保育園
7月 18 日(木)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員等	43 人	清心保育園
7月 22 日(月)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員等	28 人	久津川保育園
7月 25 日(木)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシップ会議運営委員等	24 人	今池保育園

日時等	内 容	講 師 等	参加者 (定 員)	開 催 場 所
8月 23 日(金)	夏休みこどもエコバスター ー	城陽環境パートナーシッ プ会議運営委員等	21 人	淡水生物 生息域外 保全センター びわこ ベース 高島市新旭水鳥観察 センター
9月 5日(木)	環境出前講座(ミスト体験)	城陽環境パートナーシッ プ会議運営委員等	29 人	くぬぎ保育園
10月 8日(火)	どんぐりやまプロジェクト 自然学習会(深谷小学校 ①)	城陽環境パートナーシッ プ会議運営委員等	17 人	深谷小学校
11月 5日(火)	どんぐりやまプロジェクト 自然学習会(寺田小学校 ①)	城陽環境パートナーシッ プ会議運営委員等	81 人	寺田小学校
11月 8日(金)	どんぐりやまプロジェクト 自然学習会(寺田小学校 ②)	城陽環境パートナーシッ プ会議運営委員等	64 人	城陽五里五里の丘 (京都府立木津川運動 公園)
11月 13 日(水)	どんぐりやまプロジェクト 自然学習会(鴻の巣保育 園)	城陽環境パートナーシッ プ会議運営委員等	29 人	城陽五里五里の丘 (京都府立木津川運動 公園)
11月 22 日(金)	どんぐりやまプロジェクト 自然学習会(寺田小学校 ③)	城陽環境パートナーシッ プ会議運営委員等	81 人	城陽五里五里の丘 (京都府立木津川運動 公園)
11月 30 日(土)	第 23 回城陽市環境フォー ラム「パートナーシップで実 現する持続可能な社会」	京都工芸繊維大学 教授 秋野順治氏	約 450 人	文化パルク城陽 市民プラザ
令和7年 1月 14 日(火)	どんぐりやまプロジェクト 自然学習会(深谷小学校 ②)	城陽環境パートナーシッ プ会議運営委員等	16 人	深谷小学校
2月1日(土)	京都環境フェスティバル 2025(パネル展示)	—	—	京都パレスプラザ
2月9日(日)	さんさんフェスタ出展 (パネル展示、省エネ診断)	—	省エネ診断 52 人	文化パルク城陽 市民プラザ
2月 22 日(土)	第3回自然観察会	環境生物研究会 竹野 功壇氏 岡井 勇樹氏	24 人	古川地域
年7回	はたけひろば	城陽環境パートナーシッ プ会議運営委員等	参加延人数 54 人	城陽環境パートナー シップ会議の畑
年 14 回	竹林整備(竹炭づくり)	城陽環境パートナーシッ プ会議運営委員等	参加延人数 320 人	青谷(堂山)

日時等	内 容	講 師 等	参加者 (定 員)	開 催 場 所
【都市政策課】				
令和6年 10月 27日(日)	城陽市緑化フェスティバル		1,800人	城陽五里五里の丘 (京都府立木津川運動公園)
【文化・スポーツ推進課】				
令和6年 5月 11日(土)	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	35人	天王山・十方山
5月 25日(土)	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	22人	交野山
6月 8日(土)	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	36人	大文字山
7月 19日(金)	気候危機とゼロカーボン実現に向けた地域の役割	認定NPO法人 気候ネットワーク事務局長 田浦 健朗氏	93人	福祉センターホール
9月 8日(日)	キッズスポーツ☆チャレンジ 広場 川で遊ぼう！学ぼう！	NPO法人やましろ里山の会	11人	玉水橋付近
9月 18日(水)	木育(もくいく)は樹木・光合成から学ぼう	島根大学 名誉教授 山下 晃功氏	93人	福祉センターホール
9月 28日(土)	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	30人	剣尾山
11月 16日(土)	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	45人	比叡山
11月 18日(月)	人間と自然 ～防災の観点から～	東洋大学理工学部 教授 大辻 永氏	83人	福祉センターホール
12月 7日(土)	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	38人	音羽山～追分
令和7年 1月 25日(土)	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	42人	箕作山
【文化パルク城陽・プラネタリウム】				
令和6年 10月 13日(日)	JAXA 講演会	宮里 光憲氏	118人	コスモホール
11月 10日(日)	オーロラ特別講演会	中垣 哲也氏	220人	コスモホール
【コミュニティセンター】				
令和6年 4月 27日(土)	講座「鳥ってどんな生きもの？見て、きいて、ふれて」 身近な鳥の羽の標本を観察してみよう	植田 光弘氏	27人	南部コミュニティセンター

日時等	内 容	講 師 等	参 加 者 (定 員)	開 催 場 所
5月 15 日(水)	エコカーテン作り講座～ゴーヤの苗を3株お渡しし、育て方などを学んでいただきます～	城陽市役所都市政策課	19 人	今池コミュニティセンター
5月 18 日(土)	講座「鳥ってどんな生きもの？見て、きいて、ふれて」春から夏に見られる鳥とタカ類・フクロウ類	植田 光弘氏	30 人	南部コミュニティセンター
5月 18 日(土)	パルクに花を咲かせましょう	—	56 人	文化パルク城陽周辺
6月 9日(日)	クリーン作業	—	35 人	東部コミュニティセンター一周辺
6月 15 日(土)	講座「鳥ってどんな生きもの？見て、きいて、ふれて」京都では見る機会の少ない鳥や見られない鳥と飼鳥・外来種	植田 光弘氏	26 人	南部コミュニティセンター
7月 11 日(木)	自分エコはじめよう！古Tシャツで手作り「布ぞうり」	志村 里江氏	10 人	青谷コミュニティセンター
7月 20 日(土)	講座「鳥ってどんな生きもの？見て、きいて、ふれて」水辺の鳥	植田 光弘氏	25 人	南部コミュニティセンター
8月 3日(土)	講座「鳥ってどんな生きもの？見て、きいて、ふれて」秋から冬に向けて見られる鳥	植田 光弘氏	26 人	南部コミュニティセンター
9月 7日(土)	講座「鳥ってどんな生きもの？見て、きいて、ふれて」鳥のくちばしや足について海外種	植田 光弘氏	26 人	南部コミュニティセンター
10月 5日(土)	ふれあいクリーン&ウォーキング	—	39 人	文化パルク城陽周辺
10月 9日(水)	家庭ごみの分け方・出し方～捨てればごみ、分ければ資源～	城陽市役所環境課	19 人	寺田コミュニティセンター
10月 12 日(土)	パルクに花を咲かせましょう	—	41 人	文化パルク城陽周辺
10月 19 日(土)	講座「鳥ってどんな生きものの？見て、きいて、ふれて」鳥の雑学・よもやま話 一切手やコイン、家紋一	植田 光弘氏	27 人	南部コミュニティセンター

日時等	内 容	講 師 等	参加者 (定 員)	開 催 場 所
10月25日(金)	芋ほり体験 ～水主中岡農園でイモほり ～	中岡 文枝氏	25人	水主中岡農園
10月27日(日)	クリーン運動	—	20人	南部コミュニティセンタ 一周辺
11月8日(金)	エコ教室	鹿庭 末子氏	9人	北部コミュニティセンタ 一
11月9日(土)	文化・図書室まつり「本のリ サイクル市」	—	90人	南部コミュニティセンタ 一
11月10日(日)	文化・図書室まつり「本のリ サイクル市」	—	30人	南部コミュニティセンタ 一
11月12日(火)	くらしと環境を考えてみよう ～クリーンパーク折居見学 &テオテラスいで～	—	18人	クリーンパーク折居・ テオテラスいで
令和7年 1月19日(日)	手作り教室	クリーンパーク折居 ECO フレンズボランティアスタッ フ	15人	北部コミュニティセンタ 一
3月12日(水)	環境施設見学学習	NEXCO 西日本	26人	北部コミュニティセンタ 一
3月22日(土)	雑誌のリサイクル	—	9人	青谷コミュニティセンタ 一
3月23日(日)	雑誌のリサイクル	—	16人	青谷コミュニティセンタ 一

第3章 城陽市の環境政策

1．城陽市環境基本条例

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利と将来の世代に引き継いでいく責務を有しています。そこで本市は、良好な環境の再生、保全及び創造に取り組む決意を表明し、持続的発展が可能な社会をつくるため「城陽市環境基本条例」を制定しました。本条例は、市が環境問題に総合的に取り組むために、様々な施策に共通する理念や、施策の基本的方向性を定めるものです。具体的な目標、施策については、環境基本計画やエコプラン等で定めています。

本条例は平成 13 年 12 月に議会で可決され、平成 14 年 4 月 1 日から施行しました。

(資料編 3－1 「城陽市環境基本条例」、3－2 「城陽市環境基本条例制定の経過と城陽市環境市民懇話会の活動経過」を参照)

2．城陽市環境基本計画

本計画は、「城陽市環境基本条例」で示されている現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことができる良好な環境を確保するためのものとして「城陽市総合計画」(第4次：平成 28 年度策定)、に基づく関連計画との整合性を図りつつ、各種環境施策の上位計画として位置づけられるものです。(第2次：平成 30 年 3 月策定)

市は、環境に関わる個別計画や各種施策の策定及び実施にあたり、本計画を基本的な事業指針として活用します。また、本計画は、市、市民、市民団体、事業者がよりよい環境づくりに向けた活動を行う際の指針ともなります。

(資料編 3－3 「城陽市環境基本計画の策定経過」、3－4 「第2次城陽市環境基本計画の体系」を参照)

■第2次城陽市環境基本計画等の数値目標と進捗状況（令和7年3月末現在）

環境ビジョン	基本目標	指標	基準値 (平成28年度)	令和9年度の 数値目標	令和5年度実績値 ○印は数値目標達成項目	令和6年度実績値 ○印は数値目標達成項目
【パートナーシップ】 パートナーシップで横断的・総合的に環境政策を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者の環境との関わり合いを増やし、環境を良くするためにパートナーシップで取り組みます 環境に関する情報提供や環境学習・環境教育を充実し、環境にやさしい人を育みます 大規模プロジェクトが進み市内の環境が大きく変わる中、市が中心となって、市民・事業者とともに、環境配慮行動・環境活動に取り組みます 	環境に関するイベント・学習会等への参加経験の割合	29.9%※①	50%	30.8%※④	30.8%※④
		環境を学ぶ機会の満足度	12.4%※①	50%	11.7%※④	11.7%※④
		環境マネジメントシステムの導入事業所数	23事業所	33事業所	22事業所	22事業所
		環境パートナーシップ会議の会員数	291人	380人	269人	270人
		市内一斉クリーン活動への参加事業所数	21事業所	35事業所	7事業所	5事業所
【生活】 安心・安全で快適・健康に暮らせるまちを創る	<ul style="list-style-type: none"> 良好で健全な大気・水・土壤等の環境を保全し、豊かな生活環境を守ります 河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てます 安心して暮らせる環境を守り、築きます 豊かな歴史・文化の活用を進めるとともに城陽らしい景観・まちなみを保全し、次世代に伝えます 	BOD 10 mg/L以下の調査地点の割合	100% (7地点/7地点)	100%維持	100% (8地点/8地点)	100% (8地点/8地点)
		川や池の水のきれいさに対する満足度	26.6%※①	50%	28.2%※④	28.2%※④
		公共下水道の水洗化率(水洗化人口/処理区域内人口)	92.6%	97.5%	95.8%	96.2%
		地域防災リーダーの育成	36人	129人	68人	87人
		重要備蓄品の備蓄	58.4%	100%	93%	93%
		まちなみのゆとり、美しさに対する満足度	21.7%※①	50%	24.0%※④	24.0%※④
		歩道設置率(歩道設置済延長/歩道設置計画延長)	62.6%	78.2%	63.2%	63.8%
		空き家バンク利用件数	12件	30件	7件	17件
		エコミュージアム事業参加者数	—	6,500人	8,250人	6,327人
		市の名木・古木登録数	36本	現状維持	36本	34本
【自然】 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図るまち	<ul style="list-style-type: none"> 多様な動植物が生息・生育できる自然環境を守り育てます 東部の丘陵地における自然環境の保全・再生・創出を目指します 城陽の豊かな自然を次世代に伝えるため、地域に根ざした生活を継承し、風土を生かした農業を守り育てます 	耕地面積	404ha	350ha以上を維持	382ha	375ha
		1人当たり公園面積	6.2 m ²	10 m ²	6.91 m ²	7.00 m ²
		市街化区域の緑被率	18%	30%	18.1%	18.1%
		自然の生物との親しみに対する満足度	28.7%※①	50%	28.0%※④	28.0%※④
		自然観察会で確認された動物種数	鳥類42種類 魚類等16種類	増やす	鳥類41種類 魚類等19種類	鳥類38種類 魚類等19種類
		ホタルが見られる水辺の数	8か所	10か所	2か所	6か所
		農産物の販売金額	146千万円※①	170千万円	142千万円	142千万円
		環境家計簿を実施したことのある世帯の割合	1.8%	10%	—	—
		グリーンカーテンの取組実施家庭・公共施設	610件	増やす	346件	388件
		市全体のCO ₂ 排出量	348千t-CO ₂ ※②	2013年度比 9%以上の削減	—	—
【地球環境】 地球環境を考えた持続可能なエネルギー消費と生産を実践するまち	<ul style="list-style-type: none"> 私たちの活動が地球環境に影響を与えていていることを認識し、身近な地域で行動します 人と環境にやさしい交通体系のまちを創ります 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用により、低炭素型のまちづくりを進めます 気候変動による自然や社会への影響にあらかじめ備える「適応策」に積極的に取り組みます 	城陽さんさんバスの利用者数	208,089人	増やす	197,344人	209,279人
		雨水貯留施設設置件数	25件/年	35件/年	5件/年	5件/年
		太陽光発電システムと蓄電池の同時設置件数	—	20件/年	19件/年	22件/年
		家庭系一人一日あたりのごみの排出量	484g	473g	451g	437g
		家庭用一人一日あたりの水の使用量	2850ℓ	減らす	2880ℓ	2910ℓ
		生ごみ処理機への補助対象件数	10件/年	現状維持	28件/年	17件/年
		廃食用油の回収量 (ごみ及び資源物の合計量に対する資源物量の割合)	13,099ℓ	増やす	11,180ℓ	11,716ℓ
【循環】 資源を有効活用する持続可能なまち	<ul style="list-style-type: none"> 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムを構築し、循環型のまちづくりを進めます 環境負荷の小さいごみ処理を推進し、きれいなまちづくりを進めます 	資源化物率 (ごみ及び資源物の合計量に対する資源物量の割合)	23.38%	26.82%	18.43%	17.96%
		小型家電回収量	2,880kg	増やす	3,960kg	4,620kg
		クリーン俱楽部城陽登録団体数	30件	45件	63件	64件

備考：※①：平成27年度実績値、※②：平成25年度基準値、※③：令和元年度市民意識調査、※④：令和5年度市民意識調査

3. 推進体制

1) 城陽環境パートナーシップ会議

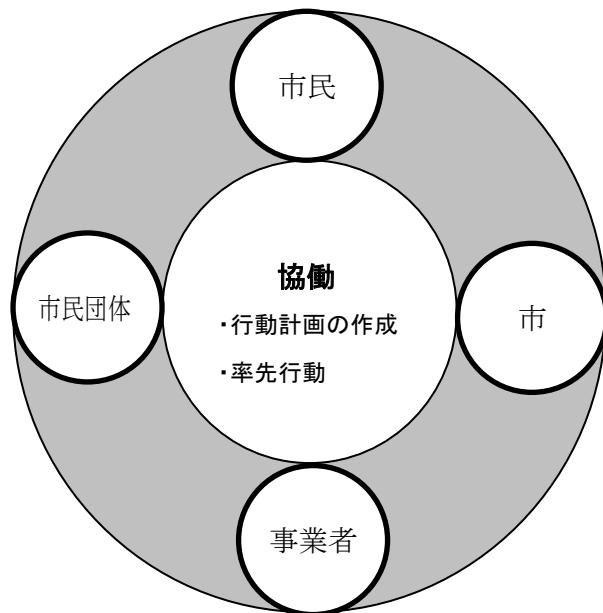
環境基本条例第 27 条に基づき、市、市民、市民団体、事業者が「城陽市環境基本計画」の推進や良好な環境の保全等に関し、協力・協働して取り組むための組織です。

設立にあたり、環境市民懇話会の呼びかけにより、平成 15 年 9 月 1 日に設立発起人会を発足させ、設立に向けた具体的な検討作業を行うとともに、幅広い市民の参画を募り、同年 10 月 25 日に任意組織として「城陽環境パートナーシップ会議」が設立されました。

組織構成は、総会・運営委員会・部会からなります。会員は、市民を基本としていますが、環境に関心のある方はどなたでも入会できます。会員は、個人会員、団体会員、賛助会員に区分され、個人会員、団体会員の会費は、多くの参加のもと幅広い活動の展開を図る目的で無料です。なお、賛助会員については賛助会費として年間 20,000 円を納入いただき、本会議の活動を支援していただいています。

環境基本計画の推進に向け、年度ごとに具体的な行動計画の企画・立案を行い、各種事業が実施されます。

(資料編 3 – 5 「城陽環境パートナーシップ会議規約」を参照)



■会員の状況

令和 7 年 3 月 31 日現在	
会員種別 (単位)	会員数
個人会員 (人)	235
団体会員 (団体)	21
賛助会員 (人・団体)	14

■令和6年度環境パートナーシップ会議事業報告

環境ビジョン	■第2次環境基本計画目標達成のための取組 ○パートナーシップ会議の取組	実績
パートナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ■市民と環境との関わり合いの向上 ■パートナーシップによる環境活動のネットワーク化 ○総会の開催 ○環境フォーラム・環境ミニフォーラムの開催 ○第2次環境基本計画の取組 ○会報（エコパートナー通信）の発行（年4回） ○ゼロカーボンシティ実現に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○総会の開催 令和6年度総会 6月29日(土) 参加者：26名 ○環境フォーラム・環境ミニフォーラムの開催 <ul style="list-style-type: none"> (1)環境ミニフォーラム 参加者：44名 6月29日(土) 「外来生物・クビアカツヤカミキリの危険性について」 講師：中川宗孝氏 「SDGsの基礎知識」 講師：浅田和利氏 (2)環境フォーラム 参加者：450名 11月30日(土)「パートナーシップで実現する持続可能な社会」 ①着物リメイクファッショニショー ②カーボンニュートラル絵画展チラシ作成者インタビュー ③カーボンニュートラル絵画展表彰 ④グリーンカーテンフォトコンテスト表彰 ⑤もったいない～「食品ロス」と「節電」～完成報告 ⑥講演会「アリから学ぶ生物多様性」 講師 京都工業織維大学教授 秋野順治氏 ⑦その他 ブース展示等 ○会報（エコパートナー通信）の発行（年4回） 4月19日発行、7月19日発行、10月25日発行、1月17日発行
生活	<ul style="list-style-type: none"> ■水に親しめる環境の保全 ■健康・安全の推進 ○身近な河川の清掃活動の実施 ○グリーンカーテンの普及啓発 ○花いっぱい運動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な河川の清掃活動の実施 第3回自然観察会 参加者：24名 2月22日（土） 講師：竹野功豊氏、岡井勇樹氏 古川周辺の動植物の観察と河川の清掃 ○グリーンカーテンの普及啓発 ゴーヤの苗を公共施設に配布（22施設 464苗） ○花いっぱい運動の実施 菜の花、コスモスの栽培、菜種油（21本（184g/本））の作製
自然	<ul style="list-style-type: none"> ■多様な動植物の生息・生育環境や生態系の保全・創造 ■身近な自然環境の再生・保全 ■動植物の保全に関する意識の高揚 ○身近な河川と里山で見られる動植物の観察会の開催（年3回） ○城陽生き物ガイドブック（外来生物編）の作製 ○竹林の整備（竹炭づくり） ○どんぐりやまプロジェクトの実施（市との協働） ○はたけひろばの開催（月2回） ○エコバスツアーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な河川の清掃活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> (1)第1回自然観察会 参加者：34名 5月11日（土）講師：岡井勇樹氏 (2)第2回自然観察会 参加者：19名 7月6日（土） 講師：竹野功豊氏 今池川周辺の動植物の観察と水質調査 (3)第3回自然観察会 参加者：24名 2月22日（土） 講師：竹野功豊氏、岡井勇樹氏 古川周辺の動植物の観察と河川の清掃 ○城陽生き物ガイドブックの作成 「生き物ガイドブック～外来生物編～」完成 ○竹林の整備（竹炭づくり） 梅の郷青谷づくりへ参加（年14回） 参加延べ人数：320名 ○その他事業 どんぐりやまプロジェクト 深谷小学校① 10月 8日（火）参加者：17名（環境委員会） 寺田小学校① 11月 5日（火）参加者：81名（小学3年生） 寺田小学校② 11月 8日（金）参加者：64名（小学2年生） 寺田小学校③ 11月22日（金）参加者：81名（小学3年生） 深谷小学校② 1月14日（火）参加者：16名（環境委員会） 鴻の巣保育園 11月13日（水）参加者：29名 はたけひろば（年7回） 参加延べ人数：54名
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ■市民生活や社会経済活動における低炭素化の推進 ■地球環境保全に関する学習・啓発活動の推進 ○「デイリーエコチョイスJOY」の活用 ○カーボンニュートラル絵画展（市との協働）の開催 ○「省エネ知恵800K改訂版」の作製 	<ul style="list-style-type: none"> ○カーボンニュートラル絵画展（市との協働）の開催 環境フォーラムで開催 ○もったいない～「食品ロス」と「節電」～完成
循環	<ul style="list-style-type: none"> ■循環型社会に関する学習・啓発活動の推進 ○3R活動の推進 ○「Joy Eco Choice!」の活用 ○環境学習会の開催 ○マイボトルの推進 ○城陽市のフードドライブ事業協力 ○環境美化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○3R活動の推進 廃食用油工場等の見学 ○環境学習会の開催 環境出前講座 市内保育園（9園：計283人） 7月1日（月）～9月5日（木） ○マイボトルの推進 マイボトル推進事業 エコパートナー通信に掲載することで啓発を行う。

○運営委員会の開催 毎月第1木曜日

○部会の開催 每月第3木曜日

■令和7年度城陽環境パートナーシップ会議事業計画

環境ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ■第2次環境基本計画目標達成のための取組 ○パートナーシップ会議の取組
パートナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ■市民と環境との関わり合いの向上 ■パートナーシップによる環境活動のネットワーク化 ○総会の開催 ○城陽市環境フォーラム及び環境ミニフォーラムの開催 ○第2次環境基本計画の取組み ○会報（エコパートナー通信）の発行（年4回） ○ゼロカーボンシティ実現に向けた取組み
生活	<ul style="list-style-type: none"> ■水に親しめる環境の保全 ■健康・安全の推進” <ul style="list-style-type: none"> ○身近な河川の清掃活動の実施 ○グリーンカーテンの普及・啓発 ○花いっぱい運動の実施
自然	<ul style="list-style-type: none"> ■多様な動植物の生息・生育環境や生態系の保全・創造 ■身近な自然環境の再生・保全 ■動植物の保全に関する意識の高揚” <ul style="list-style-type: none"> ○身近な河川と里山で見られる動植物の観察会の開催（年3回） ○生き物検索表 クリアファイルの作製 ○自然学習会の開催 ○はたけひろばの開催（月2回） ○竹林の整備（竹炭づくり）（月2回） ○どんぐりやまプロジェクトの実施（市との協働）
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ■市民生活や社会経済活動における低炭素化の推進 ■地球環境保全に関する学習・啓発活動の推進” <ul style="list-style-type: none"> ○「Joyo Eco Choice!」「デイリーエコチョイスJOY0」等の活用 ○カーボンニュートラル絵画展の開催（市との協働） ○環境学習会のシナリオの改訂
循環	<ul style="list-style-type: none"> ■循環型社会に関する学習・啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○3R活動の推進 ○『もったいない～「食品ロス」と「節電」～』の活用 ○環境学習会の開催 ○マイボトルの推進 ○城陽市のフードドライブ事業協力 ○環境美化の推進

○運営委員会の開催 毎月第1木曜日

○部会の開催 每月第3木曜日

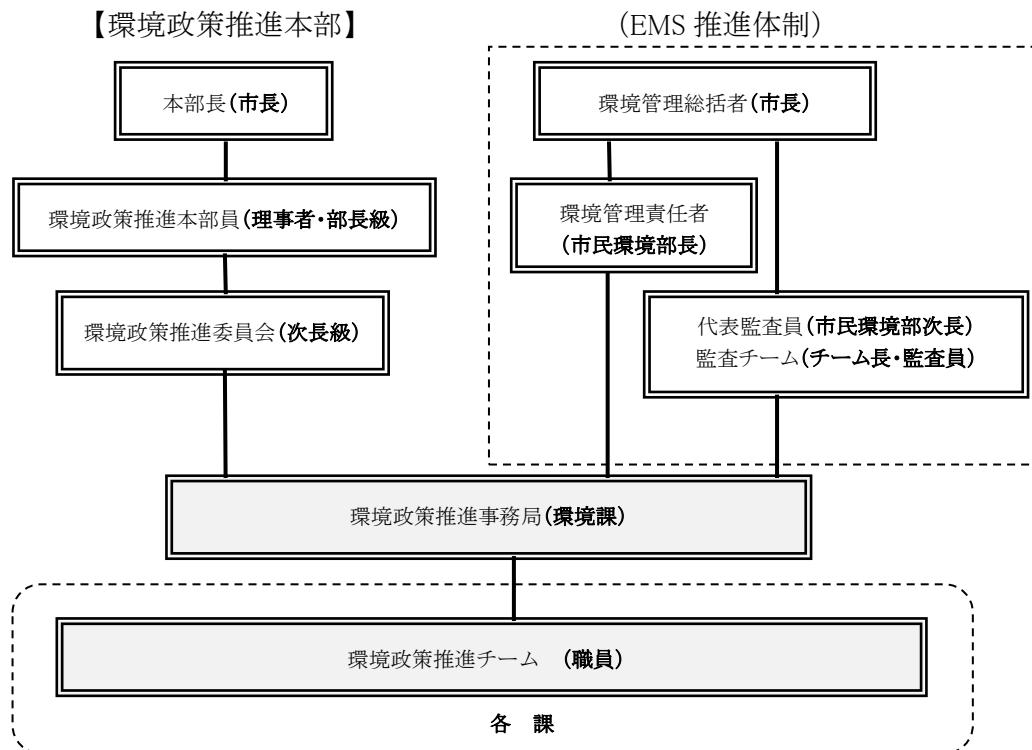
2) 庁内の推進組織

環境基本条例第 28 条で庁内推進体制を整備することを定めています。

そのため市では、「城陽市環境基本計画」の策定や推進、さらには環境マネジメントシステム（EMS）の運用など、庁内の環境施策全般についての検討や方針決定並びに進行管理を行うために、「城陽市環境政策推進本部」を平成 14 年 4 月 1 日に設置しました。

(資料編 3－6 「城陽市環境政策推進本部設置規則」を参照)

■城陽市環境政策推進体制図



4. 城陽市環境審議会

環境基本条例第 26 条に基づき、環境基本計画や良好な環境の保全等に関する基本的事項を調査審議する諮問機関として、市民団体の代表者 3 名、学識経験者 5 名、公募による市民 2 名の計 10 名により組織され、環境基本計画の推進や、環境施策の進捗状況などに関する調査審議・意見具申が行われています。

(資料編 3－7 「城陽市環境審議会規則」、3－8 「城陽市環境審議会の開催状況」を参照)

5. 城陽市ゼロカーボンシティ宣言

2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目標とし、温暖化対策に強く寄与することを明確にし、広く周知するため、令和 3 年 11 月 27 日開催の「第 20 回記念城陽市環境フォーラム」にて、「2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」に挑戦すること」を宣言しました。

(資料編 3－9 「城陽市ゼロカーボンシティ宣言」を参照)

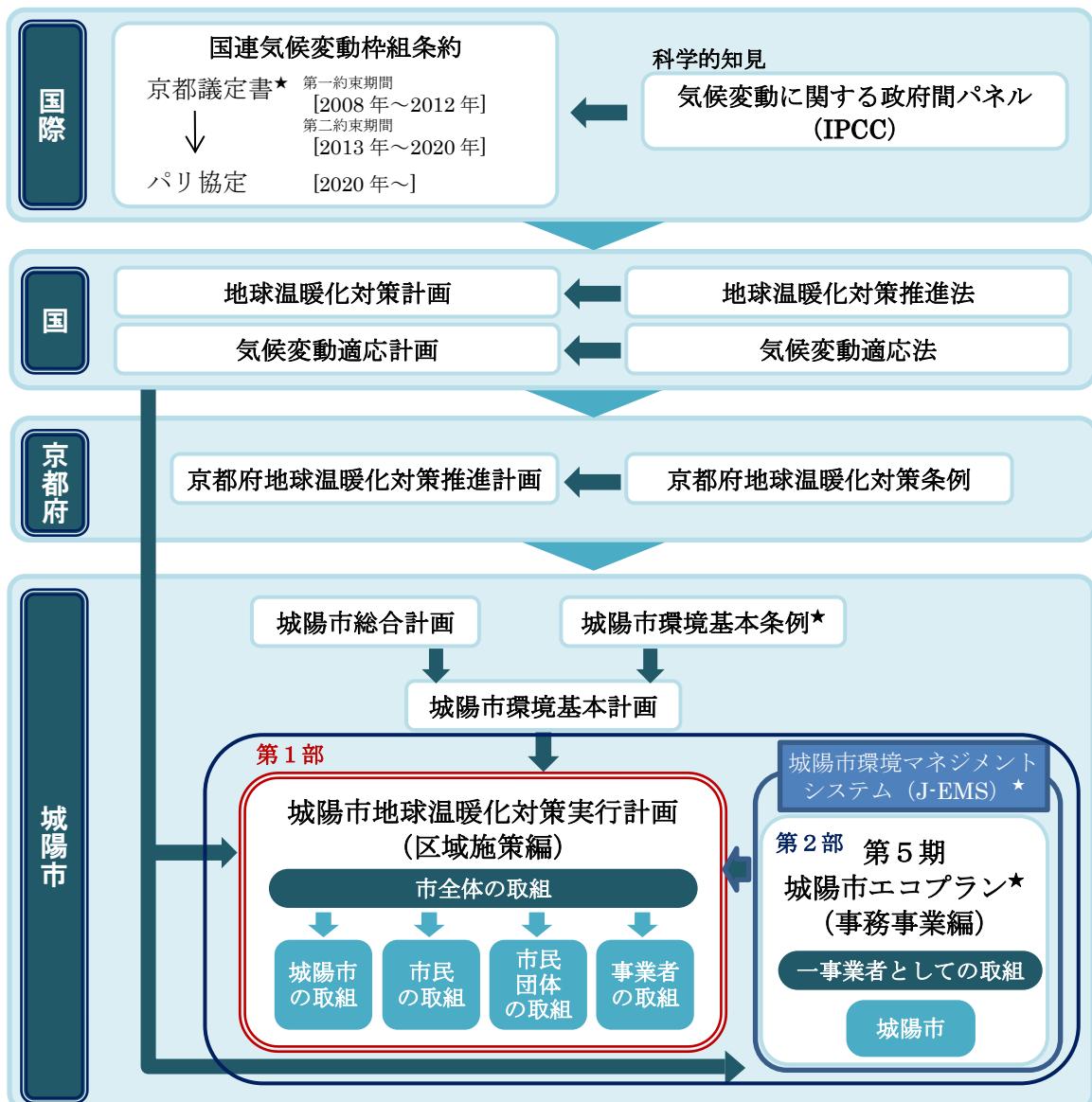
6. 城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

市では、市域全体で地球温暖化防止を進めていくため、「城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を推進しています。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項の規定に準じ、市域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うため施策を定めるものです。

なお、本計画は城陽市環境基本計画に定める地球環境分野の取組を、市・市民・市民団体・事業者が一体となって着実に推進するための具体的な実行計画です。

■計画の位置づけ



1) 計画期間

令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間で、計画の基準年度は平成 25 年度（2013 年度）です。

2) 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項では 7 種類の温室効果ガスが定められており、本計画では温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素を対象とします。

3) 目標値と現況

市では、令和 9 年度（2027 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比 42% 削減することを目指しています。

令和 4 年度（2022 年度）温室効果ガス排出量は 276 千 t-CO₂ で、基準年度と比べると、約 26.6% 減少しました。

4) 令和 6 年度の主な実施結果

施策分類	主な取組
省エネ・省 CO ₂ 機器の導入促進	・住宅窓断熱改修の補助（9 件）
太陽光発電の普及促進	・住宅用蓄電池システム等設置の補助（22 件）
ヒートアイランド現象の緩和	・グリーンカーテンの普及（388 件）
環境に配慮した交通の推進	・府内における自転車利用の促進
3R の推進	・生ごみ処理機等購入補助（17 件）
環境学習・教育の推進	・環境フォーラム開催「気候変動と動植物の生態系への影響について」（約 450 人） ・夏休み親子工作教室（11 名） ・地球温暖化防止教室（19 名）
適応策の推進	・雨水貯留タンク設置の補助（5 件）

■城陽市の温室効果ガス排出量（経年変化）

単位：千 t-CO₂

	2013年度 平成25年度 基準年度	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度
産業	83	60	59	54	52	50
家庭	109	69	68	79	65	75
業務	88	63	58	61	57	66
運輸	91	88	86	85	84	77
廃棄物	5	7	8	9	8	7
合計	376	287	279	289	267	276
基準年度比増減		-23.7%	-25.8%	-23.1%	-29.0%	-26.6%

※表中の数値は四捨五入しているため、計算が合わない場合があります。

7. 城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）

市では、平成 15 年 3 月に国際規格の環境マネジメントシステムである ISO14001 の認証を取得しました。9 年間の ISO14001 の取組実績を踏まえ、平成 24 年 4 月からは市独自の環境

マネジメントシステム（J-EMS（ジェイムス））の運用を開始しました。

J-EMS では、エコオフィス活動や環境保全活動、公共工事における環境配慮などの推進のほか、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目指す城陽市エコプランの進行管理も実施しています。

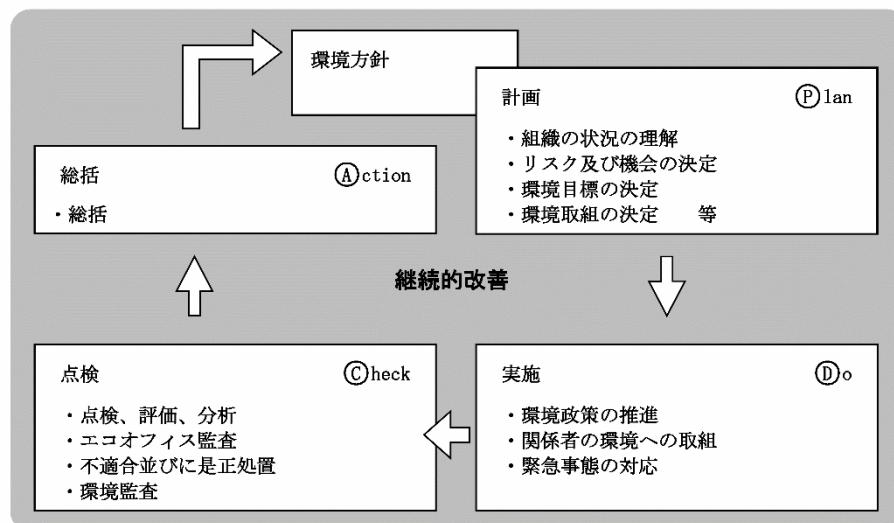
1) J-EMS

J-EMS は、市の事務事業における環境への負荷の低減、及び環境の保全と改善に関する活動を継続的に実施し、維持することを目的とし、市長が定める環境方針に基づき、PDCA サイクルにより、環境行政の効率化・活性化を図るもので

所属ごとに環境政策推進チーム員（計 41 名）を中心となり、市の事務事業に伴う環境負荷の低減に取り組んでいます。

(資料編 3-10 「城陽市環境方針」を参照)

■システム構成図



■令和6年度環境目標実施結果

環境目標を元に各所属で実施する取組について、各所属で延べ136項目を設定し、計画達成は135項目、計画の一部のみ達成は1項目でした。

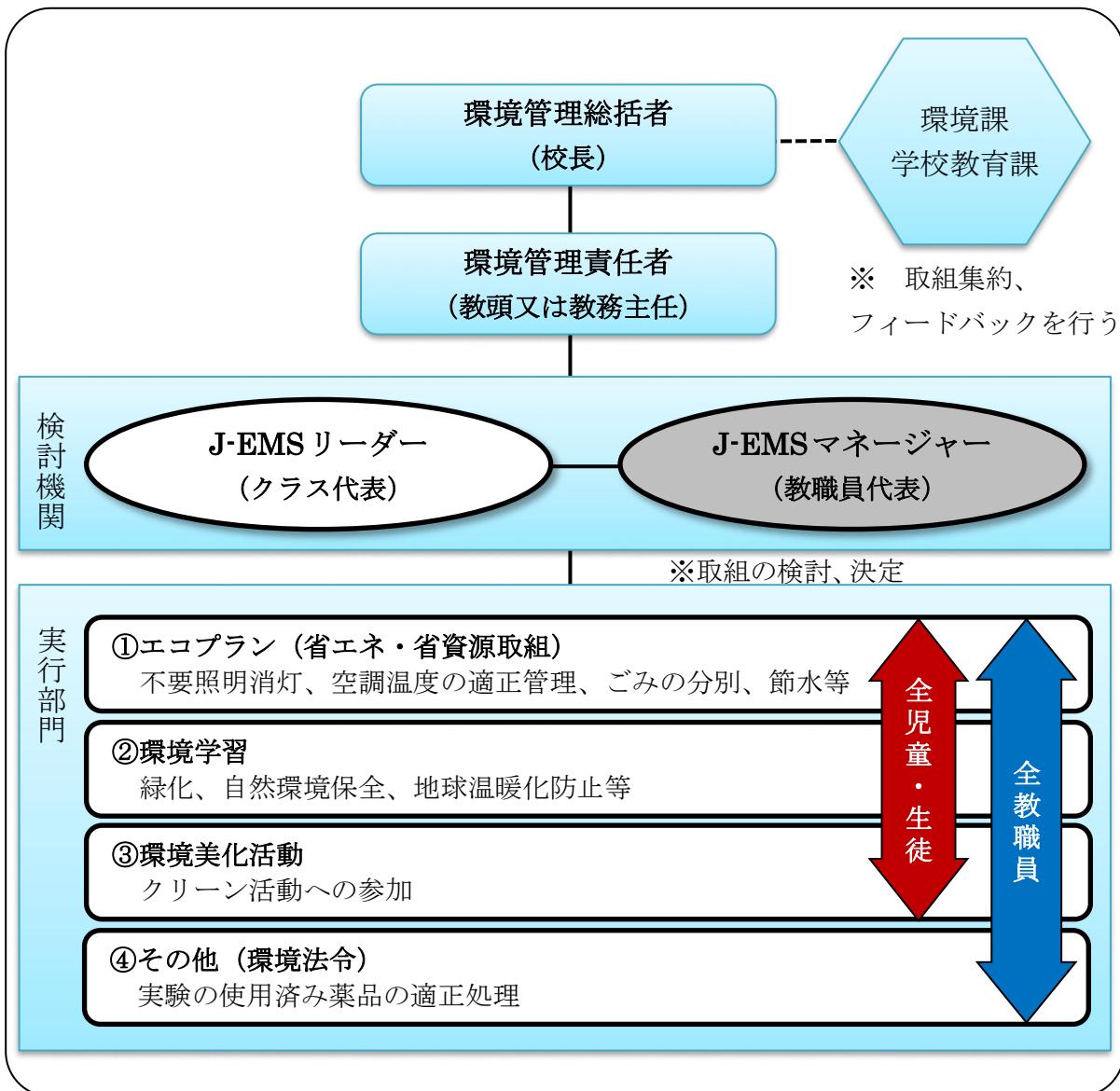
環境目標 (第2次城陽市環境基本計画における) 環境ビジョンの基本目標16項目	項目数		
	設定	達成	一部のみ達成
①市民・事業者の環境との関わり合いを増やし、環境を良くするためにパートナーシップで取り組みます。	3	3	0
②環境に関する情報提供や環境学習・環境教育を充実し、環境にやさしい人を育みます。	8	8	0
③大規模プロジェクトが進み市内の環境が大きく変わる中、市が中心となって、市民・事業者とともに、環境配慮行動・環境活動に取り組みます。	3	3	0
④良好で健全な大気・水・土壤等の環境を保全し、豊かな生活環境を守ります。	7	7	0
⑤河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てます。	3	3	0
⑥安心して暮らせる環境を守り、築きます。	15	15	0
⑦豊かな歴史・文化の活用を進めるとともに城陽らしい景観・まちなみを保全し、次世代に伝えます。	3	3	0
⑧多様な動植物が生息・生育できる自然環境を守り育てます。	9	9	0
⑨東部の丘陵地における自然環境の保全・再生・創出を目指します。	2	2	0
⑩城陽の豊かな自然を次世代に伝えるため、地域に根ざした生活を継承し、風土を生かした農業を守り育てます。	4	4	0
⑪私たちの活動が地球環境に影響を与えていていることを認識し、身近な地域で行動します。	22	21	1
⑫人と環境にやさしい交通体系のまちを創ります。	4	4	0
⑬省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用により、低炭素型のまちづくりを進めます。	13	13	0
⑭気候変動による自然や社会への影響にあらかじめ備える「適応策」に積極的に取り組みます。	8	8	0
⑮3R（リデュース、リユース、リサイクル）のシステムを構築し、循環型のまちづくりを進めます。	30	30	0
⑯環境負荷の小さいごみ処理を推進し、きれいなまちづくりを進めます。	2	2	0

2) J-EMS エコスクール

平成27年度から、各小中学校における環境負荷の低減を図るとともに、環境教育の推進を図ることを目的とし、J-EMS エコスクールの運用を開始しました。J-EMS エコスクールは、主に学校における環境教育の観点からの環境マネジメントシステムとして、環境学習、環境美化活動に、エコプラン（省エネ・省資源活動）の推進等を加えたシステムです。

J-EMS エコスクールは、各学校長をトップとした学校の独自取組として、日常における省エネ・省資源取組、環境学習等について、現状調査、環境目標、実施計画、見直しといったPDCAサイクルにより取組を推進することとしています。

■J-EMS エコスクール組織図



■令和6年度実施結果

学校毎に、児童・生徒、教職員、学校全体の3つの取組（環境目標）を設定し、取り組みました。

① 小学校

校名	取組内容			取組の様子等
	児童	教職員	全体	
久津川小学校	◆教室で出たごみを燃やすごみと燃やさないごみに分別する。	◆節電に努める。	◆環境美化の一環として校内で様々な花を植える。	委員会活動では、今年度も「エコ週間」に取り組むことができた。ごみの分別や節水について意識する時間を設けることでより大切さを理解することができた。定期的に意識して取り組むことの大切さが感じられた。 花を植える活動に関しても今年度も取り組んだ。昨年と同様に児童の参加もあり、いろいろな花の苗を植え、環境の整備や植物への関心を高める一助となつた。
古川小学校	◆教室の電気はこまめに消し、水道の水は出しつばなしにせずに確実に止める。	◆適切な室温管理に努め、無駄な電力使用を控え、節電を心がけるよう徹底する。	◆古紙回収に取り組む。	感染症予防の定着が図られ手洗い、うがいで水道を使うことが多かったが、蛇口を閉めることはほぼ定着できている。教室移動時の消灯について、時々忘れていることがあったため、教職員への声かけやマネージャーによる見回りを実施した。 冷暖房については、温度設定のみを重視すると夏は暑すぎ、冬は寒すぎ、設定として難しい。サーキュレーターを活用し、温度設定を上げすぎたり、下げすぎたりせずに、空気が循環するよう取り組むことはできた。 今年度も古紙回収に取り組み、児童・教職員の環境への意識を高めることに努めることができた。
久世小学校	◆教室で出たごみを燃やすごみと燃やさないごみに分別する。	◆適切な室温管理に努め、無駄な電力使用を控え、節電を心がけるよう徹底する。	◆環境美化の一環として、校内で様々な花を植える。	移動教室の際には、教師が教室の電気やエアコン、扇風機を切ることを意識して取り組むことができた。また、それらを児童の係活動として設定することで、教師だけでなく児童も含めて全員が環境保護への関心を高めるようにした。 会議等の校内のみで使うプリントについては、裏紙を極力用いることができた。また、ペーパーレス化を意識することができた。 SDGsや環境問題を児童の学習活動に取り入れ、日常生活と結び付けた指導を積極的に行うことで、児童の環境への意識を高めることにつなげた。
深谷小学校	◆どんぐりやまプロジェクトに参加。			今年度もどんぐりやまプロジェクトに参加し、城陽市の環境問題について考えることができた。その他、4年生が中心となり、ゴーヤを育てグリーンカーテンの取組を行ったり、社会科の学習でパッカー車に来てもらいたいゴミ問題について考えたりした。環境委員会では、校内の環境について考え、トイレの使い方の点検やポスターを作成してトイレをきれいに使うよう啓発を行った。 できるだけ紙の無駄遣いを減らすため、職員会議資料のデータ化やteamsの活用、裏紙の活用を行った。
寺田小学校	◆どんぐりやまプロジェクトに参加。			3年生にとっては2年連続の取組となり、昨年から引き続き『どんぐり』をきっかけに森林のことや森の生き物について学ぶことができた。3年生は五里五里の丘へ行き、植物による葉っぱの違いを学びながら葉っぱ図鑑を作成したり、虫が好んで食べる植物である草食について学んだりすることができた。 2年生はどんぐりの特徴を学び、どんぐりクイズや図鑑を作成し、楽しくどんぐりについて学ぶことができた。

校名	取組内容			取組の様子等
	児童	教職員	全体	
寺田南小学校	<ul style="list-style-type: none"> ◆教室内の電気は、こまめに消す。 ◆水道の蛇口はきちんとしめて無駄遣いを減らす。 ◆プルタブ、ペットボトルキャップの回収をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆適切な室温管理（冷房時28℃、暖房時20℃）を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの分別。 	ペットボトルキャップ・プルタブ回収は、子どもたちが中心となり地域や保護者の協力もあって、支援活動としても継続できている。
寺田西小学校	<ul style="list-style-type: none"> ◆水道の蛇口はしっかり締める。 ◆できる限り、水を出しちゃなしない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教室のエアコンや電気の切り忘れに気を付ける。 ◆紙の無駄遣いがないように心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ゴミの分別をしっかりととする。 	昨年度はごみの分別で課題があったが、具体的な分別方法をごみ箱に掲示することで、正しいごみの分別を図ることができた。環境委員会では、花壇の水やりなど水を使う場面で、水の無駄遣いをしないよう気を付けながら委員会活動に取り組むことができた。また、児童集会では「ごみの分別クイズ」を実施したり、11月には「そうじをがんばろう週間」を設定したりし、意欲的に掃除に取り組めるような取り組みを行うことができた。
今池小学校	<ul style="list-style-type: none"> ◆誰もいない教室の電気は、こまめに消す。 ◆水道を使った後は、蛇口をしっかりと閉める。 ◆ゴミの分別とリサイクルを教職員で徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆節電・節水に心がける。 ◆適切な温度管理に努める。 ◆ゴミの分別とリサイクルを教職員で徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆花いっぱい運動等を通じて、校内に様々な花を植える。 	節電の呼びかけをしているが、教室移動後に電気や扇風機がついたままの教室があるので、全校での徹底をしていきたい。 水道やトイレの使用における節水は全校で取り組めているので継続する。 普段の掃除や行事の時など、クラスごとにゴミの分別をしっかりと取り組むことができた。
富野小学校	<ul style="list-style-type: none"> ◆こまめに電灯を消すなど、節電に努める。 ◆水の無駄づかいをせず、使った後は必ず蛇口を締める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆節電・節水や再利用など身近な環境保護活動に取り組み、その成果を整理することにより、啓発を図る。 ◆ICTの活用により連絡事項のペーパーレス化を図るとともに、校内連絡用の印刷物は反故紙を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内の緑化活動に取り組む。 ◆グリーンカーテンに取り組む。 	雨水利用のタンク設置により、低学年で雨水を利用した水やりの習慣が定着している。 委員会活動を中心に、植栽や水やり、校門周辺の掃き掃除などに積極的に取り組み、環境緑化や美化の意識が高まった。 5年生の総合的な学習の時間で環境問題について、児童の興味に合わせた分野で学習を進めた。 教職員が率先して教室の電気の付けっぱなしや水の流しちゃなしないように、環境に優しい学校作りを目指し取り組んだ。
青谷小学校	<ul style="list-style-type: none"> ◆教室の電気をこまめに消す。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの分別とリサイクルを徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ゴーヤや花などの植物を育てる。 	「教室の電気をこまめに消す」は、クラスで児童の日直や係の活動として取り組んだ。 「ごみの分別とリサイクル」は、ゴミの分別が児童には分かりづらく、作業員さんが回収する際に再度指導してくれて助かった。 6年児童とPTAの保健・環境委員が年に2回花の苗を植えた。委員会で当番を決めて、観察・水やり等を行った。 学級園でこどもたちと相談しながら野菜を植えたりグリーンカーテンに取り組んだりした。

② 中学校

校名	取組内容			取組の様子等
	生徒	教職員	全体	
城陽中学校	<ul style="list-style-type: none"> ◆教室の電気はこまめに消す。 ◆コンタクトレンズ容器の回収を呼びかけ、資源のリサイクルに努める。 ◆給食の残飯を減らす取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆適切な室温管理を徹底する。 ◆紙の再利用に努める。 ◆水の節約や節電に努める。 ◆給食の残飯を減らす取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内の美化活動や緑化運動に参加する。 ◆「校内クリーンキャンペーン」に参加し、校内環境を整える。 	ボランティア活動で花植えを行うなど、校内環境を整えるという成果を上げることができた。教職員で冷暖房の適切な温度管理を行うことや、教室整備、消灯ができるように意識できた。
西城陽中学校	<ul style="list-style-type: none"> ◆教室の電気、エアコンはこまめに消す。 ◆校内のクリーンキャンペーンを実施し環境改善をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆適切な室温管理を徹底する。 ◆校内のクリーンキャンペーンにPTAや生徒とともに参加し、環境改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆様々な場面で節電・節約を徹底する。 ◆校内のクリーンキャンペーンにPTAや生徒とともに参加し、環境改善を行う。 	教室での消灯や冷暖房の温度管理に関して、職員で共通して管理に努めることができた。PTA、地域ボランティアの方々、生徒、教職員で「花いっぱい運動」(2回)、「校内クリーンキャンペーン」(夏季休業中)を実施し、環境美化に努めた。また、生徒会主催の「校内ぴかぴかキャンペーン」(3回)、部活動長会主催の「学校周辺のクリーンキャンペーン」(1回)を行い、環境改善に努めた。
南城陽中学校	<ul style="list-style-type: none"> ◆教室の消灯・省電力を心がける。 ◆扇風機や窓の開閉により、換気と室内温度調整を心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆教室の消灯や扇風機のスイッチについて、管理を徹底するとともに生徒への啓発を行う。 ◆室温を気遣い、エアコンのスイッチのONとOFFの切り替えをこまめに行う。 ◆印刷においては、枚数に無駄を出さないよう、また、再生紙を使うよう心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆水の使用量について、毎週計測し、多い場合は節約の啓発を行う。 ◆地域のクリーン運動に参加する。 ◆グリーンカーテンの取組を進める。 	マネージャーがエアコンの運用、教室の消灯などについて声かけを行い、教職員に周知している。エアコンの使用については猛暑もあり、こまめなオフが難しい現状があった。
東城陽中学校	◆教室の電気はこまめに消す。	◆省エネと資源の節約を心がける。	◆SDGsを意識した取組を行う。	環境美化委員が前期と後期で省エネ・節水のポスターを作り、省エネ・節水週間の取組を行ったが、不十分であった。環境美化委員と給食委員が残飯を減らす取組を行い、環境美化委員が給食時間中に放送で呼びかけ、給食委員が給食の残飯のチェックを行った。この取組については、一定の効果が上がった。
北城陽中学校	<ul style="list-style-type: none"> ◆教室の電気はこまめに消す。 ◆ゴミの分別を確実に行う。 ◆保健委員は教室のCO₂濃度を知らせる取組をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆冷暖房を適切な温度に保つ。 ◆ミスプリントの裏面の使用を一層進める。 ◆毎月の電気料金を職員に知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内での植物の栽培を推進し生物の生育環境を学ぶとともに環境の大切さについて知る。 ◆校区、校内の環境美化に努める。 	移動教室の際は学級委員が消灯等の管理を行った。また、美化委員を中心ゴミの分別を呼びかけ、教室の環境整備を心掛けた。保健委員は教室のCO ₂ 濃度を計測し、知らせる取組を行った。掃除の時間のゴミ捨ては、分別をして処分した。職員向けのプリントは裏紙の使用を徹底し、資料配付を減らしている。会議のペーパーレス化は昨年度と同様完全実施している

■ どんぐりやまプロジェクトについて

城陽市の街並みは大きく変わろうとしています。市の豊かな「自然」を守り育てながら、「未来」へと引き継いでいくためには、環境問題を正しく認識し、「今」何をすれば良いのかを考え、身近にできることから行動に移すことが重要です。

(1) どんぐりやまプロジェクトについて

「どんぐりやまプロジェクト」は、城陽の未来を担う「子どもたち」が、「ふるさと」の自然に触れる学習や活動を通じて、環境を知り、考え、行動することで、ふるさとへの「愛着」と「誇り」を育みながら、「みどり」を創出しようとするプロジェクトです。

令和6年度は、令和5年度に引き続き「寺田小学校」と「深谷小学校」の2校でプロジェクトを実施しました。

(2) どんぐりやまプロジェクトの実施結果

① どんぐり図鑑の作成

城陽環境パートナーシップ会議運営委員が講師となって、様々な種類のどんぐりの特徴を学び、どんぐりクイズにも挑戦するどんぐりの学習会を行いました。クイズの後は実際にどんぐりを触って観察し、どんぐり図鑑の作成を行いました。

② 葉っぱ図鑑の作成

城陽五里五里の丘、城陽環境パートナーシップ会議の協力のもと、葉っぱを探し、植物による葉っぱの違いを学びながら、葉っぱ図鑑を作製しました。また、虫が好んで食べる植物である食草について学び、班ごとに探しました。班員みんなで協力して自然に触れつつ、環境のことを楽しく学ぶことができました。

③ どんぐり学習会の実施

深谷小学校でどんぐりの学習会を実施し、城陽環境パートナーシップ会議運営委員が用意したPowerPointを用いて、城陽五里五里の丘整備時のコナラの「里親」になる取組を紹介しました。また、どんぐりの自然での役割について学び、未来の環境のために自分たちにできることを考えました。

④ 城陽五里五里の丘へのどんぐり苗の植樹

森守クラブ城陽、城陽環境パートナーシップ会議の協力のもと、鴻の巣保育園園児による、城陽五里五里の丘へのどんぐり苗18本の植樹を行いました。

3) 城陽市エコプラン

本計画は、市が事業者及び消費者としての立場から、自らの事務事業による環境負荷の低減に率先して取り組むための実行計画として平成15年3月に策定しました。

また、本計画は、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を含むことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく、地球温暖化対策に係る実行計画としても位置づけています。

(1) 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間です。（計画の基準年度は、平成25年度（2013年度）です。）

(2) 計画の対象範囲

市が直接管理する施設のほか、法人や民間等に管理運営を委託している施設（指定管理等施設）についても計画の対象範囲とします。

なお、これらの指定管理等施設については、本計画の協力を求めるとともにエネルギー管理を行うこととします。

(3) 対象とする温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の3種類を対象とします。

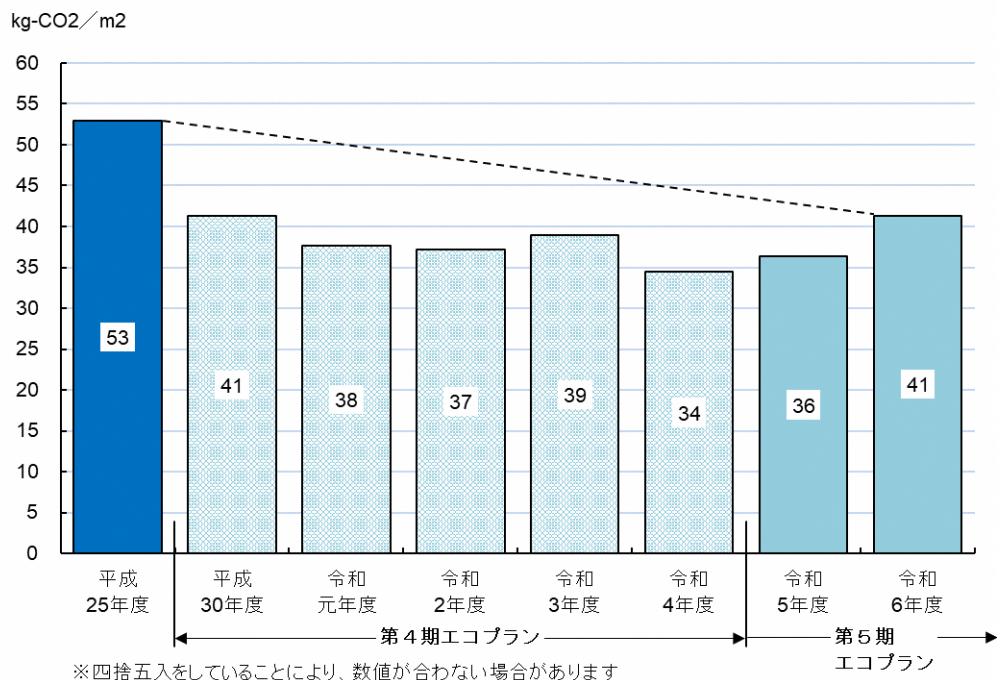
(4) 目標値

平成25年度（2013年度）を基準年度とし、令和5年度から5年間で温室効果ガス排出量を42%（3,987 t-CO₂）削減することを目標値とします。

■床面積あたりの温室効果ガス排出量（経年変化）

※温室効果ガス排出量は、算定項目（電気や燃料（都市ガス等））ごとの「活動量」（使用量等）に「排出係数」（活動量あたりの温室効果ガス排出量）を乗じて算定します。

排出係数は、算定項目ごと、事業者ごと、年度ごとに異なります（環境省・経済産業省公表）。

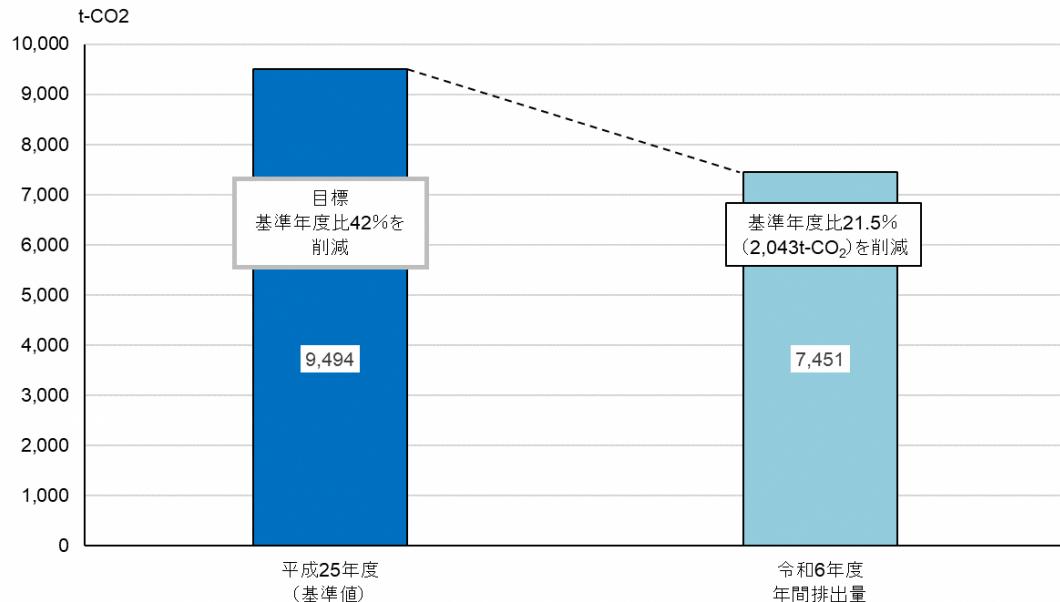


(5) 令和6年度実績

①温室効果ガス総排出量

令和6年度温室効果ガス総排出量は7,451 t-CO₂で、基準値と比較して21.5% (2,043 t-CO₂) 減少しています。

■温室効果ガス排出量



※基準値は、平成25年度実績値に、施設新設、廃止等を考慮した数値

②活動項目別の温室効果ガス排出状況

市施設等の温室効果ガスの排出量は、80.8%が電気の使用に伴うものです。

◆電気使用に伴う温室効果ガス排出量

電気使用は、基準年度比で21.5%削減となりました。

空調機の更新、街灯のLED化による省電力化等が要因として挙げられます。

◆燃料使用に伴う温室効果ガス排出量

燃料使用は、基準年度比で21.8%削減となりました。

中でも灯油については、市内小・中学校のFF(密閉式強制給排気)式灯油暖房機の撤去が主な要因です。

◆公用車等の燃料使用に伴う温室効果ガス排出量

公用車等の燃料使用は、基準年度比で19.7%削減となりました。

燃費性能が良い公用車に更新し、車両燃料使用量が減少したことが主な要因です。

■活動項目別の温室効果ガス排出量

(単位 : kg-CO₂)

		平成25年度 (基準値)	令和6年度	基準年度比	
				増減量	増減割合
電気	事務所で使用した電気	3,804,935	2,927,620	-877,315	-23.1%
	事業系施設で使用した電気(ポンプ場、上下水道部、街灯など)	3,863,898	3,092,829	-771,069	-20.0%
	合 計	7,668,833	6,020,449	-1,648,384	-21.5%
燃料	灯油	285,516	110,646	-174,870	-61.2%
	A重油	453,112	460,880	7,768	1.7%
	液化石油ガス (LPG)	104,701	52,111	-52,590	-50.2%
	都市ガス	818,568	675,946	-142,622	-17.4%
	合 計	1,661,897	1,299,583	-362,314	-21.8%
公用車等燃料	ガソリン	113,533	95,964	-17,569	-15.5%
	軽油	45,670	32,045	-13,625	-29.8%
	小 計	159,203	128,009	-31,194	-19.6%
	走行距離 (燃焼副生成物)	3,659	2,700	-959	-26.2%
	合 計	162,862	130,709	-32,153	-19.7%
CO ₂ 排出量 合計		9,493,592	7,450,741	-2,042,851	-21.5%

※四捨五入により、合計が合わない場合があります。

※基準値は、平成25年度温室効果ガス排出量を基に算定しています。(施設新設、廃止等を考慮)

※電気の排出係数については、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号ロの規定に基づき毎年告示される電気事業者ごとの実排出係数を使用しています。

③施設別温室効果ガス排出量

施設別の排出量の31.1%が上下水道施設で、その大部分は浄水場施設での電気使用が占めています。

施設別の温室効果ガスは基準年度比で子育て支援課関連施設が4.3%、小学校が2.2%、学校給食センターが16.9%増加した他は減少しています。

学校給食センターについては、重油ボイラーの老朽化及び給食提供日数が増えたことが主な要因として挙げられます。

■施設別温室効果ガス排出量

(単位: kg-CO₂)

	平成25年度 (基準値)	令和6年度	基準年度比	
			増減量	増減割合
市庁舎	590,965	495,436	-95,529	-16.2%
街灯	709,394	257,938	-451,456	-63.6%
河川ポンプ場、排水機場	44,807	26,240	-18,567	-41.4%
衛生センター	66,172	10,889	-55,283	-83.5%
保健センターと休日急病診療所	41,360	32,407	-8,953	-21.6%
子育て支援課関連施設(保育園2、学童保育所10、ふたば園、地域子育て支援センター)	124,109	129,468	5,359	4.3%
消防施設(庁舎、久津川・青谷分署、器具庫・消防団車両)	226,044	192,798	-33,246	-14.7%
上下水道施設(庁舎、浄水場、ポンプ所、取水井)	2,983,323	2,315,225	-668,098	-22.4%
幼稚園 1園	7,890	7,346	-544	-6.9%
小学校 10校	638,721	652,778	14,057	2.2%
中学校 5校	439,662	420,635	-19,027	-4.3%
コミュニティセンター(北部、東部、南部、今池、青谷、寺田)	272,863	235,438	-37,425	-13.7%
公民館(久津川)	27,695	1,796	-25,899	-93.5%
歴史民俗資料館	91,409	85,178	-6,231	-6.8%
学校給食センター	584,553	683,451	98,898	16.9%
図書館	139,682	130,159	-9,523	-6.8%
男女共同参画支援センター	23,173	19,400	-3,773	-16.3%
合計	7,011,822	5,696,582	-1,315,240	-18.8%
指定管理等施設	2,481,770	1,754,159	-727,611	-29.3%
総合計	9,493,592	7,450,741	-2,042,851	-21.5%

※四捨五入により、合計が合わない場合があります。

※基準値は、平成25年度温室効果ガス排出量を基に算定しています。(施設新設、廃止等を考慮)

※平成25年度にない施設は、施設完成後初めて通年稼働した年度の実績を基に基準値を算定しています。

4) ISO認証取得助成金交付制度の取組

本市環境基本条例では事業者の責務として、環境マネジメントシステムの構築に努めなければならないと規定していることから、平成16年度から環境管理の国際規格であるISO14000シリーズ、または、品質保証の国際規格であるISO9000シリーズを認証取得した中小企業者に対して経費の一部を助成しています。

本制度は、中小企業の環境問題に配慮した企業活動を促進する体制の整備に資するとともに、中小企業者の企業競争力や信頼を高めることを通じ産業振興を図ることを目的としています。

<資料編>

第1章 城陽市の概要

1-1 気象

区分 年次	気温			湿度平均 (%)	天気日数				降水量	
	平均(℃)	最高(℃)	最低(℃)		晴(日)	曇(日)	雨(日)	雪(日)	総量(mm)	日最大(mm)
平成27年	16.4	38.8	-1.8	68.7	234	38	93	0	1,556.0	102.5
平成28年	16.8	37.9	-3.6	70.2	246	49	71	0	1,496.0	94.5
平成29年	15.8	37.8	-3.1	67.6	226	64	74	1	1,349.5	128.5
平成30年	16.6	39.7	-4.4	63.6	231	39	95	0	1,507.5	122.5
令和元年	16.6	39.2	-2.4	63.6	198	54	112	1	1,322.0	92.0
令和2年	16.4	38.1	-2.3	55.1	229	27	110	0	1,504.0	79.0
令和3年	16.3	37.4	-3.8	-	209	39	116	1	1,772.5	112.5
令和4年	16.2	38.2	-3.7	73.5	225	35	105	0	1,406.0	149.0
令和5年	16.7	38.3	-4.3	73.9	226	29	107	3	1,133.5	146.0
令和6年	17.3	38.4	-3.0	74.9	232	27	107	0	1,385.5	109.0
1月	5.4	13.8	-3.0	73.4	21	3	7	0	32.5	18.0
2月	7.0	18.9	-1.0	76.6	15	2	12	0	89.5	19.0
3月	8.2	23.2	-2.4	70.3	16	1	14	0	189.0	62.5
4月	17.1	29.2	3.3	70.9	16	2	12	0	158.5	57.0
5月	18.7	29.6	6.4	71.8	18	2	11	0	199.5	109.0
6月	23.5	35.1	13.5	77.1	10	5	15	0	263.0	84.0
7月	29.0	37.1	21.8	78.8	23	0	8	0	119.0	36.0
8月	29.6	38.4	23.4	76.9	21	3	7	0	98.5	44.0
9月	27.8	37.1	19.0	76.4	26	1	3	0	23.0	15.0
10月	21.1	30.9	10.2	79.9	15	5	11	0	101.0	28.0
11月	13.7	24.2	5.2	76.4	23	2	5	0	110.5	50.5
12月	6.7	18.6	-1.6	69.8	28	1	2	0	1.5	1.0

(資料:消防本部)

(注) 令和2年10月～令和3年6月において、平均湿度の記録に障害が発生したため不明。

1-2 人口推移

(単位:人、世帯)

区分 年次	人口			世帯数	人口密度	1世帯あたり人員	指數 (昭和50年=100)	備考
	男(人)	女(人)	総数(人)					
平成27年	36,952	39,917	76,869	29,884	2,350	2.57	130	国勢調査
平成28年	36,644	39,652	76,296	29,965	2,332	2.55	129	推計人口調査
平成29年	36,377	39,427	75,804	30,003	2,317	2.53	129	"
平成30年	36,082	39,165	75,247	30,094	2,300	2.50	128	"
令和元年	35,996	38,919	74,915	30,305	2,290	2.47	127	"
令和2年	35,864	38,743	74,607	30,484	2,281	2.45	127	国勢調査
令和3年	35,619	38,479	74,098	30,529	2,265	2.43	126	推計人口調査
令和4年	35,292	38,202	73,494	30,614	2,247	2.40	125	"
令和5年	34,916	37,898	72,814	30,715	2,260	2.40	124	"
令和6年	34,618	37,600	72,218	30,898	2,208	2.34	123	"

(各年10月1日現在)(資料:国勢調査、京都府推計人口)

(注) 平成28年～令和元年の推計人口は、令和2年国勢調査人口の確定に基づいて遡及修正したものである。

1-3 土地利用

都市計画区域 3,271ha	市街化区域	年月日	令和6年12月24日	
		第一種低層住居専用地域	356 ha	
		第二種低層住居専用地域	20	
		第一種住居地域	306	
		第二種住居地域	1	
		準住居地域	15	
		近隣商業地域	21	
		商業地域	29	
		準工業地域	59	
		工業地域	59	
工業専用地域		計	6	
			872	
		市街化調整区域	2,399	

(注)平成26年10月1日に市面積変更

(資料:都市政策課)

平成28年5月10日に市内区域区分変更

平成28年11月24日に市内用途地域変更

令和3年6月21日に市内用途地域変更

令和3年11月19日に市内用途地域変更

令和5年7月20日に市内用途地域変更

令和6年12月24日に市内区域区分変更

農用地区域	農用地	年月日	令和6年11月19日
		農業振興地域	989.0 ha
		田	127.0
		畠	44.5
		樹園地	74.4
		計	245.9
		農業用施設用地	13.0
合 計			258.9

(資料:農政課)

1-4 上水道事業規模

区分 年度	給水人口 (人)	普及率 (%)	年間配水量 (千m³)	一人一日平均 配水量 (L)	配水管等の 延長 (km)	消火栓数 (栓)
平成27年度	77,735	99.7	8,106	285	255	1,443
平成28年度	77,225	99.7	8,033	285	257	1,443
平成29年度	76,605	99.7	7,965	285	255	1,463
平成30年度	76,144	99.7	7,903	284	255	1,465
令和元年度	75,701	99.8	7,869	284	261	1,472
令和2年度	75,362	99.8	7,951	289	262	1,470
令和3年度	74,892	99.8	7,905	289	264	1,656
令和4年度	74,210	99.8	7,850	290	265	1,667
令和5年度	73,542	99.8	7,748	288	267	1,666
令和6年度	72,872	99.8	7,745	291	267	1,665

(資料:上下水道部)

1－5 公共下水道の状況

区分 年度	計画決定面積 (A) ha	事業認可区域面積 (B) ha	処理区域面積 (C) ha	総人口 (D) 人	処理区域人口 (E) 人	普及率		
						面積		人口
						(C)/(A)%	(C)/(B)%	(E)/(D)%
平成27年度	1,000.3	1,000.3	919.3	77,980	77,165	91.9	91.9	99.0
平成28年度	1,000.3	1,000.3	923.7	77,452	76,634	92.3	92.3	99.0
平成29年度	1,000.3	1,000.3	931.4	76,825	76,390	93.1	93.1	99.4
平成30年度	1,000.3	1,000.3	936.2	76,340	75,927	93.6	93.6	99.5
令和元年度	1,000.3	1,000.3	936.2	75,880	75,494	93.6	93.6	99.5
令和2年度	1,031.05	1,031.05	937.0	75,515	75,146	90.9	90.9	99.5
令和3年度	1,031.05	1,031.05	937.0	75,034	74,664	90.9	90.9	99.5
令和4年度	1,031.05	1,031.05	937.0	74,369	74,005	90.9	90.9	99.5
令和5年度	1,031.05	1,031.05	937.9	73,720	73,398	90.9	90.9	99.6
令和6年度	1,031.05	1,031.05	938.1	73,051	72,745	90.9	90.9	99.6

(各年度末現在) (資料:上下水道部)

1－6 し尿浄化槽設置状況

(単位:基)

区分 年度	単独処理浄化槽		合併処理浄化槽		合計		
	一般家庭	事業所	一般家庭	事業所	一般家庭	事業所	計
平成27年度	1,436	319	321	85	1,757	404	2,161
平成28年度	1,384	312	308	81	1,692	393	2,085
平成29年度	1,290	333	293	79	1,583	412	1,995
平成30年度	1,250	301	282	73	1,532	374	1,906
令和元年度	1,207	293	273	72	1,480	365	1,845
令和2年度	1,162	285	263	76	1,425	361	1,786
令和3年度	1,127	279	252	76	1,379	355	1,734
令和4年度	1,100	272	244	77	1,344	349	1,693
令和5年度	1,079	264	243	80	1,322	344	1,666
令和6年度	1,062	262	240	79	1,302	341	1,643

(各年度末現在) (資料:城南衛生管理組合、環境課)

第2章 城陽市の環境の現況

2-1 環境行政のあゆみ

年	月	出来事
昭和 42 年	8	『公害対策基本法』制定
昭和 43 年	6	『大気汚染防止法』制定
	6	『騒音規制法』制定
昭和 45 年	12	『水質汚濁防止法』、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』等公害 14 法 改正、制定
昭和 46 年	3	『京都府公害防止条例』公布（12 月施行）
	6	『特定工場における公害防止組織の整備に関する法律』制定
	6	『悪臭防止法』制定
昭和 47 年	5	『城陽市光化学スモッグ緊急時対策要綱』制定
	6	『自然環境保全法』制定
昭和 48 年	4	河川水水質測定開始（市）
昭和 49 年	5	環境騒音測定開始（市）
	12	騒音規制法の地域指定を受ける
昭和 50 年	10	市内工場の廃棄物埋立て問題発生
昭和 51 年	1	悪臭防止法の地域指定を受ける（5 物質）
	5	鉄道騒音の測定実施（市）
	6	『振動規制法』制定
	8	騒音に係る環境基準の類型指定を受ける
	9	硫黄酸化物に係る総量規制の地域指定を受ける
昭和 52 年	3	公害の現況（初版）発行（市）
	6	悪臭測定開始（市）
	8	市内工場の有機溶剤による公害問題発生
昭和 53 年	1	振動規制法の地域指定を受ける
	6	『瀬戸内海環境保全特別措置法』制定
	7	『二酸化窒素に係る環境基準』設定
	9	市内工場の六価クロム排出問題発生
昭和 54 年	8	道路騒音、振動測定開始（市）
昭和 55 年	2	『京都府公害防止条例』の一部改正（野焼き、カラオケ規制等）施行
昭和 59 年	3	『悪臭防止法』の一部改正（測定手法）
昭和 63 年	11	『特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準』の一部改正
平成元年	2	『城陽市の環境』発行（市）
	5	市内 2 ゴルフ場（城陽カントリー倶楽部、東城陽ゴルフクラブ）と農薬使用に関する協定を締結（市）
平成 3 年	4	大気環境現況測定を開始（NO ₂ , CO を 4 か所で四季の 1 週間測定）
	6	京都の自然 200 選 植物部門に『寺田小学校のくぬぎ』が選定
平成 4 年	6	大気環境測定を実施
	9	京都の自然 200 選 動物部門に『イタセンバラなど水生生物の木津川右岸』が選定
平成 5 年	4	生ゴミ処理『コンポスト』に補助金交付制度を創設
	5	大気環境現況測定 NO ₂ , CO に SPM（浮遊粒子状物質）を追加
	6	ロータリークラブより公害測定車寄贈
	9	京都の自然 200 選 地形、地物部門に『鴨谷の滝』が選定
	11	『環境基本法』成立
平成 7 年	3	京都の自然 200 選 歴史的自然環境部門に『水度神社と参道の松並木』が選定
	12	『京都府環境を守り育てる条例』公布
平成 8 年	2	悪臭防止法施行に係る環境庁告示の改正
	4	都市計画法等の改正に伴う騒音・振動関係告示の改正（府）
平成 9 年	4	『地下水保全対策委員会』の設置
	6	『環境影響評価法』の公布〔平成 11 年 6 月施行〕
平成 10 年	9	『京都府環境基本計画』の策定
	10	『騒音に係る環境基準』の改正〔平成 12 年 4 月施行〕
	10	『地球温暖化対策の推進に関する法律』公布〔平成 11 年 4 月施行〕
平成 11 年	7	『ダイオキシン類対策特別措置法』公布〔平成 12 年 1 月施行〕
	10	環境監視員を配置
平成 12 年	3	『城陽市緑の基本計画』策定
	6	『循環型社会形成推進基本法』公布
	9	『城陽市環境市民懇話会』設置
	12	『城陽市浄化槽の設置等に関する要綱』策定
平成 13 年	3	『城陽市動植物環境調査報告書』完成（平成 10 年度から 3 か年事業）
	4	城陽市環境市民懇話会による『城陽市環境基本条例に関する提言書』の提出
	8	城陽市名木・古木の認定（認定木 36 本）
	12	『城陽市環境基本条例』の公布
平成 14 年	3	第 1 回環境フォーラム開催
	4	『城陽市環境基本条例』の施行、『城陽市環境政策推進組織』の設置
	5	『土壤汚染対策法』公布〔平成 15 年 2 月施行〕
	8	環境方針の策定
	9	『城陽市環境基本計画中間案』を策定
	10	『城陽市環境審議会』の設置

年	月	出来事
平成 15 年	2	『城陽市環境基本計画』について『城陽市環境審議会』から答申
	3	『城陽市環境基本計画』策定 『城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定 I S O 14001 認証取得
	9	第 2 回環境フォーラム開催
	10	城陽環境パートナーシップ会議設立発起人会結成
		城陽環境パートナーシップ会議設立総会
平成 16 年	1	環境井戸端会議開催
	2	I S O 14001 認証維持審査
	4	城陽市 I S O 認証取得助成金交付事業開始 城陽環境パートナーシップ会議愛称「城陽エコパートナー」に決定
	6	『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』制定
	9	第 3 回環境フォーラム開催
平成 17 年	2	I S O 14001 認証維持審査 京都議定書発効
	11	第 4 回環境フォーラム開催
平成 18 年	1	I S O 14001 認証更新審査
	4	『京都府地球温暖化対策条例』施行
	11	環境監視員 2 名体制化 第 5 回環境フォーラム開催
平成 19 年	1	I S O 14001 認証維持審査
	11	第 6 回環境フォーラム開催
平成 20 年	1	I S O 14001 認証維持審査
	2	『第 2 期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
	4	京都議定書約束期間開始
	11	第 7 回環境フォーラム開催
平成 21 年	1	I S O 14001 認証更新審査
	5	市内一斉クリーン活動
	6	『城陽市地球温暖化対策地域推進計画』策定 『城陽市環境基本計画』一部改正
	7	城陽市における地盤および地下水環境保全に関する調査報告書作成 地下水講演会開催
	11	第 8 回環境フォーラム開催
平成 22 年	1	I S O 14001 認証維持審査
	4	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業開始
	6	市内一斉クリーン活動
	11	第 9 回環境フォーラム開催
平成 23 年	1	I S O 14001 認証維持審査
	2	城陽生き物ハンドブック完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
	6	市内一斉クリーン活動
	11	第 10 回環境フォーラム開催
平成 24 年	2	省エネ知恵 B O O K 完成（城陽環境パートナーシップ会議作成） エコドライブ講習会（市民向け・事業者向け）
	3	地球温暖化防止教室
	4	市独自環境マネジメントシステム（J-E M S）運用開始
	6	市内一斉クリーン活動
	11	第 11 回環境フォーラム開催
平成 25 年	2	『城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』策定 『第 3 期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
	4	E C O 宣言事業の実施
	6	省エネ相談窓口開設
	10	市内一斉クリーン活動
	11	環境紙芝居完成（城陽環境パートナーシップ会議と城陽高校の協働制作） 第 12 回環境フォーラム開催
平成 26 年	3	『城陽市環境基本計画』一部改正
	6	市内一斉クリーン活動
	7	省エネナビ貸出事業開始
	8	城陽生き物ハンドブック改訂版完成
	11	第 13 回環境フォーラム開催
平成 27 年	3	地球温暖化防止教室
	6	市内一斉クリーン活動
	7	『京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例』施行
	10	城陽 ecoBOOK 完成（城陽環境パートナーシップ会議と西城陽高校の協働制作）
	11	第 14 回環境フォーラム開催
	12	気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）開催

年	月	出来事
平成 28 年	4	雨水貯留施設設置補助金交付事業開始
	6	市内一斉クリーン活動「A L L F O R 城陽クリーンアクション」
	10	第 2 次環境基本計画策定ワークグループ設置（城陽環境パートナーシップ会議）
	11	城陽環境かるた完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
平成 29 年	4	住宅用蓄電池システム等設置補助金交付事業開始
	6	市内一斉クリーン活動「A L L F O R 城陽クリーンアクション」
	11	第 16 回環境フォーラム開催
平成 30 年	3	『第 2 次城陽市環境基本計画』策定 『城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』策定 『第 4 期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
	6	市内一斉クリーン活動「A L L F O R 城陽クリーンアクション」
	11	城陽生き物ガイドブック～希少生物編～完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
		第 17 回環境フォーラム開催
令和元年	6	市内一斉クリーン活動「A L L F O R 城陽クリーンアクション」
	9	第 18 回環境フォーラム開催
	11	城陽生き物ガイドブック～植物編～完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
令和 2 年	11	オリジナルエコバッグ完成 第 19 回環境フォーラムを YouTube で開催
令和 3 年	10	城陽生き物ガイドブック～昆虫編～完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
	11	第 20 回環境フォーラムを YouTube 配信 ゼロカーボンシティ宣言
令和 4 年	6	市内一斉クリーン活動「A L L F O R 城陽クリーンアクション」
	9	城陽生き物ガイドブック～きのこ編～完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
	11	第 21 回環境フォーラム開催 デイリーエコチョイス JO YO 完成（城陽環境パートナーシップ会議と龍谷大学との協働制作）
	12	省エネ家電購入促進補助金交付事業開始
令和 5 年	3	『城陽市地球温暖化対策実行計画』策定（『第 5 期城陽市エコプラン』策定）
	4	城陽市カーボンニュートラル補助金交付事業開始
	6	市内一斉クリーン活動「A L L F O R 城陽クリーンアクション」
	11	城陽生き物ガイドブック～さかな編～完成（城陽環境パートナーシップ会議作成） 第 22 回環境フォーラム開催
令和 6 年	3	デイリーエコチョイス JO YO 動画版完成（城陽環境パートナーシップ会議と奈良教育大学との協働制作）
	4	城陽市ポイ捨て禁止条例施行
	6	市内一斉クリーン活動「A L L F O R 城陽クリーンアクション」
	9	河川クリーン作戦
	11	第 23 回環境フォーラム開催 『もったいない～「食品ロス」と「節電」～』完成（城陽環境パートナーシップ会議と龍谷大学と奈良教育大学との協働制作）
令和 7 年	2	城陽生き物ガイドブック～外来生物編～完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）

2-2 大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等（令和6年度）

市町村	測定局	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
京都市	市役所	○	○	—	—	×	○
	壬生	○	○	○	—	×	○
	伏見	○	○	○	—	×	○
	山科	○	○	○	—	×	○
	左京	○	○	—	—	×	—
	西京	○	○	○	—	×	○
	久我	○	○	—	—	×	—
	北醸	○	—	—	—	×	—
	自排	○	○	—	—	×	○
	自排	○	○	—	○	—	○
	自排	○	○	—	○	—	○
	自排	○	○	—	○	—	○
	自排	○	○	—	—	—	○
	自排	○	○	—	—	—	○
向日市	向陽	○	○	○	—	×	○
大山崎町	大山崎	○	○	—	—	×	—
宇治市	宇治	○	○	—	—	×	○
城陽市	城陽	○	○	—	—	×	○
久御山町	久御山	○	○	○	—	×	○
京田辺市	田辺	○	○	—	—	×	○
井手町	井手	—	—	—	—	—	○
木津川市	木津	○	○	○	—	×	○
南山城村	南山城	—	—	—	—	—	○
精華町	精華	○	○	—	—	×	○
亀岡市	亀岡	○	○	○	—	×	○
南丹市	南丹	○	○	—	—	×	○
福知山市	福知山	○	○	○	—	×	○
舞鶴市	東舞鶴	○	○	○	—	×	○
綾部市	綾部	○	○	—	—	×	○
宮津市	宮津	○	○	—	—	×	○
京丹後市	京丹後	○	○	—	—	×	○
大山崎町	国道171号(自排)	○	○	—	○	—	○
八幡市	国道1号(自排)	○	○	—	—	×	○

(資料:京都府)

- (注) 1. 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、長期的評価による環境基準達成を○、非達成を●で示しています。
- 2. 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6~20時)が環境基準を達成していない局を×で示しています。
- 3. 微小粒子状物質については、環境基準達成(長期基準、短期基準ともに満足しているもの)を○、環境基準非達成のうち長期基準のみ満足しているものを●、長期基準、短期基準ともに満足していないものを×で示しています。
- 4. 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、有効測定局(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間の測定時間が6,000時間以上の測定局、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上の測定局)について、評価を行いました。—は年間の有効測定日数を満たさないため評価を行わないことを示します。
- 5. 京都市内の測定局については、京都市が測定したものです。
- 6. 「自排」は自動車排出ガス測定局を示しています。

2-3 城陽測定局における測定結果の経年変化

測定項目	単位	年平均値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二酸化窒素(NO)	ppm	0.009	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006
浮遊粒子状物質(SPM)	mg/m ³	0.016	0.014	0.015	0.013	0.013	0.014	0.014
光化学オキシダント(Ox)	ppm	0.049	0.049	0.049	0.049	0.032	0.033	0.050
微小粒子状物質(PM2.5)	μg/m ³	12.5	10.7	10.6	9.7	9.8	9.9	9.8

(資料:京都府)

(注)光化学オキシダント(Ox)測定結果については、昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)を掲載しています。

1. 昼間とは5時から20時までの時間帯をいいます。
2. 昼間の1時間値は6時から20時までの測定値です。

2-4 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

(資料:京都府)

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液)からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2-5 光化学スモッグ注意報等の発令基準

区分	発令基準	解除基準	発令対象地域
注意報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	それぞれの注意報等の発令地点におけるオキシダント濃度が継続するおそれがないと認められるようになったとき。	① 京都市地域(京都市) ② 乙訓地域 (向日市、長岡京市、大山崎町) ③ 宇治地域 (宇治市、城陽市、久御山町) ④ 綴喜地域 (八幡市、京田辺市、井手町) ⑤ 相楽地域 (木津川市、精華町)
警 報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		
緊急警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		

(資料:京都府)

2-6 大気質調査結果(令和6年度)

1. JIS規格による測定

No.	測定地点	測定項目	夏季(6月)	秋季(9月)	冬季(12月)	春季(3月)	平均値	環境基準
11	消防本部駐車場	二酸化窒素(ppm)	0.006	0.005	0.009	0.008	0.007	0.04～0.06
		浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.012	0.008	0.015	0.009	0.011	0.10
		一酸化炭素(ppm)	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	10

2. PTIO方式による測定

No.	測定地点	測定項目	夏季(6月)	秋季(9月)	冬季(12月)	春季(3月)	平均値	環境基準
1	古川小学校	二酸化窒素(ppm)	0.006	0.006	0.011	0.014	0.009	0.04～0.06
2	久津川交番所		0.007	0.007	0.014	0.013	0.010	
3	陽東苑		0.007	0.006	0.011	0.011	0.009	
4	城陽台集会所		0.006	0.005	0.012	0.011	0.009	
5	西城陽中学校		0.008	0.006	0.016	0.014	0.011	
6	あけぼのハウス		0.007	0.005	0.014	0.012	0.010	
7	京都中央信用金庫		0.008	0.009	0.015	0.013	0.011	
8	鴻ノ巣台自治会集会所		0.006	0.005	0.012	0.011	0.009	
9	JAやましろ集出荷場		0.008	0.007	0.014	0.015	0.011	
10	今池小学校		0.006	0.006	0.013	0.013	0.010	
11	消防本部駐車場		0.005	0.005	0.013	0.013	0.009	
12	長池友ヶ丘集会所		0.009	0.009	0.018	0.016	0.013	
13	水主公会堂		0.008	0.008	0.014	0.013	0.011	
14	島ノ宮集会所		0.006	0.004	0.012	0.011	0.008	
15	富野小学校		0.006	0.007	0.013	0.014	0.010	
16	南城陽中学校		0.006	0.007	0.012	0.011	0.009	
17	ポール柱(中向河原)		0.006	0.005	0.010	0.009	0.008	
18	奈島会議所		0.006	0.007	0.012	0.010	0.009	
19	市辺自治会館		0.007	0.006	0.014	0.012	0.010	
20	東芦原バス停		0.009	0.009	0.021	0.018	0.014	
21	塚本深谷線		0.008	0.006	0.017	0.014	0.011	

(注)各季7日間測定

2-7 公共用水域水質測定結果（令和6年度）

測定項目	河川名	青谷川	中村川	今池川	宮ノ谷川	嫁付川	大谷川	長谷川	古川
	採水場所	青谷親水公園	樋門上流	古川合流	庭井	古宮	大谷	長谷川橋	上津屋橋
気温	(°C)	18.8	20.2	20.5	20.4	20.9	19.5	19.8	20.5
水温	(°C)	16.8	21.3	20.4	20.3	19.2	20.6	18.5	20.3
透視度	(度)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	16	>50
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	7.8	8.4	8.0	8.7	9.5	7.6	8.0	7.7
	生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	0.9	1.8	1.3	1.9	4.5	2.1	0.9	1.9
	浮遊物質量(SS) (mg/L)	3	4	9	2	3	2	120	12
	溶存酸素量(DO) (mg/L)	9.3	9.3	9.0	13	15	8.5	9.6	9.6
	大腸菌数 (CFU/100mL)	495	215	903	166	544	688	336	255
健 康 項 目	カドミウム (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	全ジアン (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	鉛 (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	六価クロム (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	砒素 (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	総水銀 (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	アルキル水銀 (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	PCB (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	ジクロロメタン (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	四塩化炭素 (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	シスー1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	トリクロロエチレン (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	テトラクロロエチレン (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	1,3-ジクロロプロベン (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	チウラム (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	シマジン (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	チオベンカルブ (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	ベンゼン (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	セレン (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.86	1.4	1.8	1.7	1.1	3.0	1.1	1.8
	ふつ素 (mg/L)	0.11	ND	0.09	ND	ND	0.12	ND	0.14
	ほう素 (mg/L)	ND	0.1	ND	ND	ND	0.1	ND	ND
	1,4-ジオキサン (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
その他の項目	化学的酸素要求量(CODMn) (mg/L)	2.7	4.5	4.0	4.2	8.8	5.3	2.8	5.1
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	全燐(T-P) (mg/L)	0.021	0.17	0.16	0.17	0.31	0.31	0.072	0.18
	全窒素(T-N) (mg/L)	1.1	2.3	2.2	2.3	2.6	3.3	1.3	2.3
	フェノール類 (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	銅 (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	ND	ND
	亜鉛 (mg/L)	0.003	0.006	0.006	0.008	0.015	0.075	0.011	0.009
	鉄 (mg/L)	0.09	0.14	0.22	0.06	0.10	0.05	0.30	0.18
	マンガン (mg/L)	0.03	0.02	0.02	ND	ND	0.03	0.07	
	ニッケル (mg/L)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	アンモニア性窒素 (mg/L)	0.14	0.18	0.11	0.05	0.55	0.12	0.07	0.13
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	ND	0.01	0.01	ND	ND	0.01	ND	0.01
	流量 (m³/s)	0.066	0.050	0.096	0.018	0.007	0.007	0.054	0.187
	BOD負荷 (g/s)	0.059	0.090	0.12	0.034	0.032	0.015	0.049	0.36
	COD負荷 (g/s)	0.18	0.23	0.38	0.076	0.062	0.037	0.15	0.95

※透視度については分析値が50以上の場合、50として平均値を算出した。

※流量が0.001m³/s未満の場合は、0.001m³/sとして平均値を算出した。

※今池川については、2回目は寺田大畔。長谷川については、1, 3, 4回目は観音堂にて採取。

※令和4年度から、大腸菌群数を大腸菌数とした。

2-8 水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護に関する環境基準)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38.1.2(規格 K0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格 K0102 の 65.2(規格 K0102 の 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から3までに定めるところによる。) 1 規格 K0102 の 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 K0102 の 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合(規格 K0102 の 65. の備考 11 の b)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120% であることを確認すること。 3 規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
P-C-B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふつ素	0.8mg/L 以下	規格 K0102 の 34.1(規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハログン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1000mL としたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 K0102 の 34. 1. 1 c) (注(2)第三文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法

(資料:京都府)

備考: 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2-9 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

河川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域 環境省告 示第5号第 1の2の(2) により水域 類型ごとに 指定する水 域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以 下	環境省告 示第5号第 1の2の(2) により水域 類型ごとに 指定する水 域
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以 下	
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以 下	
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2 mg/L 以上	—	
測 定 方 法		日本産業規格 (以下「規格」とい う。)K0102の 12.1に定める方 法又はガラス電 極を用いる水質 自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規 格 K0102 の 21 に定め る方法	公共用水域告 示付表9に掲げ る方法	規 格 K0102 の 32 に定め る方法又は 隔膜電極若 しくは光学式 センサを用い る水質自動 監視測定裝 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	公共用 水 域 告 示 表 10に掲げ る方法	
備考							
1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。							
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。							
3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。							
4 水道1級を利用目的としている測定地点(自然環境保全を利用目的としている測定地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。							
5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする。							
6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。							
7 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

(資料:環境省)

- (注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級:ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
 水道 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産 3級:コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3級:特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2-10 市内8河川水質（BOD値）の経年変化（年平均値）

(単位: mg/L)

河川 年度	青谷川	中村川	今池川	宮ノ谷川	古川	嫁付川	大谷川	長谷川
平成27年度	1.1	2.4	1.2	2.0	1.3	3.0	2.1	1.3
平成28年度	1.3	3.8	1.4	2.1	—	3.9	2.0	1.2
平成29年度	1.4	2.2	1.3	2.1	—	3.5	1.8	1.5
平成30年度	1.4	1.7	1.4	1.8	—	3.6	2.4	1.6
令和元年度	1.6	2.6	1.2	2.2	—	3.5	1.6	1.1
令和2年度	1.2	2.5	1.5	2.0	—	3.7	1.8	1.2
令和3年度	0.8	1.8	1.2	1.7	—	4.5	2.0	1.7
令和4年度	0.9	3.0	1.4	1.8	1.9	4.0	1.9	1.9
令和5年度	1.4	2.1	1.7	1.9	1.9	3.7	2.1	0.9
令和6年度	0.9	1.8	1.3	1.9	1.9	4.5	2.1	0.9

(注)古川は平成27年10月から令和5年3月まで河川拡張工事のため欠測

2-1-1 地下水水質測定結果（令和6年度）

内容及び項目	久世 八丁	平川 広田	寺田 南川顔	寺田 大川原	水主 森ノ東	枇杷庄 中奥田	富野 荒見田	定量 下限値	環境基準
カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	検出されないこと。
鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.02mg/L 以下
砒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.005mg/L 以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと。
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと。
ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロベン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01mg/L 以下
セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.3	ND	6.2	2.3	ND	ND	2.7	0.01	10mg/L 以下
ふつ素	0.09	0.12	0.19	ND	ND	ND	ND	0.08	0.8mg/L 以下
ほう素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.05mg/L 以下
水素イオン濃度(pH)	6.5	6.5	6.5	6.2	6.4	6.6	6.2	—	—

内容及び項目	枇杷庄 知原	富野 内川	長池 北清水	観音堂 甲田	中 樋ノ上	奈島 川田	市辺 中垣内	定量 下限値	環境基準
カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	検出されないこと。
鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.02mg/L 以下
砒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.005mg/L 以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと。
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと。
ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロベン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01mg/L 以下
セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.64	2.3	7.5	0.68	1.4	7.2	1.2	0.01	10mg/L 以下
ふつ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.08	0.8mg/L 以下
ほう素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.05mg/L 以下
水素イオン濃度(pH)	6.7	6.7	5.8	6.1	6.0	6.6	6.3	—	—

2-1-2 地下水の環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38.1.2(規格 K0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六 倍 ク ロ ム	0.02mg/L 以下	規格 K0102 の 65.2(規格 K0102 の 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。) 1 規格 K0102 の 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 K0102 の 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合(規格 K0102 の 65.の備考 11 の b)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六倍クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 3 規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒 素	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあっては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ヌ	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふ つ 素	0.8mg/L 以下	規格 K0102 の 34.1(規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハログン化合物又はハログン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1000mL としたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1 c) (注(2)第三文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
ほ う 素	1mg/L 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法

備 考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(資料:京都府)

2-1-3 城陽市地下水採取の適正化に関する条例

平成 9 年 4 月 1 日
条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地下水を市民の共有にして有限な資源と認識し、地下水採取の適正化及び地下水の合理的な利用を図ることによって、市民の生活用水としての水道水源を保全し、ひいては市全体の地下水の保全を図るとともに、地下水の枯渇、地盤沈下等を防止し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚水施設 動力を用いて地下水を採取するための施設をいう。
- (2) 井戸深度 地表面からケーシングの最下部までの深さをいう。
- (3) ケーシング 堀削した井戸に設置した鋼管等をいう。
- (4) 吐出口径 揚水機の吐出口の口径をいう。

(許可)

第 3 条 次に掲げる地域(以下「指定地域」という。)内で揚水施設を設置して地下水を採取しようとする者は、その井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径について市長の許可を受けなければならない。ただし、当該揚水施設に係る井戸が、手掘り又は打込みによるものである場合は、この限りでない。

- (1) 第 1 種規制地域 公共用の水道の水源井戸から 600 メートル以内の地域
- (2) 第 2 種規制地域 第 1 種規制地域を除く市の全域

(許可の申請)

第 4 条 前条の許可を受けようとする者は、揚水施設の設置工事に着手する日の 30 日前までに規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該揚水施設の吐出口径が規則で定める大きさ以上であるときは、地下水の利用に関する管理者(以下「地下水利用管理者」という。)を選任し、その者の氏名を市長に届け出なければならない。

(許可の基準)

第 5 条 市長は、第 3 条の許可の申請に係る揚水施設の井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径が次に掲げる基準(以下「許可基準」という。)に適合していると認める場合でなければ同条の許可をしてはならない。

区分	井戸深度	ケーシングの口径	吐出口径
第 1 種規制地域	100m 以内	100 mm 以下	40 mm 以下
第 2 種規制地域	—	300 mm 以下	100 mm 以下

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第 3 条の許可の申請に係る揚水施設により採取する地下水が、公共の用に供するものである場合又は用途上特に必要かつ適当であって、他の水源をもって代えることが困難であると認める場合に限り、同条の許可をすることができる。

3 市長は、前項の規定を適用するときは、城陽市地下水保全対策委員会の審議を経なければならない。

(経過措置)

第 6 条 一の地域が第 2 種規制地域から第 1 種規制地域となった際に当該地域内で許可揚水施設(第 3 条の許可を受けた揚水施設をいう。以下同じ。)により地下水を採取している者に係る同条の許可は、当該許可揚水施設が前条に規定する第 1 種規制地域における許可基準に適合しないこととなった場合であってもその効力を失わない。

(変更の許可)

第 7 条 第 3 条の許可を受けた者(以下「地下水採取者」という。)は、許可揚水施設について、その井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくしようするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第 4 条及び第 5 条の規定は、前項の許可に準用する。

(変更の制限)

第 8 条 第 6 条の規定により第 3 条の許可の効力を失わないとされた許可揚水施設については、当該許可揚水施設に係る井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくすることはできない。

(許可の条件)

第 9 条 市長は、第 3 条又は第 7 条第 1 項の許可に、地下水の合理的な利用の促進を図るために必要な条件を付すことができる。ただし、その条件は、その地下水採取者に不当な義務を課すこととなるものであってはならない。

(採取量の制限)

第 10 条 地下水採取者が当該許可揚水施設により採取する地下水の量は、指定地域ごとに規則で定める基準を超えてはならない。

(地下水採取者の責務)

第 11 条 地下水採取者は、地下水の循環利用、かん養等その合理的な利用に努めなければならない。

(採取量の報告)

第 12 条 規則で定める大きさ以上の吐出口径の揚水施設を有する地下水採取者は、毎年 4 月 30 日までに前年度における地下水の採取量を市長に報告しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第 13 条 地下水採取者は、その氏名、名称、住所又は地下水利用管理者に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の承継)

第 14 条 地下水採取者から許可揚水施設を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、当該許可揚水施設に係る地下水採取者の地位を承継する。

2 地下水採取者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、地下水採取者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により地下水採取者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第 15 条 地下水採取者がその許可揚水施設につき次の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、当該許可揚水施設に係る第 3 条の許可は、その効力を失う。この場合においては、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 許可揚水施設により地下水を採取することを廃止したとき。
- (2) 前号の場合のほか、許可揚水施設を廃止したとき。

(指導又は勧告)

第 16 条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、地下水の採取又はその合理的な利用に関して指導又は勧告をすることができる。

(監督処分)

第 17 条 市長は、偽りその他不正な手段により第 3 条又は第 7 条第 1 項の許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 市長は、第 3 条若しくは第 7 条第 1 項の許可を受けず、又は第 9 条の規定により付した条件に違反して揚水施設を設置し地下水を採取している者に対して、当該揚水施設による地下水の採取を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて、その違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(立入検査)

第 18 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、揚水施設の設置の場所又は当該揚水施設により地下水を採取する者の事業所若しくは事務所に立ち入り、揚水施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地下水保全対策委員会)

第 19 条 第 5 条第 3 項に規定する同条第 2 項の許可その他この条例の施行に関し、必要な事項についての審議を行わせるため、城陽市地下水保全対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員 7 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(氏名の公表)

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称を公表することができる。

- (1) 第 12 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第 17 条第 2 項の規定による命令に違反した者

(罰則)

第 22 条 第 3 条の許可を受けないで規制地域内で揚水施設を設置し地下水を採取した者は、100,000 円以下の罰金に処する。

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第 7 条第 1 項の許可を受けないで許可揚水施設の井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくし地下水を採取した者
- (2) 第 18 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第 24 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年(1997 年)5 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の規定は、平成 10 年(1998 年)4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定地域内の揚水施設により地下水を採取している者(揚水施設の建設中の者を含む。)は、その揚水施設について、その井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径(以下「既存規模」という。)により、第 3 条の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者は、この条例の施行日から起算して 3 月以内に別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

4 一の地域内にある揚水施設に係る附則第 2 項の許可は、当該地域の指定地域の区分の変更があった場合であってもその効力を失わない。

5 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者が、当該許可に係る揚水施設(当該揚水施設が第 1 種規制地域内にあり、その既存規模が第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えているものに限る。)を変更するときは、第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えることはできない。

6 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者は、当該許可に係る揚水施設が次に掲げるものである場合は、その井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくする変更をすることはできない。

- (1) 第 1 種規制地域内にあって、既存規模が第 5 条に規定する第 1 種規制地域における許可基準を超えるもの
- (2) 第 2 種規制地域内にあって、既存規模が第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えているもの

7 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者については、第 10 条の規定は適用しない。

2-14 地下水取水状況（令和7年3月末）

口径別

吐出口径(mm)	件数	採取量(m³/年)	採取量比率(%)
40未満	110	438,674	2.0
40以上50未満	62	339,498	1.5
50以上65未満	75	807,458	3.7
65以上80未満	83	2,186,381	9.9
80以上100未満	75	2,375,891	10.8
100以上125未満	57	6,552,392	29.7
125以上150未満	19	3,149,235	14.3
150以上	12	6,241,299	28.3
合計	493	22,090,828	

用途別

用途	件数	採取量(m³/年)	採取量比率(%)
農業用	199	8,746,418	39.6
工業用	95	4,514,604	20.4
商業用	58	750,773	3.4
家庭用	71	384,012	1.7
その他	51	717,307	3.2
水道事業	19	6,977,714	31.6
計	493	22,090,828	

※小数第二位以下を四捨五入しているため比率が一致しない場合がある。

2-15 地下水位状況

地上を0として m表示	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
浅井戸 (久津川地域)	-4.1	-4.3	-4.1	—	—	—	—	—	—	—
	井戸深度 60m、井戸口径 250mm、標高 14m									
浅井戸 (寺田地域)	-4.0	-4.1	—	—	—	—	—	—	—	—
	井戸深度 30m、井戸口径 60mm、標高 15m									
浅井戸 (寺田地域)	—	—	-4.0	-3.8	-4.1	-3.8	-4.0	-4.1	-4.0	-4.2
	井戸深度 45m、井戸口径 200mm、標高 15m									
浅井戸 (富野青谷地域)	-5.0	-5.0	-5.1	-4.9	-5.1	-4.9	-4.9	-5.0	-5.1	-5.2
	井戸深度 40m、井戸口径 200mm、標高 20m									
深井戸 (市中央部)	-39.0	-38.6	-38.8	-38.5	-38.5	-38.4	-37.6	-37.3	-38.2	-38.7
	井戸深度 90m、井戸口径 150mm、標高 54m									

(資料：上下水道部)

2-16 一般地域の環境騒音測定結果（令和6年11月19日～11月20日）

測定地点	用途地域	環境基準(dB)	測定結果						地域類型	
			等価騒音レベル L _{Aeq} (dB)		環境基準適合状況					
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
1 平川茶屋裏 26-10	1種住居	55	45	47	43	○	○	○	B類型	
2 寺田庭井 92-3	1種住居	55	45	44	40	○	○	○	B類型	
3 久世上大谷 18-7	1種低層	55	45	45	38	○	○	○	A類型	
4 寺田市ノ久保2-395	1種低層	55	45	43	34	○	○	○	A類型	
5 富野北垣内1-136	1種低層	55	45	46	37	○	○	○	A類型	

2-17 - (1) 道路交通振動測定結果（令和6年11月19日～11月20日）

No.	路線名	測定地点	用途地域	振動測定結果				交通量 (台/10分)	
				振動(L _d : dB)		要請限度値(dB)		令和6年度	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
幹線 道路 近接 空 間 を 担 う	1 一般国道 24号	久世荒内 309	準工業	45	42	70	65	418	71
	2 一般国道 24号	富野南清水 69-4	準住居	48	43	65	60	215	52
	3 一般国道 307号	市辺白坂 4	工業	39	34	70	65	163	35
	4 府道城陽宇治線	平川古宮8	準住居	28	27	65	60	154	43
	5 府道富野莊八幡線	富野堀口2-1	第1種住居	43	32	65	60	50	5
	6 府道山城総合運動公園城陽線	寺田大川原 45-2	第1種低層住居専用	37	29	65	60	155	16

2-17-(2) 評価区間別面的評価結果（令和6年11月19日～11月20日）

評価区間	面的評価結果（戸数）					面的評価結果（%）				
	評価対象住居等戸数	昼間・夜間ともに環境基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過	評価対象住居等戸数	昼間・夜間ともに環境基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
全体	2,548	2,510	25	7	6	100.0	98.5	1.0	0.3	0.2
一般国道24号	228	200	23	0	5	100.0	87.7	10.1	0.0	2.2
一般国道307号	120	118	2	0	0	100.0	98.3	1.7	0.0	0.0
府道城陽宇治線	804	804	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
府道富野荘八幡線	1,322	1,321	0	0	1	100.0	99.9	0.0	0.0	0.1
府道山城総合運動公園城陽線	74	67	0	7	0	100.0	90.5	0.0	9.5	0.0

(注)四捨五入の関係で、合計が100%にならないことがある。

2-18 騒音に係る特定施設の届出状況

種類	騒音規制法		京都府環境を守り育てる条例	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数
金属加工機械	12	66	64	223
圧縮機、送風機	25	200	182	2,228
土石用破碎機等	—	—	13	45
繊維機械	—	—	7	350
建設用資材製造機械	—	—	3	4
木材加工機械	4	7	13	26
印刷機械	3	6	2	3
合成樹脂用射出成形機	4	23	1	4
合成樹脂加工機械	—	—	2	8
遠心分離機	—	—	1	2
クーリングタワー	—	—	18	40
重油バーナー	—	—	2	7
工業用動力ミシン	—	—	2	35
計	48	302	203	2,975

(注)法の事業場数は実数、府条例の事業場数は延数。

(令和7年3月末現在)

2-19 振動に係る特定施設の届出状況

種類	振動規制法		京都府環境を守り育てる条例	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数
金属加工機械	11	66	15	30
圧縮機	20	82	15	47
土石用破碎機等	—	—	10	30
繊維機械	—	—	—	—
コンクリートブロックマシン等	—	—	1	2
木材加工機械	1	1	—	—
パッチャープラント	—	—	1	1
印刷機械	1	1	—	—
合成樹脂用射出成形機	4	23	1	4
冷凍機	—	—	102	887
遠心分離機	—	—	1	2
計	37	173	132	1,003

(注)法の事業場数は実数、府条例の事業場数は延数。

(令和7年3月末現在)

2-20 騒音に係る環境基準（抜粋）

地域の類型		基準値	
		昼間(6時から22時)	夜間(22時から6時)
一般地域	A及びB	55 dB以下	45 dB以下
	C	60 dB以下	50 dB以下
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70 dB以下	65 dB以下

(資料:京都府)

(地域の類型)

A地域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

B地域:第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

C地域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

1 幹線交通を担う道路とは次のもの。

①道路法上の高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道。

②道路運送法上的一般自動車道であつて都市計画法施行規則に規定する自動車専用道路。

2 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から20mまでの範囲をい。

2-21 自動車騒音の要請限度（抜粋）

区域の区分	基準値	
	昼間(6時から22時)	夜間(22時から6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB以下	55 dB以下
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB以下	65 dB以下
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB以下	70 dB以下
幹線交通を担う道路に近接する区域	75 dB以下	70 dB以下

(資料:京都府)

(区域の区分)

a区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

b区域:第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

c区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

1 幹線交通を担う道路とは次のもの。

①道路法上の高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道。

②道路運送法上的一般自動車道であつて都市計画法施行規則に規定する自動車専用道路。

2 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から20mまでの範囲をい。

2-22 道路交通振動の要請限度（抜粋）

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前8時から午後7時)	夜間 (午後7時から午前8時)
第1種区域	65 dB	60 dB
第2種区域	70 dB	65 dB

(資料:京都府)

2-2-3 悪臭防止法に基づく規制基準

①敷地境界における規制基準

特定悪臭物質の種類	許容限度(ppm)	
	A地域	B地域
アンモニア	1	5
メチルメルカプタン	0.002	0.01
硫化水素	0.02	0.2
硫化メチル	0.01	0.2
二硫化メチル	0.009	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5
ノルマルプチルアルデヒド	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノルマルバニルアルデヒド	0.009	0.05
イソバニルアルデヒド	0.003	0.01
イソブタノール	0.9	20
酢酸エチル	3	20
メチルイソブチルケトン	1	6
トルエン	10	60
スチレン	0.4	2
キシレン	1	5
プロピオン酸	0.03	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.01

(資料: 京都府)

備考

1. A 地域とは、規制地域のうち B 地域以外の区域をいう。
2. B 地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第9条の規定により森林地域として定められた地域(都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。)をいう。

②排出口における規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第3条に規定する方法により算出して得た流量

③排出水に係る規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度

2-2-4 ダイオキシン類等の調査結果

事業場自主測定(3事業場)

種類	測定場所等	測定日	測定値	基準値
排出ガス	公共施設 A-1	R6. 5. 30	0.088 ng-TEQ/m ³	10 ng-TEQ/m ³
	公共施設 A-2	R6. 6. 3	0.000049 ng-TEQ/m ³	0.1 ng-TEQ/m ³
	公共施設 A-3	R6. 6. 3	0 ng-TEQ/m ³	0.1 ng-TEQ/m ³
	公共施設 B		休止中	10 ng-TEQ/m ³
	A 社	R7. 3. 31	0.019 ng-TEQ/m ³	10 ng-TEQ/m ³
	B 社	R7. 3. 11	0.42 ng-TEQ/m ³	5 ng-TEQ/m ³
ばいじん	公共施設 A-1		集じんなし	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-2	R6. 6. 3	0.17 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-3		1, 2 号炉共通	3 ng-TEQ/g
	公共施設 B		休止中	3 ng-TEQ/g
	A 社	R7. 3. 31	0.012 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	B 社	R7. 3. 12	0.0046 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
燃え殻	公共施設 A-1	R6. 5. 31	0 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-2	R6. 6. 3	0.010 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-3	R6. 6. 3	0.0078 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 B		休止中	3 ng-TEQ/g
	A 社	R7. 3. 31	0.023 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	B 社	R7. 3. 12	0 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
排出水	公共施設 A-1	R6. 6. 19	0.00018 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L
	公共施設 A-2			
	公共施設 A-3			

(資料: 京都府)

2-25 城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例

昭和 58 年 3 月 29 日
条例第 9 号

城陽市あき地の雑草の除去に関する条例(昭和 48 年条例第 25 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、あき地の雑草等を除去することによって、市民の良好な生活環境の保持に資することを目的とする。
(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地 現に使用していない土地及びこれに準ずる土地をいう。
- (2) 雜草等 雜草、枯草又はかん木類をいう。
- (3) 所有者等 あき地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (4) 不良状態 あき地が雑草等の繁茂により、次のいずれかに該当する状態をいう。
 - ア 市民の健康を害し、又は害するおそれがあるとき。
 - イ 犯罪、火災又は交通事故の発生を誘発するおそれがあるとき。

(所有者等の義務)

第 3 条 あき地の所有者等は、当該あき地が不良状態にならないよう努めなければならない。

(適用の範囲)

第 4 条 この条例の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市街化区域(都市計画法第 7 条に規定する区域をいう。)内のあき地
 - (2) 市街化調整区域(都市計画法第 7 条に規定する区域をいう。)内で市長が雑草等の除去を必要と認めたあき地
- (除去の指導)

第 5 条 市長は、あき地が不良状態にあると認めたときは、当該あき地の所有者等に対し、雑草等の除去について指導をするものとする。

(除去の命令)

第 6 条 市長は、所有者等が前条の指導に従わないときは、その者に対し当該あき地の雑草等の除去を命ずることができる。

(代執行)

第 7 条 市長は、あき地の所有者等が前条の命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法の定めるところにより、市長は、あき地の所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用をあき地の所有者等から徴収するものとする。

2 代執行を行う執行責任者は、その執行責任を有する者であることを示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(立入調査)

第 8 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、あき地に立入り、その状態、管理の方法、措置の内容その他必要な事項に関し調査することができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(除去の委託)

第 9 条 あき地の所有者等は、当該あき地の雑草等の除去を市長に申請し、委託することができる。

2 委託料については、規則で定める。

(罰則)

第 10 条 第 6 条の規定による命令に違反した者については 3 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 11 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2-26 除草指導状況

区分	年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
処理数	自己	筆数(筆)	64	90	69	76	63	85	71	87
	処理	面積(m ²)	22,437	28,634	24,138	26,499	23,630	28,249	23,473	27,334
	委託	筆数(筆)	33	8	23	10	24	5	21	5
	処理	面積(m ²)	7,132	1,237	4,864	1,710	4,553	1,028	5,178	1,317
合計	筆数(筆)	97	98	92	86	87	90	92	92	92
	面積(m ²)	29,569	29,871	29,002	28,209	28,183	29,277	28,651	28,651	28,651
苦情件数(件)		10	2	7	2	1	2	5	3	

2-27 公害別の苦情受理件数及び処理件数

(単位:件)

項目 年度	典型7公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
平成27年度	17	5	0	10	0	0	10	7	49
	17	5	0	10	0	0	9	6	47
平成28年度	14	3	0	9	1	0	5	5	37
	14	3	0	9	1	0	6	5	38
平成29年度	26	1	2	6	0	0	3	12	50
	26	1	2	6	0	0	3	12	50
平成30年度	9	2	1	15	1	0	11	19	58
	9	2	1	15	1	0	11	19	58
令和元年度	19	3	0	13	1	0	6	11	53
	19	3	0	13	1	0	6	10	52
令和2年度	17	2	0	12	4	0	10	13	58
	17	2	0	12	4	0	10	12	57
令和3年度	10	6	0	12	1	0	17	10	56
	10	6	0	12	1	0	16	10	55
令和4年度	9	3	0	20	5	0	14	12	63
	9	3	0	20	5	0	13	12	62
令和5年度	15	4	1	13	4	0	9	13	59
	15	4	1	13	4	0	9	13	59
令和6年度	9	4	1	11	4	0	13	21	63
	9	4	1	11	4	0	11	21	61

(注) 上段: 受理件数、下段: 年度内処理件数

2-28 城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成30年12月28日
条例第31号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 市の責務及び一般廃棄物の減量等(第3条—第7条)
- 第3章 一般廃棄物の適正な処理
 - 第1節 一般廃棄物処理計画(第8条)
 - 第2節 一般廃棄物の処理(第9条—第16条)
 - 第3節 適正処理困難物の処理(第17条)
- 第4章 一般廃棄物処理業の許可等(第18条—第22条)
- 第5章 手数料(第23条・第24条)
- 第6章 廃棄物減量等推進審議会(第25条)
- 第7章 雜則(第26条—第31条)
- 第8章 罰則(第32条・第33条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、一般廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進による一般廃棄物の減量並びにその適正な処理等をすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって環境への負荷の少ない循環型社会を形成して、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)で使用する用語の例によるものほか、次に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業者が事業として行うこと(以下「事業活動」という。)に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (3) 事業者 物の生産、サービスの提供等を事業として行うすべてのものをいう。
- (4) ごみステーション 市民等が市長に届け出て市長が認めた家庭系一般廃棄物の集積所をいう。
- (5) 回収拠点 使用済小型家電(環境省及び経済産業省が策定した「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」における特定対象品目をいう。以下同じ。)その他の規則で定める品目をそれぞれ回収するための集積所で、市長が定めたものをいう。

第2章 市の責務及び一般廃棄物の減量等

(市の責務)

第3条 市は、再使用又は再生利用が可能な物の積極的な使用等により、自ら一般廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市は、一般廃棄物の減量に関する市民及び事業者の意識の啓発を図り、並びに市民又は事業者の自主的な活動に対し、情報提供、助成制度その他の必要な施策を講じなければならない。

(市民が行う減量)

- 第4条 市民は、使い捨ての製品、容器等の使用をできる限り抑制すること、再使用が可能な製品を購入すること等により、家庭系一般廃棄物の発生の抑制及び再使用に努めなければならない。
- 2 市民は、城陽市資源再生利用奨励金交付規則(昭和 57 年城陽市規則第 23 号)第4条の規定により届け出た団体(以下「地域団体」という。)が行う再生利用が可能な家庭系一般廃棄物の回収に協力することにより再生利用に努めるものとし、市が行う再生利用が可能な家庭系一般廃棄物の分別収集に協力するよう努めなければならない。
- (事業者が行う減量)

- 第5条 事業者は、事業系一般廃棄物の発生を抑制し、発生した事業系一般廃棄物の再使用又は再生利用の促進に努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動に際して、使い捨ての製品、容器等の使用をできる限り抑制するよう努めるとともに、製品等の包装の簡素化に努めなければならない。
- 3 事業者は、事業活動に際して、再使用又は再生利用が容易にできるよう製品、容器等の工夫に努めなければならない。(相互協力)

- 第6条 市、市民及び事業者は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

(清潔の保持)

- 第7条 土地又は建物の占有者又は管理者(以下「占有者等」という。)は、当該土地又は建物内にみだりに一般廃棄物が捨てられないように、適正な管理に努めなければならない。

- 2 占有者等は、その土地又は建物内に一般廃棄物が捨てられたときは、可能な限り、当該一般廃棄物の適正な処理に努めなければならない。
- 3 市民は、日常的に利用するごみステーションを清潔に保たなければならない。
- 4 共同住宅等(マンション、アパート、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(長屋を除く。)をいう。以下同じ。)の所有者(当該共同住宅等を管理する者がある場合にあっては、その者。以下同じ。)は、当該共同住宅等の居住者に対し、当該居住者が日常的に利用するごみステーションを清潔に保つことについて周知しなければならない。

第3章 一般廃棄物の適正な処理

第1節 一般廃棄物処理計画

- 第8条 市は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、その旨を告示しなければならない。

第2節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物の処理の委託)

- 第9条 市は、一般廃棄物処理計画の範囲内において、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市以外の者に委託することができる。

(家庭系一般廃棄物の処理)

- 第10条 市民は、市が収集する家庭系一般廃棄物について、飛散及び流出並びに悪臭の発生を防止した上で、市長が指定する日時、分別の区分等を遵守してごみステーション又は回収拠点に排出しなければならない。
- 2 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第26条第1項第1号の使用済指定再資源化製品に該当するパーソナルコンピュータ、大型ごみ(最も長い辺の長さが1メートルを超えるものに限る。)並びに第14条各号に掲げる収集及び運搬を行わない物は、ごみステーションに排出することができない。
- 3 第2条第5号の使用済小型家電その他の規則で定める品目以外の物は、回収拠点に排出することができない。
- 4 共同住宅等の所有者は、前3項の規定を遵守するために、市の施策に必要な協力をしなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

- 第11条 事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により適正に処理しなければならない。

(多量の事業系一般廃棄物の処理)

- 第12条 市長は、法第6条の2第5項の規定により、必要があると認めるときは、規則で定める量を超える事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(収集又は運搬の禁止)

- 第13条 市(市から収集又は運搬の委託を受けた者を含む。次条、第15条及び第23条第1項において同じ。)以外の者は、ごみステーション又は回収拠点に排出された家庭系一般廃棄物のうち、空き缶、空き瓶その他の再生利用が可能な家庭系一般廃棄物として規則で定めるものを収集し、又は運搬してはならない。ただし、第7条第3項の規定により市民が清潔の保持のために一般廃棄物を収集し、又は運搬する場合及び地域団体が行う再生利用が可能な家庭系一般廃棄物(空き缶に限る。)の回収に際し、地域団体と契約をした者が当該空き缶を収集し、又は運搬する場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

(収集及び運搬を行わない物)

- 第14条 次に掲げる物は、市が行う家庭系一般廃棄物の収集及び運搬の対象としない。ただし、市長が特に収集又は運搬の必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 著しく悪臭を発生させる物
(2) 引火性の物(使い捨てライター、スプレー缶及びカセットボンベを除く。)
(3) 有害な物質を含む物
(4) 特別管理一般廃棄物
(5) 法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定した一般廃棄物
(6) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物
(7) 第17条第1項の規定により市長が指定した一般廃棄物
(8) 事業系一般廃棄物
(9) 前各号に掲げる物のほか、一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある物

(収集拒否)

第 15 条 市は、第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反して排出された物又は前条各号に掲げる収集及び運搬を行わない物については、その収集、運搬又は処分をしないことができる。

(動物の死体)

第 16 条 占有者等は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任において、適正に処理しなければならない。ただし、自ら処理することができないとき(事業活動に伴うときを除く。)は、市にその処理を依頼することができる。

第3節 適正処理困難物の処理

(適正処理困難物の指定等)

第 17 条 市長は、法第 6 条の第 1 項の規定により環境大臣が指定した一般廃棄物以外の一般廃棄物のうち、市的一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難なものを、適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、当該事業者による回収その他当該適正処理困難物の処理に必要な協力を要請することができる。

第4章 一般廃棄物処理業の許可等

(一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可申請等)

第 18 条 法第 7 条第 1 項の規定による許可若しくは第 2 項の規定による当該許可の更新若しくは第 6 項の規定による許可若しくは第 7 項の規定による当該許可の更新を受けようとする者又は法第 7 条の第 2 項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項又は法第 7 条の第 2 項の規定により許可をしたときは、当該許可を受けた者に許可証を交付する。

3 前項の規定により許可証の交付を受けた者が当該許可証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に許可証の再交付を申請しなければならない。

(遵守義務)

第 19 条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 法第 7 条第 5 項又は第 10 項(法第 7 条の第 2 項の規定により準用する場合を含む。)で定める許可の基準に適合していること。

(2) 前条第 2 項の許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(3) 前条第 2 項の許可証をもって他人にその営業をさせないこと。

(事業の停止)

第 20 条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法第 7 条の各号のいずれかに該当するとき、又はこの条例に違反する行為をしたときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(許可の取消し)

第 21 条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法第 7 条の第 2 号若しくは第 3 号のいずれかに該当するとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な申請により許可を受けたとき。

(2) 許可の基準に適合しなくなったとき。

(3) 前 2 号に定める場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

(一般廃棄物再生利用業の指定等)

第 22 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 2 条第 2 号に規定する再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物のみを収集し、若しくは運搬する業(以下「一般廃棄物再生利用業」という。)の指定を受けようとする者又は当該指定の更新を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対して一般廃棄物再生利用業の指定をしたときは、当該指定を受けた者に指定証を交付する。

3 前項の規定により指定証の交付を受けた者が当該指定証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に指定証の再交付を申請しなければならない。

第5章 手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第 23 条 大型ごみの収集、運搬及び処分又は動物の死体の収集、運搬若しくは処分を市に依頼しようとする者は、規則で定める時に、別表に定める手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、第 1 項の手数料を減免することができる。

4 一般廃棄物収集運搬業者が行う大型ごみの収集若しくは運搬又は一般廃棄物処分業者が行う大型ごみの処分に係る料金の上限は、基本料金、重量料金及び城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例(平成 14 年城南衛生管理組合条例第 9 号)別表 2 に規定する処分手数料の額の合計額とする。

5 前項に規定する基本料金の額は 2,000 円とし、重量料金の額は 20 キログラムまでごとに 1,000 円とする。

(許可等の申請に係る手数料)

第 24 条 次の各号に掲げる事項を申請する者は、申請 1 件につき、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 法第 7 条第 1 項の規定による許可 5,000 円

(2) 法第 7 条第 2 項の規定による許可の更新 500 円

(3) 法第 7 条第 6 項の規定による許可 5,000 円

(4) 法第 7 条第 7 項の規定による許可の更新 500 円

(5) 法第 7 条の第 2 項の規定による事業の範囲の変更の許可 500 円

(6) 第 18 条第 3 項の規定による許可証の再交付 3,000 円

2 前項に規定する手数料は、申請の時に納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。

第6章 廃棄物減量等推進審議会

第 25 条 法第 5 条の第 1 項の規定により、城陽市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。
(1) 一般廃棄物の分別の区別及び減量に関する事項
(2) 一般廃棄物の適正な処理に関する事項
(3) 一般廃棄物の再生利用に関する事項
(4) その他市長が必要と認める事項
- 3 審議会は、前項に規定する調査審議のほか、一般廃棄物の減量等に関する事項について市長に建議することができる。
- 4 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 市民
(2) 事業者
(3) 学識経験を有する者
(4) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 6 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雜則

(報告の徵収)

第 26 条 市長は、占有者等、事業者その他必要と認める者に対し、一般廃棄物の処理に関し、必要な報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

(立入調査)

第 27 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者が占有し、所有し、又は管理する土地又は建物内に立ち入り、一般廃棄物の処理に関し、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第 28 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、違反した者に対し必要な指導を行い、相当の期間を定めて当該違反行為の中止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第7条第3項の規定による清潔の保持又は第4項の規定による周知義務に違反したとき。
- (2) 第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定による排出に違反したとき。
- (3) 第 12 条の規定による指示に違反したとき。

(是正命令)

第 29 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、相当の期間を定めて違反を是正するために必要な措置をとるべきことを書面により命ずることができる。

(公表)

第 30 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、住所(法人にあっては、その名称、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第2条第 16 項に規定する法人番号、代表者の氏名及び事務所の所在地)及び違反の事実を公表することができる。

- (1) 第 26 条第 2 項の規定に違反して、報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第 27 条第 1 項の規定による立入り又は調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者
- (3) 前条の規定による是正命令に違反した者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表の対象となる者に対し事前に公表を行う理由を通知し、その者が意見を述べ、又は有利な証拠を提示する機会を与えなければならない。

(委任)

第 31 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第8章 罰則

第 32 条 第 13 条第 2 項の規定による命令に違反して収集し、又は運搬した者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条に規定する罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年(2019 年)9 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 22 条及び第 24 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際に一般廃棄物再生利用業の指定を受けている者は、第22条第2項の規定による指定証の交付を受けている者とみなす。

3 第23条及び別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に市が引き受けける大型ごみ又は動物の死体について適用し、施行日前において市が引き受けた大型ごみ又は動物の死体については、なお従前の例による。

(城陽市廃棄物減量等推進審議会条例の廃止)

4 城陽市廃棄物減量等推進審議会条例(平成8年城陽市条例第10号)は、廃止する。

城陽市手数料条例の一部改正

5 城陽市手数料条例(平成12年城陽市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(手数料)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項及び金額は、別表第1<u>及</u>別表第2及び別表第3のとおりとする。</p> <p>(徴収の時期等)</p> <p>第3条 別表第1及び別表第2に規定する手数料は申請又は交付のときに、これを徴収し、別表第3に規定する手数料は収集のときに、これを徴収する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項及び金額は、別表第1<u>及び</u>別表第2のとおりとする。</p> <p>(徴収の時期等)</p> <p>第3条 別表第1及び別表第2に規定する手数料は、申請又は交付の時にこれを徴収する。</p> <p>2・3 略</p>

別表第3を削る。

附 則(令和元年(2019年)9月30日条例第8号)

この条例は、令和2年(2020年)3月1日から施行する。

附 則(令和7年(2025年)3月31日条例第7号)

この条例は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

別表(第23条関係)

事項		手数料
大型ごみ	規則で定める大型ごみ	2,000円以下で規則で定める額
	規則で定める大型ごみ以外の大型ごみで、最も長い辺が1.5メートル以下のもの	1,000円
	規則で定める大型ごみ以外の大型ごみで、最も長い辺が1.5メートルを超えるもの	2,000円
動物の死体	100キログラム以下の動物の死体	市が収集する場合1体につき 2,000円 市が指定する場所で引き受ける場合 無料
	100キログラムを超える動物の死体	市が収集する場合1体につき 4,000円に処分に要した費用の実費に相当する額を加えた額 市が指定する場所で引き受ける場合1体につき 2,000円に処分に要した費用の実費に相当する額を加えた額

2-29 ごみの処理量と資源化率

(単位:t/年)

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
燃やすごみ	家庭系	11,692	11,316	11,051	10,424	10,043
	事業系	4,673	4,050	4,080	3,927	3,759
燃やさないごみ	家庭系	2,392	2,090	1,871	1,763	1,684
	事業系	425	399	311	373	362
資源物 (カン・ピン・ペットボトル等)	回収量	1,515	1,590	1,526	1,429	1,389
	資源化量	1,057	1,060	1,064	1,029	1,018
集団回収(新聞・ダンボール等)		2,657	2,573	2,366	2,168	1,994
資源物収集量合計		4,172	4,163	3,892	3,597	3,383
資源化率(%)		89.0	87.3	88.1	88.9	89.0
一人一日当たりごみ排出量(g)		509	488	474	451	437

(注) 資源化率=(資源化資源物+集団回収)/資源物収集量合計

一人一日当たりごみ排出量=(家庭系の燃やすごみ+家庭系の燃やさないごみ)/市の人口/年間日数で算出。

家庭系の燃やすごみ及び燃やさないごみには、不法投棄等を含む。

2-30 生ごみ処理機等購入費補助の状況

(単位:件)

項目	年度 平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
コンポスト容器	5	7	2	2	5	2	5	3	4	0
ボカシ容器	0	0	0	1	2	3	0	1	2	0
生ごみ処理機	12	10	1	5	7	15	11	10	22	17
累計	1,640	1,657	1,660	1,668	1,668	1,702	1,718	1,732	1,760	1,777

2-3-1 城陽市ポイ捨て禁止条例

令和5年12月28日
条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、市、市民等、市民団体及び事業者が一体となって美しいまちづくりを推進するため、ペットボトル等、プラスチック製の袋等、吸い殻等その他のごみのポイ捨ての防止について必要な事項を定め、もって快適な生活環境の確保に資するとともに地球規模の問題となっている海洋汚染の原因となるごみを削減することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ペットボトル等 ペットボトル、空き缶、空き瓶、紙パック、プラスチック製の容器その他飲食物又は物品を収納する容器をいう。
- (2) プラスチック製の袋等 プラスチック製の袋、紙袋、プラスチック製の包装、包装紙、チューインガムのかみかす、印刷物、紙くずその他飲食物又は物品を収納する袋をいう。
- (3) 吸い殻等 たばこ、吸い殻その他たばこの関連用品をいう。
- (4) ポイ捨て ペットボトル等、プラスチック製の袋等又は吸い殻等を定められた場所以外の場所にみだりに捨て、又は放置することをいう。
- (5) 市民等 市内に住所を有する者、土地建物所有者等(市内において土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。以下同じ。)、市内に勤務し、若しくは在学する者又は市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- (6) 市民団体 主として市民又は事業者により組織された公益的な活動を行う団体をいう。
- (7) 事業者 市内で事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (8) 関係機関 市の区域の全部又は一部を管轄する行政機関をいう。
- (9) 公共の場所 市内の道路、河川、公園、広場その他不特定多数の者の用に供する場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ポイ捨ての防止のために必要な施策の実施に努めるとともに、市民等、市民団体及び事業者の美しいまちづくりの推進に関する意識を高め、市民等、市民団体又は事業者が行う環境の保全を図る主体的な活動を支援するよう努めなければならない。

2 市は、海洋汚染の原因となるごみのうち特に廃プラスチック類の問題について、市民等、市民団体及び事業者に対して啓発し、必要な施策を実施するものとする。

3 市は、関係機関に対し、ポイ捨ての防止のために必要な協力を要請するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、美しいまちづくりの推進に関する意識の向上及び環境の美化に努めるとともに、ポイ捨ての防止のために市又は関係機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 土地建物所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物及びその周辺の美化に努めなければならない。

(市民団体の責務)

第5条 市民団体は、美しいまちづくりの推進に関する意識の向上及びその活動の際の環境の美化に努めるとともに、ポイ捨ての防止のために市又は関係機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 環境の保全を図る活動を行うことを目的とする市民団体は、その活動を通じて、環境の美化に関する情報の提供及び環境の保全に関する教育又は学習の機会の提供に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、ポイ捨ての防止のために市又は関係機関が実施する施策に積極的に協力し、並びに事務所、事業所その他その事業を行う場所及びその周辺を清潔に保つよう努めるとともに、従業者の美しいまちづくりの推進に関する意識の向上を図るよう努めなければならない。

(リサイクル用回収設備の設置等)

第7条 自動販売機により飲食物又は物品を販売する者は、当該自動販売機の販売物から排出されたペットボトル等を回収するために、当該自動販売機の周辺にリサイクル用回収設備(ペットボトル等を回収するための設備をいう。)を設置し、及び適正に管理するよう努めるとともに、当該自動販売機の周辺の美化及びペットボトル等の再資源化に努めなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第8条 何人も、ペットボトル等、プラスチック製の袋等又は吸い殻等を公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する場所にみだりに捨て、又は放置してはならない。

(ポイ捨て防止重点区域の指定)

第9条 市長は、ポイ捨ての防止を図るために特に必要と認める区域をポイ捨て防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又は解除することができる。

3 市長は、重点区域を指定し、変更し、又は解除したときは、その旨その他の規則で定める事項を告示する。

(指導)

第10条 市長は、ポイ捨てを防止するために必要な指導を行うことができる。

2 市長は、第8条の規定に違反した者に対し、その行為の中止又はペットボトル等、プラスチック製の袋等若しくは吸い殻等の回収を指導することができる。ただし、ペットボトル等、プラスチック製の袋等又は吸い殻等が河川、池、交通量の多い道路等の回収を行うことが危険な場所に捨てられた場合は、この限りでない。

(勧告)

第11条 市長は、重点区域外において第8条の規定に違反して、前条の規定による指導を受けた者が再び重点区域外において第8条の規定に違反した場合に、同条の規定を遵守すべきことを勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が重点区域外においてその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

- (1) 重点区域内において、第8条の規定に違反してペットボトル等、プラスチック製の袋等又は吸い殻等をみだりに捨て、又は放置した者
- (2) 重点区域外において、第12条の規定による命令に違反してペットボトル等、プラスチック製の袋等又は吸い殻等をみだりに捨て、又は放置した者

附則

この条例は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

2-3-2 城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、飼い犬のふんの処理等について必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ふん害 道路、河川、公園、学校、福祉施設、医療施設、神社仏閣及びこれらに類する場所(以下「公共の場所」という。)にふんを放置することをいう。

(2) 飼い主 飼い犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合は、その者を含む。)をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、飼い犬のふん害の防止に関する啓発に努めるものとする。

(飼い主の遵守事項)

第 4 条 飼い主は、飼い犬のふん害を防止するため、公共の場所に飼い犬を移動させるときは、飼い犬のふんを処理するための用具を携行しなければならない。

2 飼い主は、公共の場所において、飼い犬がふんをしたときは、当該ふんを持ち帰らなければならない。

(勧告)

第 5 条 市長は、飼い主が前条第 2 項の規定に違反していると認めたときは、当該飼い主に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第 6 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた飼い主が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該飼い主に対し、その勧告に従うよう命令することができる。

(罰則)

第 7 条 前条の規定による命令に違反した者は、30,000 円以下の罰金に処する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年(2005 年)10 月 1 日から施行する。

2-3-3 城陽市の名木・古木

認定番号	樹木の名称	樹種	樹高	幹周	樹木の所在地 (地名等)	樹木の解説
1	コウヅヤ 上津屋渡し場のエノキ	エノキ	16m	3.5m ※1	上津屋野上 2-1	木津川に橋が架かっていなかった頃、上津屋の渡し場の目印とされていた木。
2	オガミチャヤ 御拝茶屋八幡宮のエノキ	エノキ	20m	2.2m	平川茶屋裏 44 (御拝茶屋八幡宮境内)	旧街道の要衝の地にあり、往時は京都から奈良への旅人が、石清水八幡宮をここから遙拝したとされる御拝茶屋八幡宮の大木。
8	オオタニ 大谷の千本立ちエノキ	エノキ	15m	4.7m ※2	寺田大谷 123 (東城陽ふれあいスポーツ広場西側)	11 本の株立ちで、千本立ち(多行)エノキとして珍しい木。
10	コウノスヤマ 鴻ノ巣山のアカマツ	アカマツ	9m	2.0m	寺田宮ノ谷 29-1 (水度神社境内林中腹:散策道休憩所横)	昔の鴻ノ巣山の主体木で、付近一帯でマツタケが採取されていたアカマツ林の名残の大木。
11	ミト 水度神社境内のシイノキ群の代表木	シイノキ	19m	2.4m	寺田宮ノ谷 29-1 (水度神社境内散策道入口付近)	水度神社境内林のシイノキを主体とした樹林は、植生遷移の極相を顕著に呈した貴重な樹林であり、その群生林の代表木。
12	ミト 水度神社のダイオウシヨウ	ダイオウシヨウ	25m	2.7m	寺田宮ノ谷 89 (水度神社境内林:散策道入口付近)	葉が三針葉でマツの仲間で最長である。アメリカ南東部の樹種ではあるが、京都府内でこれだけの大木は珍しい。
13	ミト 水度神社のシイノキ	シイノキ	13m	3.3m	寺田宮ノ谷 89 (水度神社境内社務所前)	推定樹齢約 300 年以上の風格のある古木で、水度神社のシンボルの木。
15	テラダ 寺田小学校のクスノキ	クスノキ	18m	3.1m	寺田北山田 2 (寺田小学校旧校門横)	樹形も堂々として校門脇に生育しており、寺田小学校のシンボルとなっている木。
17	ヤシヤ 夜叉ばあさんのムクノキ	ムクノキ	17m	1.9m	寺田水度坂 12 (玉池前の水度神社参道北側)	樹幹にできているコブが老女の顔に似ていることから、地域の伝説にちなみ「夜叉ばあさんの木」として親しまれている。
18	ミト 水度神社参道のクスノキ	クスノキ	17m	2.6m	寺田水度坂 132-1 (玉池北側)	水度参道と玉池の景観に趣を与えている、樹形も堂々とした参道の代表木。
19	キタウザイ 北東西、田島邸のエノキ	エノキ	14m	1.9m	寺田北東西 120 (田島邸) ※長光寺東隣	集落を北風から守る防風林として植えられたとされる、一昔前の名残の木。
20	ミズシ 水主神社のクスノキ群の代表木	クスノキ	24m	3.6m	水主宮馬場 30 (水主神社本殿右横)	水主神社の境内林は、クスノキの大木が群生しているすばらしい鎮守の森であり、その代表木。
21	ビワノショウ 枇杷庄のクスノキ	クスノキ	18m	3.8m	枇杷庄大堀 76-1 ※枇杷庄児童公園西	枇杷庄公園の緑と一体となり、地区の緑を代表する木。
24	アラミ 荒見神社参道のクヌギ	クヌギ	16m	2.2m	富野荒見田 1-1 地先 (荒見神社参道:清心保育園前)	荒見神社の参道並木の面影をとどめる樹木の1つであり、樹姿も伸びやかな端正な木。
25	アラミ 荒見神社参道のクスノキ	クスノキ	14m	2.8m	富野荒見田 1-1 地先 (荒見神社参道)	荒見神社参道の緑の立役者の一つで、樹形がすばらしい木。
26	アラミ 荒見神社参道のエノキ	エノキ	12m	3.3m ※3	富野東田部 65 地先 (荒見神社参道)	荒見神社の参道並木の面影をとどめる樹木の1つで、2本立ちであるが樹形がすばらしい木。
27	ハセガワ 長谷川河口のエノキ	エノキ	13m	4.3m	富野内川 246 地先 (木津川堤防の長谷川河口)	木津川堤防にある大木。昔は、「六ヶ池のエノキ」と呼ばれ、田辺、井手方面から東富野への目印となっていた。
28	キタシミズ 北清水、放示邸のヨコメガシ	カン	3m	60cm ※4	長池北清水 22 (放示邸) ※長池園芸西隣	アラカシの園芸種であるが、推定樹齢約 100 年で、葉に白い模様が入る珍しい木。
30	アオダニ 青谷小学校のクスノキ	クスノキ	15m	2.9m	中樋ノ上 71 (青谷小学校校門南側)	地域の交通の拠点に生育しており、青谷地域のシンボルとなっている木。
31	カモモ 賀茂神社のムクノキ	ムクノキ	20m	3.2m	奈島久保野 110 (賀茂神社境内)	ムクノキ特有の樹形をなし、地域を代表する木。
32	ナシマ 奈島弁天さんのケヤキ	ケヤキ	20m	2.7m	奈島久保野 3-1 (賀茂神社北東約 30m)	地域の緑地の代表となる樹姿がきれいな大木で、昔から弁天さんのケヤキとして祀られていた。
33	イチノベ 市辺天満神社のスギ	スギ	24m	2.6m	市辺城下 88 (市辺天満神社拝殿左前)	市内で最古のスギの大木で、樹齢約 130 年とされており、伸びやかに生育している。
34	イチノベ 市辺天満神社のモチノキ	モチノキ	15m	1.9m	市辺城下 88 (市辺天満神社内)	市辺天満神社の大木であり、モチノキとしては市内最大級。
35	ナカガイト 中垣内、富田邸のロウバイ	ロウバイ	4m	26cm ※4	市辺中垣内 2 (富田邸)	ソシンロウバイでこれだけまとまった群生は珍しく、開花する冬季には、地元をはじめ他府県からの見学者も多い。

認定番号	樹木の名称	樹種	樹高	幹周	樹木の所在地(地名等)	樹木の解説
36	イチノペニミガイト 市辺南垣内のクロマツ	クロマツ	5m	1.7m	市辺南垣内 107	樹齢約 200 年とされる風格のある古木で、枝を四方に広げた樹姿はすばらしい。枝張は、最大 12m にも及ぶ。
38	カシノンドウツミバタ 観音堂巽畑のシブガキ	カキ	8.5m	2.4m	観音堂巽畑 80 (「二本松の碑」の南東約 80m 付近)	「鶴の子」という山城地域特有の品種で、柿渋を探るのに利用されるカキの大木。一面に実をつけた姿が美しい。城陽の古い暮らしを伝える木。
39	キタウザイ 北東西のゴヨウマツ	コヨウマツ	5m	2.1m	寺田北東西 42	推定樹齢約 200 年以上で、庭木として整った風格を持つ木。
41	ヒラカワヨコヂ 平川横道、上田邸のソメイヨシノ	サクラ	7.5m	2.6m	平川横道 48-3 (マンション敷地内)	満開の花が美しい、住宅地の中でひときわ目を引くサクラの古木。
42	イチノペマツオ 市辺松尾のイヌザクラ	サクラ	20m	1.5m	市辺松尾 43-2 (国道 307 号から高塚林道徒歩約 20 分)	花は、ソメイヨシノなどと異なり、房状に咲き、葉の下部はクサビ型で、卵形のサクラの葉とは異なるので「イヌ」と呼ばれる。
43	イチノペナカガイト 市辺中垣内、畠中邸のナツメ	ナツメ	4m	0.9m	市辺中垣内 24 (畠中邸)	中国北部から平安朝時代に渡来し、その果実は薬用・食用に重宝されてきた。この木は、江戸時代に植えられた古木であるが、今多くの実を付け続けている。
44	南京都病院のエドヒガン	サクラ	12m	3.15m	中芦原 11 (南京都病院敷地内)	根本から 8 本株立ちしているが、そのうち 1 本はエドヒガンの園芸種のシダレザクラ(イトザクラ)で、極めて珍しい。
45	ミト水度神社のツガ	ツガ	15m	1.8m	寺田宮ノ谷 89 (水度神社境内)	水度神社境内に植えられたツガで、樹姿も伸びやかで端正な木。
46	久世神社のオガタマノキ	オガタマノキ	15m	1.7m	久世芝ヶ原 143 (久世神社境内)	神社に植えられるオガタマノキは古代より神聖な木とされ、久世神社を代表する木。
47	なかなかのこう 中中ノ郷のウメ	ウメ	2m	1.3m	中中ノ郷 12 畑地内 (龍福寺の西、約 50m 付近)	城陽市の木であるウメを代表する実梅品種の「シロウメウメ」で、梅の里青谷のシンボル的な木。

認定を解除した樹木

認定番号	樹木の名称	樹種	樹木の所在地(地名等)	樹木の解説
3	アオヅカ 青塚古墳のコナラ	コナラ	平川室木 102 (青塚古墳の区域内)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
4	ヒライ 平井神社のケヤキ	ケヤキ	平川東垣外 78-1 (平井神社前の交番横)	管理者より認定解除申出書が提出されたため令和 7 年 5 月 19 日に認定解除
5	ヒライ 平井神社のナラガシワ	ナラガシワ	平川東垣外 78-1 (平井神社境内)	樹形回復が困難と判断のため令和 2 年 2 月 21 日に認定解除
6	カミオオタニ 上大谷 4 号古墳のコナラ	コナラ	久世上大谷 107-14 (上大谷古墳群 4 号墳地内)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
7	ライコウジ 来迎寺のカヤ	カヤ	久世南垣内 97 (来迎寺境内)	枯死のため平成 18 年 10 月 3 日に認定解除
9	コウノスキマ 鴻ノ巣山運動公園のウメ	ウメ	寺田大川原 90-7 (鴻ノ巣山運動公園内)	樹勢回復が困難と判断のため平成 30 年 2 月 28 日に認定解除
14	テラダ 寺田小学校のクヌギ	クヌギ	寺田北山田 2 (寺田小学校校庭)	枯死のため平成 15 年 7 月 18 日に認定解除
16	ミトサカ 水度坂、中島邸のゴヨウマツ	ゴヨウマツ	寺田水度坂 8	市外への移植による滅失のため令和 6 年 6 月 27 日に認定解除
22	トノハマ 富野浜のエノキ	エノキ	富野蛭子前 81 地先 (木津川堤外地の旧堤防跡地)	台風による倒壊・伐採のため平成 16 年 12 月 20 日に認定解除
23	トノハマ 富野浜のクワ	クワ	富野蛭子前 103 (木津川堤外地)	倒木により回復が見込めないため令和 4 年 3 月 31 日に認定解除
29	アサクラ 旦棕神社のタマミズキ	タマミズキ	観音堂甲畑 1-12 (旦棕神社境内)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
37	トノハマ 富野浜のエノキ	エノキ	富野蛭子前 81 地先	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
40	キタウザイ 北東西のゴヨウマツ	ゴヨウマツ	寺田北東西 78	枯死のため平成 26 年 3 月 5 日に認定解除

(資料:都市政策課)

樹高:地際から樹冠の最上端までの垂直高をいう。

幹周:地際から 1.3m の高さの幹周りをいう。

樹高・幹周は認定時の数値。

※1:地際周の計測で 3 本立ち

※2:地際周の計測で 11 本立ち

※3:地際周の計測で 2 本立ち

※4:地際最大幹周の計測で 4 本立ち

2-3-4 公園の設置状況

(1) 城陽市所管

(令和7年4月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	種 別	面 積 (m ²)
1	城陽市総合運動公園	寺田大川原・奥山・宮ノ谷	運動公園	160,168
2	木津川河川敷運動広場	水主下外島23-1 他	近隣公園	32,730
3	桜づつみ寺田緑地	寺田北堤下の一部及び地先	都市緑地	9,975
4	桜づつみ枇杷庄緑地	枇杷庄大堀及び島ノ宮の一部及び地先	"	3,713
5	桜づつみ富野緑地	富野内川の一部及び地先	"	10,610
6	桜づつみ奈島緑地	奈島川原口、植田及び中島の一部及び地先	"	17,253
7	桜づつみ水主緑地	水主大將軍の一部及び地先	"	17,951
8	山城青谷駅前広場	市辺五島88-8 他2	"	846
9	長池駅前広場 I	長池北裏61-7	"	557
10	富野荘駅前広場	枇杷庄鹿背田51-30	"	737
11	久津川駅前広場	平川東垣外78-1	"	610
12	つむぎ親水公園	令涼つむぎ4	"	11,125
13	枇杷庄公園	枇杷庄大堀138-1 他2	街区公園	2,787
14	久津川児童公園	平川野原10 他3	"	2,289
15	指月児童公園	平川指月63-1	"	999
16	寺田西児童公園	寺田大林43-4	"	1,001
17	寺田児童公園	寺田今堀25	"	1,154
18	高田児童公園	寺田高田57	"	1,432
19	富野児童公園	富野東田部70-5	"	1,041
20	青谷公園	奈島久保野39-1 他2	"	1,652
21	北山田公園	寺田北山田29-11	"	1,000
22	城陽団地第2児童公園	久世下大谷110-23	"	1,238
23	鍛治塚第1児童公園	平川鍛治塚31-80	"	1,029
24	上大谷第1児童公園	久世上大谷113-19	"	2,246
25	城陽団地第1児童公園	久世下大谷6-290 他1	"	1,413
26	大谷第1公園	寺田大谷115-18 他1	"	8,748
27	深谷第3児童公園	寺田深谷8-6	"	1,909
28	宮ノ谷第1児童公園	寺田深谷57-4	"	1,461
29	深谷第2児童公園	寺田深谷64-256	"	1,055
30	深谷第1児童公園	寺田深谷7-80	"	1,372
31	宮ノ平第1児童公園	寺田宮ノ平35-1	"	1,766
32	宮ノ平第2児童公園	寺田宮ノ平35-83	"	1,773
33	庭井団地第1児童公園	寺田庭井1-98	"	1,119
34	高井第1児童公園	富野高井60-168 他1	"	1,455
35	深谷第3幼児公園	寺田深谷7-155 他1	"	1,116
36	尼塚第9幼児公園	寺田尼塚39-2	"	1,050
37	その他188公園		"	67,743
城陽市所管合計		224 か所		376,985

(2) 京都府所管

No.	名 称	所 在 地	種 別	面 積 (m ²)
1	京都府立木津川運動公園	富野北角14-8他	総合公園	127,000

合 計 502,985

(資料:管理課、都市政策課)

第3章 城陽市の環境政策

3-1 城陽市環境基本条例

平成13年12月27日
条例第25号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 施策の策定等に係る基本方針(第9条)
- 第3章 施策の総合的かつ計画的推進(第10条—第12条)
- 第4章 推進施策
- 第1節 市が講ずる施策(第13条—第21条)
- 第2節 市民等による環境保全活動を促進する施策(第22条・第23条)
- 第3節 地球環境保全のため施策(第24条・第25条)
- 第5章 推進及び調整体制等(第26条—第33条)

附則

前文

私たちのまち城陽は、京都と奈良の中間に位置し、豊かな水や自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきた。

しかしながら、昭和40年代からの急激な人口増加や都市化により、農地や森林の減少、河川の水質汚濁、ごみ排出量の増加、騒音、振動等の環境の悪化が進行してきた。とりわけ、東部丘陵地においては、広大な山砂利採取による市民生活への影響、採取後の土地利用が大きな課題となっている。

一方、近年のめざましい科学技術の進歩と、それに伴う社会経済活動の飛躍的な発展は、私たちを様々な労苦から解放し、物質的に豊かで便利な生活を実現させてきた。しかしながら、このような生活の背景にある大量生産、大量消費、大量廃棄を基本とした社会経済システムは、自然環境や生活環境に様々な負荷を与えるとともに、地球規模の環境にまで大きな影響を与えている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利を有している。そして同時に、この恵み豊かな良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

今、私たちは、私たちの生活が環境に負荷を与えていていることを自覚し、歴史的、文化的遺産を通して先人たちの生活の知恵に学びながら、自らの生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えていき、自然と人との共生を基本とする循環型社会を築いていかなければならない。このような共通認識の下で、「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」の都市像を目指して、市、市民、市民団体及び事業者がパートナーシップにより協力・協働して良好な環境の再生、保全及び創造に努めるとともに、地球環境を視野に入れた持続的発展が可能な社会をつくり上げていくため、市民の総意として、ここに城陽市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の再生、保全及び創造(以下「良好な環境の保全等」という。)のための基本理念並びに市、市民、市民団体及び事業者の協力・連携の下でそれが果たすべき責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 良好的な環境 現在及び将来の市民が健康を維持し、安心・安全で快適かつ文化的な生活を営むことができる生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)、自然環境及び歴史文化環境をいう。
- (3) 市民団体 主として市民又は事業者により組織された、公益的活動を行う団体をいう。
- (4) パートナーシップ 良好的な環境の保全等のため、市、市民、市民団体及び事業者が、各々の責任と分担の下で互いに自立し、相互に支え合う関係をいう。
- (5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好的な環境の保全等は、現在及び将来の市民が良好な環境を引き継いでいるよう、すべての者の参加及び環境優先の認識の下に行われなければならない。

2 良好的な環境の保全等は、豊かな水や緑の自然環境が守り育てられるとともに、自然との触れ合いを深め、自然と人との共生を目指して行われなければならない。

3 良好的な環境の保全等は、資源・エネルギーの循環的な利用及びその適正な管理に努めることにより、環境への負荷の少ない循環型で持続可能な社会を実現し、発展させるように行われなければならない。

4 良好的な環境の保全等は、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割と責務を明確に認識し、パートナーシップによって行われなければならない。

5 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、地域での取組として行われるとともに、広域にわたるものについては、周辺地域、関係機関等と広域的国際的に協力・連携して取り組まれなければならない。

(市の責務)

- 第 4 条 市は、前条に規定する良好な環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び率先して実施しなければならない。
- 2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全等について配慮しなければならない。
- 3 市は、前 2 項に規定する施策の策定及び実施に関する必要な情報を適切に提供し、又は公開するように努めなければならない。

(市民の責務)

- 第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する活動(以下「環境保全活動」という。)に取り組むよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

- 第 6 条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減及び環境保全活動に努めるものとする。
- 2 市民団体は、基本理念にのっとり、自らの環境保全活動を推進するために、市民への情報提供及び市民の参画又は学習の機会の提供に努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第 7 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を阻害することのないよう、自らの負担と責任において必要な措置等の対策を講ずるとともに、環境保全活動に取り組まなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られこととなるように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 4 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境に配慮した事業活動を継続的に推進するとともに、環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業の仕組みや手順をいう。)の構築に努めなければならない。

(各主体の協働)

- 第 8 条 市、市民、市民団体及び事業者は、前 4 条に規定するそれぞれの責務を果たすための環境保全活動等において、パートナーシップの理念に基づき協働していかなければならぬ。

第 2 章 施策の策定等に係る基本方針

- 第 9 条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が再生、保全及び創造されるよう、大気、水、土壤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境が再生、保全及び創造されること。
- (3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、緑化が推進され、並びに地域の個性を生かした都市景観が形成され、並びに歴史文化環境が再生、保全及び創造されること。
- (4) 地球環境保全に資する環境への負荷の低減が可能となるような循環型社会を構築するため、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等を積極的に推進すること。

第 3 章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

- 第 10 条 市長は、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好的な環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、市民団体及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第 26 条に定める城陽市環境審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実行計画等)

- 第 11 条 市長は、前条の環境基本計画を推進するため、その取組を率先して実行するための行動計画(以下「実行計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画、実行計画等との整合を図るものとする。

(年次報告等)

- 第 12 条 市長は、環境基本計画、実行計画等の適正な進行管理を図るため、市域の環境の現状、良好な環境の保全等に関する施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により公表した年次報告書に対して、市民、市民団体及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 推進施策

第 1 節 市が講ずる施策

(規制措置)

- 第 13 条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

- 第 14 条 市は、市民、市民団体及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の良好な環境の保全等に資する措置を探ることを助長する必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者への適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があるときは、当該措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

- 第 15 条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

- 第 16 条 市は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が再生、保全及び創造されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

- 第 17 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者による資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等に努めるものとする。

(東部丘陵地の環境への配慮)

- 第 18 条 市は、市域の東部に位置する丘陵地において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者に対し、良好な環境の保全等に向けた必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

- 第 19 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、良好な環境の保全等について適正に配慮することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定)

- 第 20 条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結することができる。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

- 第 21 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民、市民団体及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 2 節 市民等による環境保全活動を促進する施策

(環境学習及び環境教育の推進)

- 第 22 条 市は、市民、市民団体及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深めることにより、環境に配慮した生活及び行動が促進されるように、環境に関する学習及び教育を推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

- 第 23 条 市は、市民、市民団体及び事業者による良好な環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 3 節 地球環境保全のための施策

(地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

- 第 24 条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力等の推進)

- 第 25 条 市は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力等の推進に努めるものとする。

第 5 章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

- 第 26 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、城陽市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議を行う。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、良好な環境の保全等に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

7 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(市民等の施策への参加)

- 第 27 条 市は、市、市民、市民団体及び事業者が地域の良好な環境の保全等及び地球環境保全に関して、パートナーシップによりその施策等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 28 条 市は、良好な環境の保全等に関する施策の調整を図るとともに、その施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第 29 条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全等に関する施策の策定等に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 30 条 市は、環境の状況を的確に把握し、良好な環境の保全等に関する施策を実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 31 条 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全等のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(一時滞在者等の協力)

第 32 条 本市に一時滞在等する者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に努めるとともに、市が行う良好な環境の保全等に関する施策並びに市民、市民団体及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(その他)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年(2002 年)4 月 1 日から施行する。

3－2 城陽市環境基本条例制定の経過と城陽市環境市民懇話会の活動経過

年度	月	環境市民懇話会発足～条例施行まで	環境市民懇話会(カッコ内は開催回)
平成 12	9	・環境市民懇話会発足 市民公募(9人)、市内事業者(6人)、 学識経験者(1人)、その他の団体(4人)	・委嘱書交付 (第1回)
	10～3		・条例への提言書作成 (第2回～第15回)
13	4	・「城陽市環境基本条例に関する提言書」 提出	・城陽市環境基本条例案の検討 (第16回～第21回) ・城陽市環境基本計画の検討スケジュール等について意見交換 (第22回～第35回)
	11	・議会全員協議会開催 ・法令審査	・第1回環境フォーラムを開催 (3月30日)
	12	・環境基本条例(案)議会提出 26日可決、27日公布	
14	4	・環境基本条例施行	・計画の枠組み、施策の体系について検討 (第36回～第37回)
	5		・テーマ別環境ビジョン、基本目標の検討 (第38回)
	6～7		・中間案の検討 (第39回～第42回)
	8～9		・市民意見の募集方法について検討 ・環境井戸端会議について検討・準備 (第43回～第46回)
	10		・環境井戸端会議の開催 ・各地域の環境を考えるワークショップ (第47回)
	11		・計画案のまとめ (第48回～第49回)
	12～		・計画の推進体制について (第50回～第55回)
	3		・第2回環境フォーラムを開催(3月29日) (第56回～第57回)
	15	9	・9月1日城陽環境パートナーシップ会議設立発起人会発足 ・9月6日任期満了

3－3 城陽市環境基本計画の策定経過

年度	月	内容
平成 14	9	・環境基本計画(中間案)作成 ・議会報告・市民意見募集
	10	・環境井戸端会議開催 ・環境審議会設置
	12	・環境基本計画(案)作成 ・環境審議会諮詢
15	2	・環境審議会答申
	3	・環境基本計画策定 ・環境基本計画議会報告
20	4～	・環境基本計画見直し検討(17回) (至21年3月)
21	5	・環境審議会報告
	6	・議会報告 ・環境基本計画一部改正
25	6～	・環境基本計画見直し検討(11回) (至26年1月)
26	2	・環境審議会報告 ・議会報告 ・環境基本計画一部改正
27	2	・第2次環境基本計画の策定手法について ・環境審議会報告 ・議会報告
28	4～	・第2次環境基本計画策定検討(12回) (至29年3月)
29	11	・第2次環境基本計画環境審議会諮詢
	12	・第2次環境基本計画パブリックコメント実施
30	2	・第2次環境基本計画答申 ・第2次環境基本計画議会報告
	3	・第2次環境基本計画策定



3-5 城陽環境パートナーシップ会議規約

(名称)

第1条 この会は、城陽環境パートナーシップ会議（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 城陽市環境基本条例（平成13年城陽市条例第25号）第27条に基づき、市、市民、市民団体及び事業者のパートナーシップにより、地域の良好な環境の保全等及び地球環境保全に向けて取り組むことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

(1)城陽市環境基本計画に定める目標の実現に向けた行動計画の立案

(2)前号の行動計画に基づく率先行動の実施

(3)環境に関する情報提供及び情報交換

(4)その他前条の目的を達成するために必要な活動

(組織)

本会は、第2条の目的に賛同する個人会員、団体会員及び賛助会員をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、次に掲げる役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 1名

(3)監事 1名

(4)運営委員 30名以内

(役員の選出)

第6条 会長及び監事は、会員の中から総会において選出する。

2 副会長及び運営委員は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を得る。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を置くことができる。この場合における役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、本会の経理について監査する。

4 運営委員は、運営委員会を構成する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

2 総会は年1回開催し、運営委員会は必要に応じて開催する。

3 総会及び運営委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

4 総会は、役員の選出、活動発表及び啓発等を行い、運営委員会は、第3条に定める活動の方針を決定し、予算の執行及び管理を行う。

5 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(部会)

第10条 第3条に定める活動を実施するため、本会に部会を設置することができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

(会費)

第11条 賛助会員は、1口年額20,000円の会費を負担する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金及び他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当分の間、城陽市役所内に置く。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成15年（2003年）10月25日から施行する。

(経過措置)

2 発足時の役員には、本会の設立発起人をもって充てる。

3-6 城陽市環境政策推進本部設置規則

平成 14 年 3 月 29 日

規則第 21 号

(設置)

第 1 条 城陽市環境基本条例(平成 13 年城陽市条例第 25 号。以下「条例」という。)第 28 条の規定に基づき、良好な環境の保全等に関する施策の調整等を図り、その施策を総合的かつ計画的に推進するため、城陽市環境政策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 城陽市環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 本市の実行計画等の策定及び推進に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に係る計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 城陽市環境審議会に係る諮問案件の確定及び答申の取扱いに関すること。
- (5) 本市の環境マネジメントシステムの構築及び継続的改善に関すること。
- (6) その他条例に基づく施策の推進等に関すること。

(組織等)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長を、本部員は教育長、公営企業管理者、参与、理事、部長及び部長相当職の者をもって充てる。

3 推進本部は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

4 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(環境政策推進委員会)

第 4 条 第 2 条に規定する事務の調整、進行管理等を行うため、推進本部に環境政策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、本部長が指名する職員 25 名以内をもって組織する。

3 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は環境政策担当課長(環境政策担当次長を置く場合にあっては、当該次長)をもって充て、副委員長は委員長の指名による。

4 推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(環境政策推進チーム)

第 5 条 第 2 条に規定する事務の企画、率先実行等を行うため、推進委員会に環境政策推進チームを置く。

2 環境政策推進チームは、本部長が指名する職員 45 名以内をもって組織する。

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務については、環境主管課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年(2002 年)4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年(2004 年)4 月 1 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年(2006 年)5 月 1 日規則第 23 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年(2006 年)7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年(2007 年)3 月 30 日規則第 14 号)

この規則は、平成 19 年(2007 年)4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年(2009 年)4 月 30 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年(2011 年)3 月 31 日規則第 7 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年(2011 年)4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年(2012 年)3 月 30 日規則第 15 号)

この規則は、平成 24 年(2012 年)4 月 1 日から施行する。

3 - 7 城陽市環境審議会規則

平成14年8月30日
規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、城陽市環境基本条例(平成13年城陽市条例第25号)第26条第8項の規定に基づき、城陽市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境主管課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年(2006年)5月1日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年(2006年)7月1日から施行する。

附 則(平成23年(2011年)3月31日規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

3-8 城陽市環境審議会の開催状況

年	月	審議会	内容
平成 14	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、市環境政策の説明
	11	第2回城陽市環境審議会	市内視察
	12	環境基本計画(案) 諮問	
15	1	第3回城陽市環境審議会	環境基本計画(案) の審議
	2	第4回城陽市環境審議会	環境基本計画(案) の審議
	4	第5回城陽市環境審議会 環境基本計画(案) 答申 第1回城陽市環境審議会	市環境政策の年間予定及び新体制
	7	第2回城陽市環境審議会	城陽市環境報告書(平成15年度版)の報告
16	1	第1回城陽市環境審議会	城陽市環境報告書(平成16年度版)の報告
18	1	第1回城陽市環境審議会	城陽市環境報告書(平成17年度版)の報告
	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、市の概要と環境政策の説明
19	7	第1回城陽市環境審議会	「平成18年度の大気・水質・地下水測定結果と環境基本計画の進捗について」
20	3	第2回城陽市環境審議会	「環境基本計画の進捗状況等について」 「地球温暖化対策地域推進計画の取り組みについて」 「第2期城陽市エコプランについて」 委嘱 「平成19年度大気・水質・地下水測定結果」 「平成19年度城陽市エコプラン実施結果」 「第1期エコプラン実績」 「環境基本計画の進捗について」
	10	第1回城陽市環境審議会	
21	3	第2回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策地域推進計画(素案)について」 「城陽市地球温暖化対策地域推進計画について」 「城陽市環境基本計画の数値目標等の見直しについて」
	5	第1回城陽市環境審議会	
22	4	第1回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策地域推進計画進捗状況報告について」 「平成21年度環境政策の実施報告について」 委嘱、「城陽市の環境政策について」
	11	第2回城陽市環境審議会	
24	2	第1回城陽市環境審議会	「独自環境マネジメントシステムへの移行について」 「平成22年度城陽市環境測定結果について」 「第2期城陽市エコプラン平成22年度実績について」 「平成23年度節電取り組みについて」 委嘱、「平成23年度城陽市環境測定結果について」
	12	第1回城陽市環境審議会	
25	2	第2回城陽市環境審議会	「第3期城陽市エコプラン(案)について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)について」 「平成24年度城陽市環境測定結果について」 「平成24年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」 「城陽市環境基本計画の見直しについて」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
	11	第1回城陽市環境審議会	
26	2	第2回城陽市環境審議会	「城陽市環境基本計画の数値目標等の見直しについて」 委嘱、「平成25年度城陽市環境測定結果について」 「平成25年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」 「第2次城陽市環境基本計画について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
	11	第1回城陽市環境審議会	
27	2	第2回城陽市環境審議会	「第2次環境基本計画の策定にあたって」 「城南衛生管理組合(奥山埋立処分地の排水処理及びクリーン21長谷山のばいじん処理物)に関する事案について(報告)」 「第2次環境基本計画の策定方法について」 「平成26年度城陽市環境測定結果について」 「平成26年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」 「第2次環境基本計画策定のスケジュール等について」
	7	第1回城陽市環境審議会	
28	10	第2回城陽市環境審議会	
	11	第1回城陽市環境審議会	
29	2	第3回城陽市環境審議会	「第2次環境基本計画の内容について」 委嘱、「平成27年度城陽市環境測定結果について」 「平成27年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」 「環境基本計画の総括について」 「第2次環境基本計画の策定に向けた市民等意識調査結果について」
	6	第1回城陽市環境審議会	
	8	第2回城陽市環境審議会	
29	11	第3回城陽市環境審議会	「第2次城陽市環境基本計画の策定について」 「平成28年度環境測定結果について」 「第2次城陽市環境基本計画骨子(案)について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定について 「第2次城陽市環境基本計画(案)の諮問について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の骨子案について」 「平成28年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」
	11	第3回城陽市環境審議会	

年	月	審議会	内容
30	1	第4回城陽市環境審議会	「第2次城陽市環境基本計画（素案）について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）について」 「第4期城陽市エコプランについて」
	2	第2次環境基本計画（案）答申 第5回城陽市環境審議会	「第2次環境基本計画の最終案について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について」 委嘱、「平成29年度城陽市環境測定結果について」 「平成29年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
	10	第1回城陽市環境審議会	
令和元	10	第1回城陽市環境審議会	「平成30年度城陽市環境測定結果について」 「平成30年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
2	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、「令和元年度城陽市環境測定結果について」 「令和元年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
3	11	第1回城陽市環境審議会	「令和2年度城陽市環境測定結果について」 「令和2年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
4	2	第2回城陽市環境審議会	「地球温暖化対策実行計画の策定手法について」 「ゼロカーボンシティ宣言の表明について」
	5	第1回城陽市環境審議会	「地球温暖化対策実行計画の骨子案について」
	10	第2回城陽市環境審議会	委嘱、「令和3年度城陽市環境測定結果について」 「令和3年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画素案について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画（原案）の諮問について」
5	1	第4回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策実行計画（案）について」 城陽市地球温暖化対策実行計画（案）答申
	2	第5回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策実行計画（最終案）について」
	11	第1回城陽市環境審議会	「令和4年度城陽市環境測定結果について」 「令和4年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」 (仮称) 城陽市ポイ捨て禁止条例について
6	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、「令和5年度城陽市環境測定結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
7	2	第2回城陽市環境審議会	「令和5年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果について」 「第3次環境基本計画の策定にあたって」 城陽市大気・水質（河川）測定方法の見直し（案）について



城陽市ゼロカーボンシティ宣言

古くから交通の要衝として、城陽市は、豊かな水や自然の恵みを受け、さまざまな歴史や文化を形づくってきました。また、これまで私たちは、私たちの生活が環境に負荷を与えていたことを自覚し、先人たちの生活の知恵に学びながら、自然と人との共生を基本とする循環型社会を目指してきました。そのなかでも、地球温暖化の要因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの抑制にも、生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えることで、先進的に取り組んでまいりました。

しかし残念ながら、今世界では、地球温暖化の進行に伴い、台風の巨大化や集中豪雨などの異常気象が多発し、私たちの生活を脅かしています。これらの課題を解決するため、2015年に合意されたパリ協定や2018年に公表されたIPCC（国連の気候に関する政府間パネル）の特別報告書では、「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。我が国においても、2020年10月26日に内閣総理大臣所信表明で「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されています。

本市は、これまで取り組んできた環境、経済、社会、3つの側面から持続可能な発展を実現しており、今、まちは大きく発展し、飛躍しようとしています。このまちに住んでよかったと思える、SDGsの理念にもある「誰一人取り残さない」社会を希求し、かけがえのない故郷を次の世代につなげるため、豊富な地域資源の活用や、市・市民・市民団体・事業者など多様な主体との連携を「環境パートナーシップ会議」を中心据え各種事業展開を進めながら、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」に挑戦することをここに宣言します。

令和3年11月27日

城陽市長

3－10 城陽市環境方針

1. 基本理念

城陽市は、豊かな「自然」が、多くの「人」のパートナーシップによって、「未来」へと引き継がれることで「環境と共生するまち」を実現するため、第2次環境基本計画の望ましい環境像である「自然・人・未来をはぐくむ、環境共生のまち・城陽」を目指します。

また、2021年（令和3年）に行った「城陽市ゼロカーボンシティ宣言」に基づく2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、市民一人ひとりが新たな価値観を持って、さらなるライフスタイルの転換を推進する環境施策を展開していきます。

2. 基本方針

「自然・人・未来をはぐくむ、環境共生のまち・城陽」の実現に向け、市の環境マネジメントシステム「J-EMS（ジェイムス）」の運用により以下の事項に取り組むとともに、その結果を精査し、遵守義務を満たしながら効率化を図り、継続的に環境の保全・改善に取り組みます。

- ◆一事業者としての市は、「城陽市エコプラン」に基づき、温室効果ガス排出量について政府実行計画の目標と同等の削減を目指すこととし、2027年度（令和9年度）までに、2013年度（平成25年度）比42%以上削減することを目指します。
- ◆職員一人ひとりが豊かな知識を身に付けるとともに、環境問題に対する意識を持って、それぞれの業務に取り組みます。
- ◆環境法令や遵守事項を守り、環境汚染の予防に積極的に取り組みます。
- ◆「第2次城陽市環境基本計画」に定める5つの環境ビジョンの実現に向け、市・市民・市民団体・事業者のパートナーシップによる横断的・総合的な環境政策を推進します。
- ◆ゼロカーボンシティとして、市域の2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ達成に向け、「城陽市地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー化の促進と再生可能エネルギーへの転換に努めます。
- ◆緑の再生により、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

令和6年（2024年）4月1日 城陽市長 奥田 敏晴

§ 用語の説明（50音順）

（ア 行）

アルキル水銀 … メチル水銀などの有機水銀で水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、慢性中毒となり知覚・聴力・言語障害・視野の狭さく、手足の麻痺などの中枢神経障害などを起こして死亡する場合もある。水質汚濁に係る環境基準では「検出されないこと」と定めている。

ISO14001 … ISOとはスイスのジュネーブに本部を置く「国際標準化機構」(1947年設立)の略称で、国際的に通用する規格を制定する非政府機関。このISOが定めた規格をISO規格といい、身近な例として、非常口のマーク(ISO7010)や、ネジ(ISO68)などがある。ISO14001は、環境活動を管理するためのマネジメントシステムの規格。

一酸化炭素(CO) … 炭素やその化合物を含むものを燃焼する際、酸素が不十分な環境で不完全燃焼を起こすと発生する気体。たばこの煙にも多量に含まれており、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を阻害する。

SPM(浮遊粒子状物質) … 大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径がおおむね10マイクロメートル以下のもの。呼吸器疾患の原因といわれている。

SS(浮遊物質量) … 水中に浮遊している微細な固形物の量。

オキシダント … 光化学反応によって生成するオゾン(O_3)などの酸化性物質の総称。光化学大気汚染による被害症状の主原因物質である。

オゾン層 … オゾン(O_3)は酸素原子3個からなる気体。地球を取り巻くオゾンの約90%は高度10~50km上空の成層圏に存在し、このオゾンの多い層を一般的に「オゾン層」という。オゾン層は太陽光に含まれる紫外線のうち有害なもの(UV-B)の大部分を吸収し、地上の生態系を保護している。このオゾン層がフロン(クロロフルオロカーボン類・CFC類)などにより破壊されると、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系に悪影響が出るおそれがある。

温室効果ガス … 大気中の二酸化炭素(CO_2)やメタン(CH_4)などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF_6)、三フッ化窒素(NF_3)を加えた7種を削減対象の温室効果ガスと定めている。

（カ 行）

合併処理浄化槽 … 净化槽の一種でし尿とその他家庭から出る生活雑排水を一緒に処理する施設。し尿のみを処理する浄化槽は単独処理浄化槽という。新たな単独処理浄化槽の設置は禁止されている。

カドミウム(Cd) … 鉱物中や土壤中などに存在する重金属で、鉛・銅・亜鉛などの金属とともに存在する。イタイイタイ病の原因とされており、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、腎尿細管の再吸収機能が阻害され、カルシウムが失われて骨軟化症を起こす。

環境影響評価(環境アセスメント) … 環境影響評価法の定めるところにより、大規模な開発事業の内容を決めるに当たり、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者が調査・予測・評価を行うもの。その結果を公表して住民等の意見を聴き、それらを踏まえて環境保全について適正な配慮がなされることを確保し、国民の健康で文化的な生活の確保に資する仕組み。

環境家計簿 … 日常生活で消費するエネルギーの量から、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO_2)をどのくらい排出しているかを知るためのもの。環境家計簿を記録することにより、家庭から排出される CO_2 の量を把握して自分の生活行動を見直すことができ、環境にやさしい生活の実践に役立つ。

環境基準 … 大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。環境基本法第16条に規定されており、行政上の政策目標である。人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図るもの。

環境負荷 … 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

環境マネジメントシステム(EMS) … 事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針等を見直すという一連の手続き。ISO14001や環境省が策定したエコアクション21などがある。

京都議定書 … 1997年12月に京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。2005年2月に発効し、先進締約国に対し、2008～12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出量を1990年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務づけた。2000年に、最大排出国であるアメリカ（36.1%）が経済への悪影響と途上国の不参加等を理由に離脱。2013～2020年の第二約束期間に参加して温室効果ガスの削減義務を負うのは欧州連合（EU）やノルウェー、スイスなど一部の先進国にとどまり、日本やロシア、ニュージーランドは不参加を表明した。

クロム(Cr) … クロムは耐食性、耐熱性に富み、メッキやステンレスの原料として用いられる重金属。六価クロムは毒性が強く、三価クロムは毒性が少ないとされる。

公害 … 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。

光化学スモッグ … 工場、事業場や自動車などから排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こし、光化学オキシダントが生じる。この光化学オキシダントの濃度が高いときに白いモヤがかかる現象。

コンポスト … 一般家庭から出る生ごみを堆肥に再生するための容器。作られた堆肥は、家庭菜園等の土壤改良剤として活用できる。

（サ 行）

シアノ(CN) … 無色、特異臭のある気体である。青酸カリで知られる有害な物質で、シアノ化合物が作用すると組織的窒息を起こして死亡する。通常は数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、けいれんなどを起こして死亡し、少量摂取の場合は、耳鳴り、おう吐などを起こす。

COD(化学的酸素要求量) … 水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きいほど有機物による汚濁が大きい。

3R … リデュース(Reuse:ごみの発生抑制)・リユース(Reuse:使用済製品の再使用)・リサイクル(Recycle:原材料として再資源化)の頭文字を取ったもの。これまで、リデュース、リユースよりもリサイクルに重点が置かれていたが、環境への負荷を低減する目的からは、リデュースを第一に置いて、次にリユース、最後にリサイクルという順序を習慣づける必要がある。

総水銀(T-Hg) … 有機水銀、無機水銀、金属水銀を合わせた水銀及びその化合物。

（タ 行）

ダイオキシン類 … ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナー-ポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めてダイオキシン類といい、ものの焼却過程で自然に生成する物質で塩素の数やつく位置によって220種類の異性体がある。ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

大腸菌群 … 大腸菌及び大腸菌とよく似た性質を持つ菌の総称。大腸菌は一般に人畜の腸管内に常時生息し、健康な人間の糞便1グラム中に10億～100億存在するとされている。そのため、微量のし尿により水が汚染されても、容易に検出できることから、水質汚濁の指標とされている。

地球温暖化 … 産業活動が活発になることで、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、フロン類などの温室効果ガスが大量に排出され、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり熱の吸収がこれまでより増えた結果、地球の平均気温が上昇すること。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）によると、今後数十年の間に温室効果ガスの排出が大幅に減少し、実質ゼロを実現したとしても、21世紀中に、地球の平均気温の上昇は、工業化以前と比べ1.5℃に達する可能性があると予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響等が懸念されている。

DO(溶存酸素) … 水に溶けている酸素の量を示す。酸素の溶解量は、水温、気圧、塩分濃度などの影響を受ける。汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなる。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。

dB(デシベル) … 騒音・振動の測定における単位。

等価騒音レベル(LAeq又はLeq) … 騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある測定時間内に変動するレベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したもの。

トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン … 主に金属・機械部品などの脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われている有機塩素化合物。水環境の汚染を通じ、人の健康を害するおそれがあることから、水質汚濁防止法の有害物質に指定されている。

(ナ 行)

二酸化硫黄(SO₂) … 垂硫酸ガスとも呼ばれる大気汚染物質の一つであり、石油、石炭等を燃焼した時に含有される硫黄が酸化されて発生する。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、大気中の窒素酸化物(NO_x)とともに光化学反応などの化学変化を起こすと、硫酸や硝酸となって降水に溶け込み、酸性雨の原因となる。

二酸化窒素(NO₂) … 大気汚染物質である窒素酸化物(NO_x)の一つであり、呼吸器系に対する有害物質である。発生源は自動車や工場廃ガス。

n-H(ノルマルヘキサン抽出物質) … 鉱物油、動植物油などの油分の量を表す指標。ノルマルヘキサンという溶剤によって抽出される物質であり、石鹼や染料、界面活性剤などが該当する。油分には分解性の低い物質が多く含まれるため、生態系に悪影響を与える。

(ハ 行)

pH(水素イオン濃度指数) … 物質の酸性やアルカリ性の程度を示すもので、pH7は中性、pHが小さくなると酸性、大きくなるとアルカリ性を示す。自然水のpHは、6.5～8.5の範囲にある。

BOD(生物化学的酸素要求量) … 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の有機汚濁を測る代表的な指標である。この数値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味する。

PCB(ポリ塩化ビフェニル) … 人工的に作られた、主に油状の化学物質。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃焼、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、環境汚染物質として大きな社会問題となったことがあり、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

微小粒子状物質(PM2.5) … 大気中に浮遊している2.5 μm以下の小さな粒子。非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、胸の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

PTIO方式 … 一酸化窒素(NO)を選択的に酸化する有機酸化剤PTIOを捕集材TEA(トリエタノールアミン)に混合し、分子拡散の原理による小型軽量なサンプラーを用いて大気中の一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)を簡易に測定する方法。

ppm(parts per million) … 100万分の1を示す表示。大気汚染や食品中の残留農薬の濃度を表示するのに使用する単位。たとえば、1 m³の大気中に1 cm³、もしくは1トンの水中に1gの物質が含まれている場合を1ppmが含有しているという。

(ヤ 行)

要請限度 … 騒音規制法及び振動規制法において、市が指定地域内で自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を超えて道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき、都道府県公安委員長等に必要な措置を要請できる。この際の境界値をいう。

城陽市環境報告書 令和7年度(2025年度)版

令和8年(2026年)1月発行

編集
発行

城陽市 市民環境部 環境課

〒610-0195

京都府城陽市寺田東ノ口 16番地、17番地

T E L 0774-56-4061

F A X 0774-56-3999

Eメール kankyo@city.joyo.lg.jp

本書は再生紙を利用しています